

東久留米市 公共施設等総合管理計画

わたしたちが今考えなければならないこと
～未来志向の公共施設マネジメントの方向性～

令和5年2月改訂

東久留米市

目次

第1章	はじめに	1
第1節	計画の概要	2
1-1.	計画策定の目的	2
1-2.	計画の位置づけ	3
1-3.	計画策定年度及び改訂年度	3
1-4.	計画の期間	4
1-5.	計画の対象施設	4
第2章	公共施設等の現況及び将来の見通しの把握・分析	5
第1節	人口の動向及び将来の見通し	6
第2節	財政の動向	7
第3節	公共施設等の現況	10
3-1.	建築系公共施設	10
3-2.	インフラ系公共施設	16
第4節	施設保有量の推移	20
第5節	有形固定資産減価償却率の推移	21
第6節	過去に行った対策の実績	22
第7節	公共施設等の将来更新費用	23
7-1.	建築系公共施設	23
7-2.	インフラ系公共施設	28
第8節	長寿命化による効果額	33
第9節	中長期的な経費と財源の見込	35
第10節	今後の維持管理・運営に向けた現状と課題の基本的認識	37
第3章	総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	38
第1節	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	39
第2節	基本方針に基づく今後の推進方策	41
2-1.	建築系公共施設にかかる推進方策	42
2-2.	インフラ系公共施設にかかる推進方策	48
第3節	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	49
第4章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針【建築系公共施設】	52
第1節	行政系施設	53
第2節	学校教育系施設	58
第3節	子育て支援系施設	64
第4節	福祉系施設	72
第5節	コミュニティ系施設	79
第6節	生涯学習系施設	83
第7節	スポーツ系施設	89
第8節	その他	95
第5章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針【インフラ系公共施設】	100
第1節	道路	101
第2節	橋梁	101
第3節	道路排水施設	101
第4節	公園	102
第5節	公共下水道	102
第6章	総合的かつ計画的な管理を実現するために	103
第1節	計画の推進に向けて	104
1-1.	推進体制の整備	104

1-2.	P D C Aサイクルに基づく維持管理・運営の推進.....	104
1-3.	施設の維持管理・運営等に関する情報の一元化.....	104
資料集	106
1.	公共施設の利用状況及び今後の方向性に対する市民意向調査.....	107
1-1.	調査の概要.....	107
1-2.	施設利用状況についての調査結果.....	107
1-3.	公共施設の今後のあり方について.....	109
1-4.	考えられる方策の実施についての意向.....	111
2.	用語集.....	113

第1章 はじめに

※ 各章における値は、単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計が必ずしも一致しない場合があります。

第1節 計画の概要

1-1. 計画策定の目的

我が国では、高度成長期以降の全国的な人口急増に合わせ、公営住宅や学校などの公共施設、道路・橋梁、上下水道などの社会インフラの整備が急速に進められ、その整備率や提供する便益は世界を凌ぐ高い水準となりました。一方、こうした社会資本ストックの老朽化が一気に進行し、維持更新にかかる費用は急増するものと見込まれていますが、厳しい財政事情を抱える自治体にとって、全ての費用を負担することは難しい状況にあります。

こうした状況を受け、総務省は平成26年に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を示し、全国自治体に対して、早急に公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことができるよう平成28年度までに公共施設の全体最適化の方針となる「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請しました。

本市においても、昭和30～40年代半ばの人口急増に応じ、市民が安心・快適に暮らせる生活環境を確保するため、公共施設の整備を急速に進めてきました。そのため、築30年以上が経過する施設は、建築系公共施設では7割を超えており、大規模改修等により老朽化対応が必要な施設が増えてきています。さらに、今後30～40年後には更新需要がピークを迎えることが予想されており、今後保有する全ての公共施設の更新需要に応えることは、極めて困難なものを見込まれます。

また、建設時から年数が経ち、人口やその年齢構成が大きく変化してきています。それと同時に、公共施設に求められる機能も大きく変わってきており、施設の需要と供給のバランスを改めて見直し、ニーズに合わせたより効果的な利活用方法へと転換を図っていく必要があります。こうした背景から、本市においても、厳しい財政状況の中、将来に過度な負担を残さないためにも、公共施設マネジメントの重要性が高まっています。

本市においては、平成26年度から公共施設の実態把握に努め、平成27年5月には「東久留米市公共施設白書」を作成し、公表してきました。さらに、平成27年度には、東久留米市公共施設のあり方に関する基本方針検討委員会を設置し、特に建築系公共施設の最適化に向けた指針となる「東久留米市公共施設のあり方に関する基本方針」を専門的な知見を基に策定するとともに、安全かつ快適な利用環境を維持するための指針となる「東久留米市施設保全計画」を策定し、公表しています。本計画は、これらの方針及び計画とともに、インフラ系公共施設の老朽化対策に関する基本的な考え方を改めて整理することで、財政負担の軽減及び平準化、公共施設の効率的な活用と適正な維持更新の実現を図るための、公共施設全体のマネジメント方針を示すことを目的としています。

本計画の策定から一定の期間が経過していることや、総務省から公共施設等総合管理計画の見直しが求められていることを踏まえ、国から派遣された専門アドバイザーの助言を基に、国の指針に沿って「東久留米市公共施設等総合管理計画」を改訂します。

1 - 2. 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、次の図表に示すとおりです。本計画は、建築系公共施設及びインフラ系公共施設を含めた本市が所有する全公共施設を対象とし、公共施設の管理にかかる方針を定めるものです。

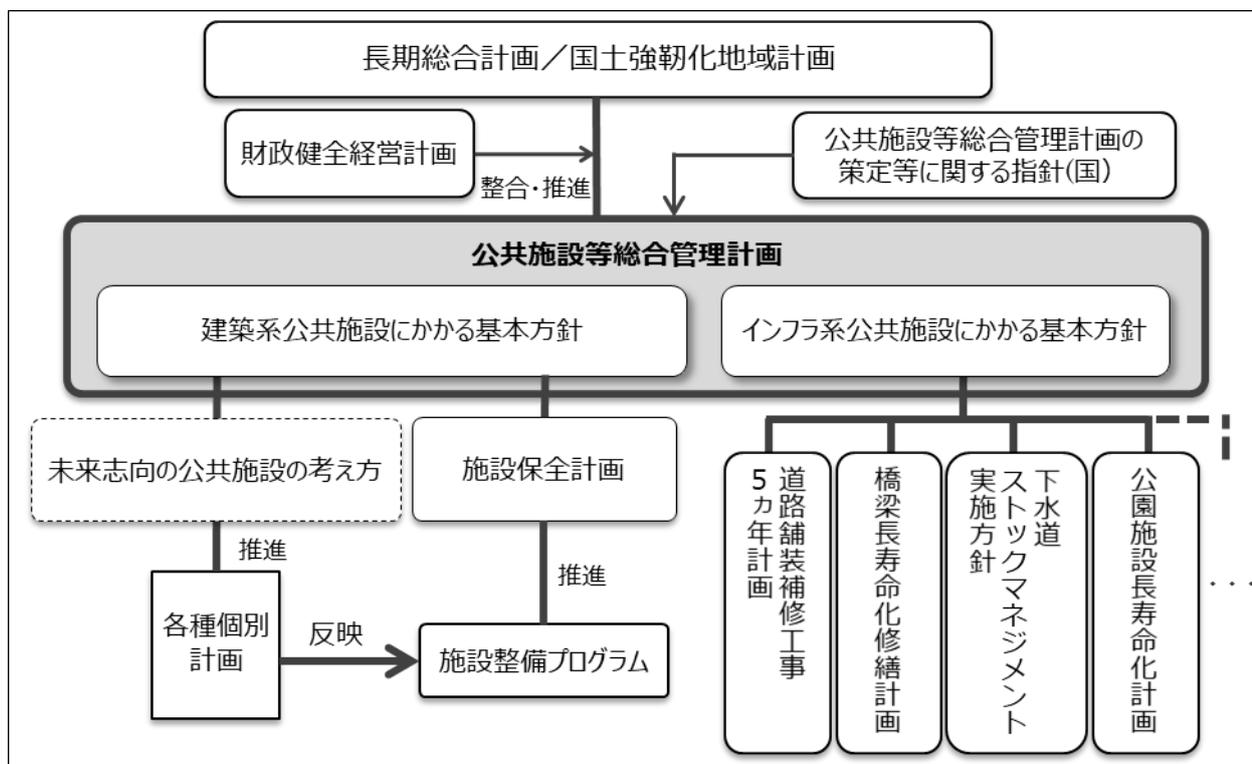
「各種個別計画」とは、施設の更新にあたって定める計画をはじめ、各種施策を推進していくにあたり策定される個別の計画を指します。その策定にあたっては、本計画に定める基本方針及び今後の推進方策に即して定めていくこととします。

「東久留米市施設整備プログラム」は、点検や保守をはじめ、長寿命化への対応等施設の適正な保全を図るための方針を定めた「東久留米市施設保全計画」のもとに策定される10年程度を期間とする実行計画であり、各種個別計画の策定内容を随時反映し、ローリングしていきます。

各種インフラ系公共施設に係る個別計画については、本市では、道路、橋梁、公共下水道管路施設及び公園施設に関する計画が既に策定されており、これらに示すインフラ系公共施設の老朽化対策に関する基本的な考え方を、本計画の中で改めて整理し、体系づけていくこととします。

「未来志向の公共施設の考え方」については、本市のこれからの50年間を見据えて、既存の施設の複合化や集約化等も図りつつ、新たな付加価値を加えた公共施設の再編成をめざす未来志向の公共施設マネジメントを進めていくため、本計画改訂後にとりまとめる予定です。

図表 公共施設等総合管理計画の位置づけ



1 - 3. 計画策定年度及び改訂年度

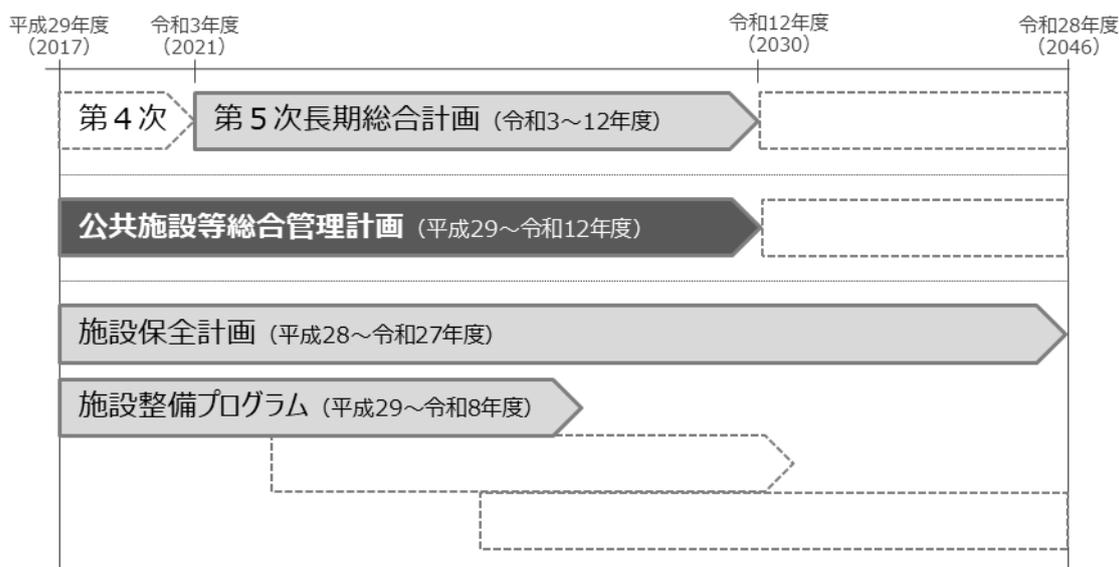
本計画は平成28年度に策定しました。この度、国から「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」（令和4年4月1日改訂）が示されたことを受け、令和4年度に改訂を行いました。

1 - 4. 計画の期間

本計画は、東久留米市の将来の人口や財政の見通し等を基に長期的な視点で計画する必要があることから、平成29年度から令和12年度までの14年間の計画の期間とします。

ただし、今後の本市を取り巻く社会経済状況の変化や国の政策動向等に柔軟に対応するため、必要に応じて適宜見直しを図ります。

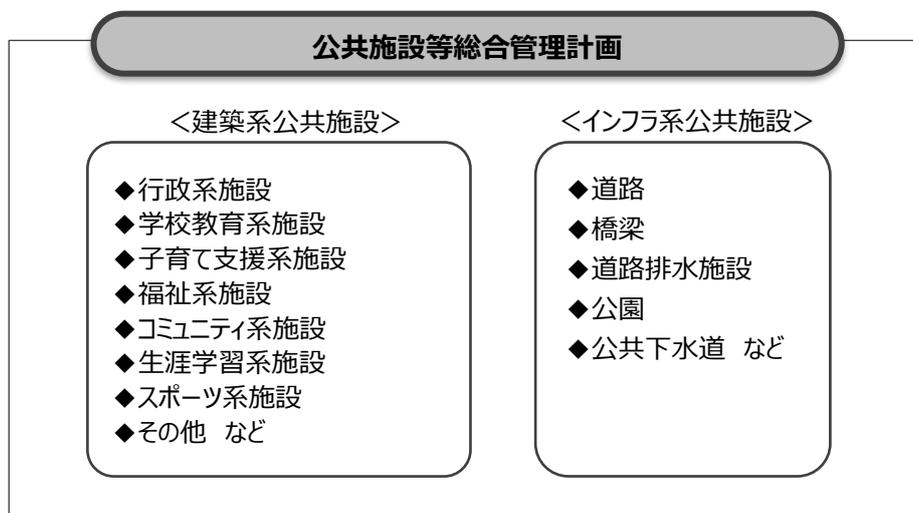
図表 総合管理計画の計画期間



1 - 5. 計画の対象施設

本計画は、建築系公共施設及びインフラ系公共施設を含めた本市が所有する全公共施設を対象とし、公共施設の管理にかかる方針を定めます。

図表 総合管理計画で対象とする公共施設の考え方



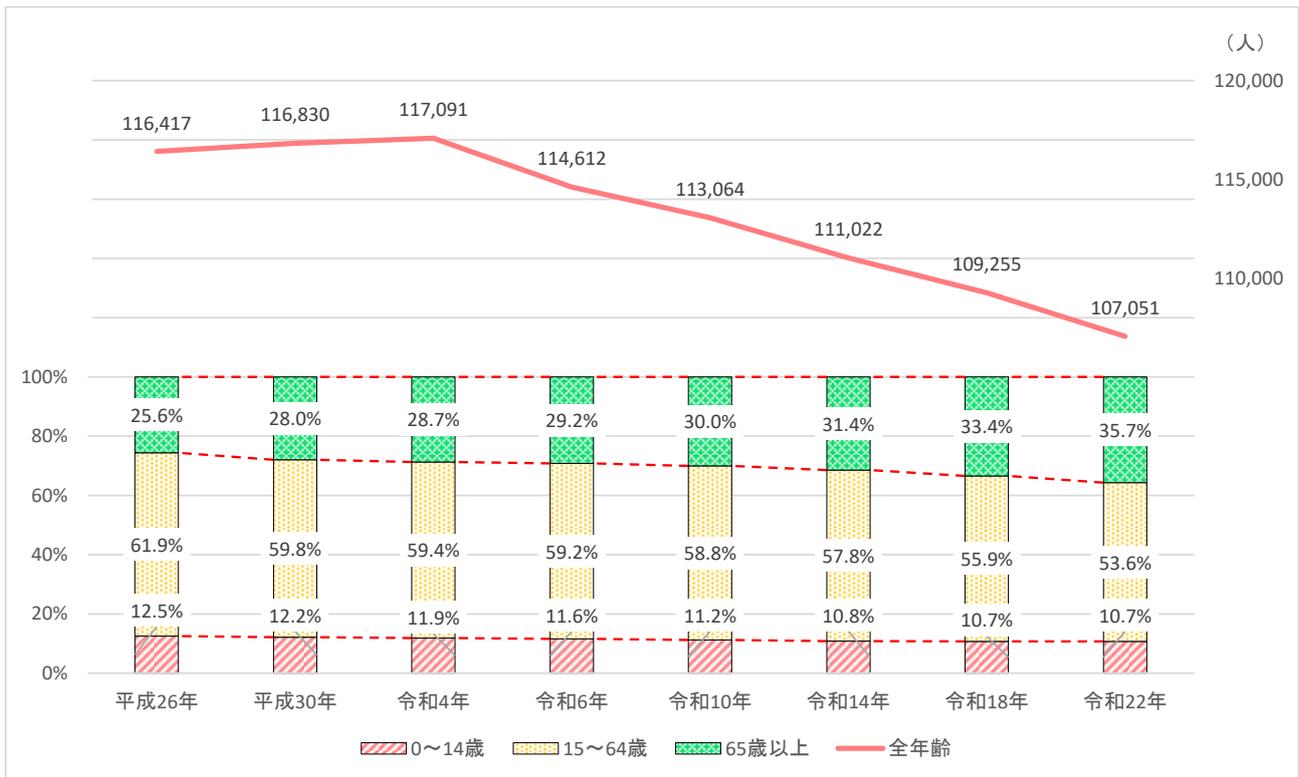
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通しの把握・分析

第1節 人口の動向及び将来の見通し

本市では、令和22（2040）年までの人口の見通しについて、「東久留米市第5次長期総合計画」において分析しています。本市の令和4（2022）年1月1日時点の住民基本台帳における総人口は11万7,091人（外国人人口を含む）ですが、令和22（2040）年の総人口は10,040人（8.6%）減少の10万7,051人になるものと見込まれています。

また、人口の推移を年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3区分で見ると、高齢化に伴い、老年人口の割合は増加し続けていますが、年少人口、生産年齢人口の割合は減少が続くことが見込まれています。

図表 本市の年齢3区分別人口の推移

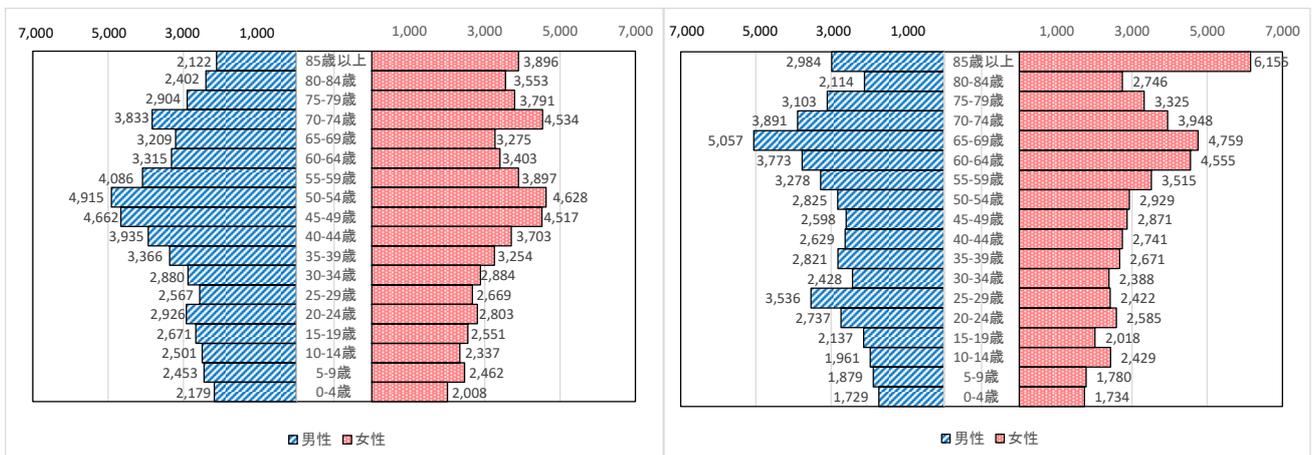


※ 令和4年までの人口は住民基本台帳に基づく実績値、令和6年以降は「東久留米市第5次長期総合計画」の人口推計値

図表 本市の男女別5歳階級別人口

< 令和4年 >

< 令和22年 >

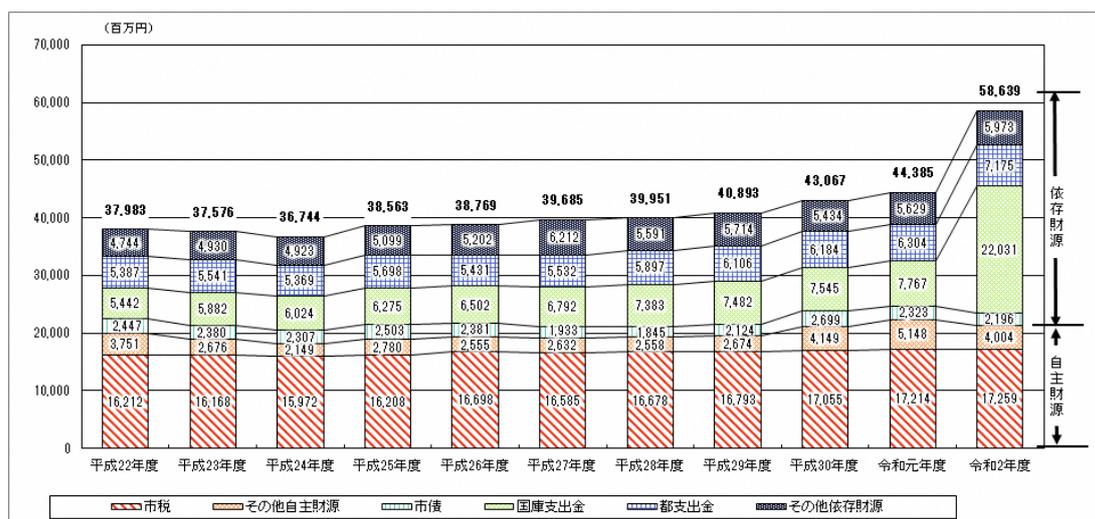


第2節 財政の動向

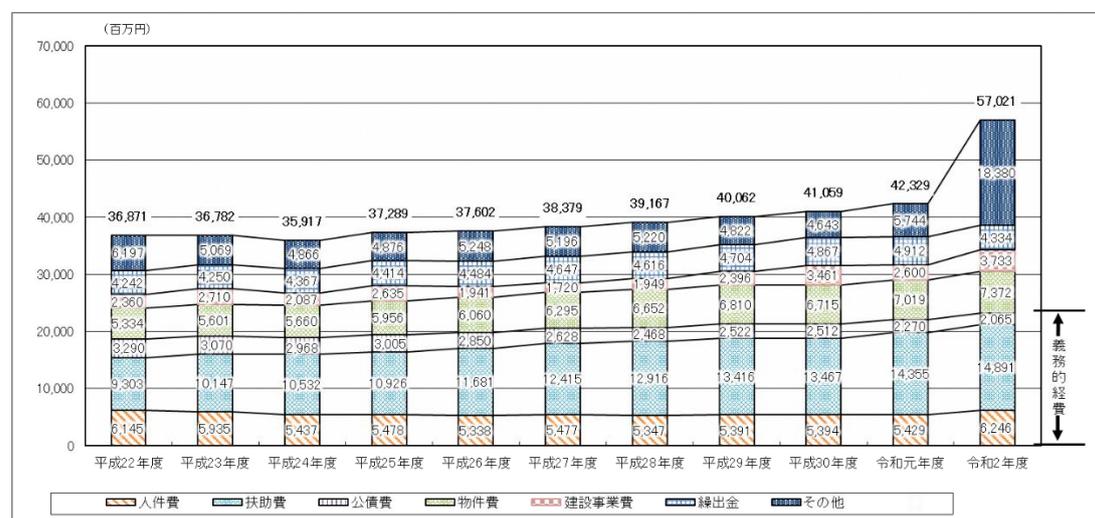
本市の普通会計決算に基づく令和2年度の歳入総額は586億3,873万円で、前年度と比較して、142億5,345万円増加しました。これは主に、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金や臨時交付金等により、国庫支出金が142億6,399万円増加したことによるものです。歳入総額の内訳としては、市税等の自主財源は36.3%を占めています。この自主財源の割合は多摩地域26市中低い方から7番目（令和2年度時点）であり、財政運営の自立性が低い状況にあります。

一方、歳出総額は570億2,083万円で、前年度と比較して、146億9,200万円増加しました。これは主に、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金給付事業により、補助費等が127億3,878万円増加したことによるものです。歳出総額の内訳としては、人件費及び扶助費、公債費を合わせた義務的経費が40.7%を占めています。特に高齢者や障害者の福祉サービス、子育て支援、生活保護などにかかる扶助費が、10年前の平成22年度と比べて1.6倍に増加しています。この義務的経費の割合は、多摩地域26市中高い方から12番目（令和2年度時点）であり、平均的であると考えられます。

図表 普通会計決算に基づく歳入の推移



図表 普通会計決算に基づく歳出の推移

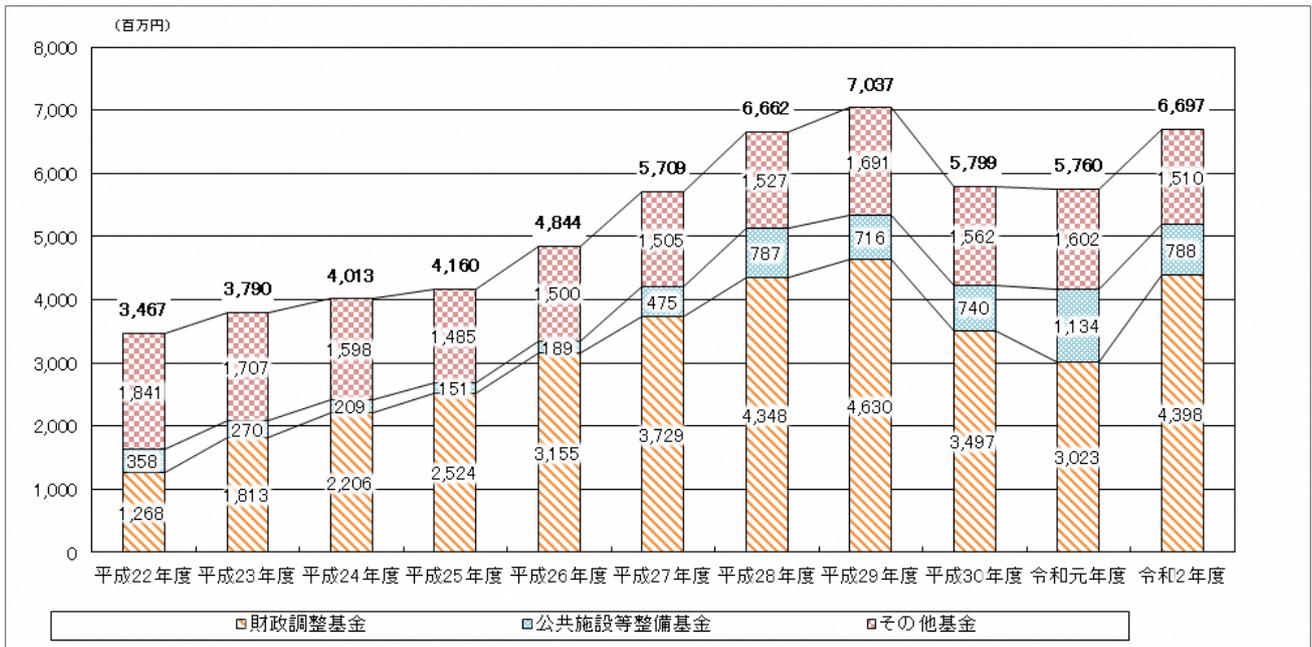


<基金残高>

本市の令和2年度末時点での基金残高は66億9,680万円です。平成27年度以降、施設の整備等に活用する「公共施設等整備基金」を増額し、令和2年度末現在、平成26年度の4.2倍の7億8,823万円（11.8%）となっています。

一方で、本市の令和2年度末時点における基金残高は、多摩地域26市中高い方から18番目と依然として低い状況にあり、今後も引き続き、将来にわたる年度間の財源調整や災害の発生に備えた積立てを進めていく必要があります。

図表 基金残高の推移

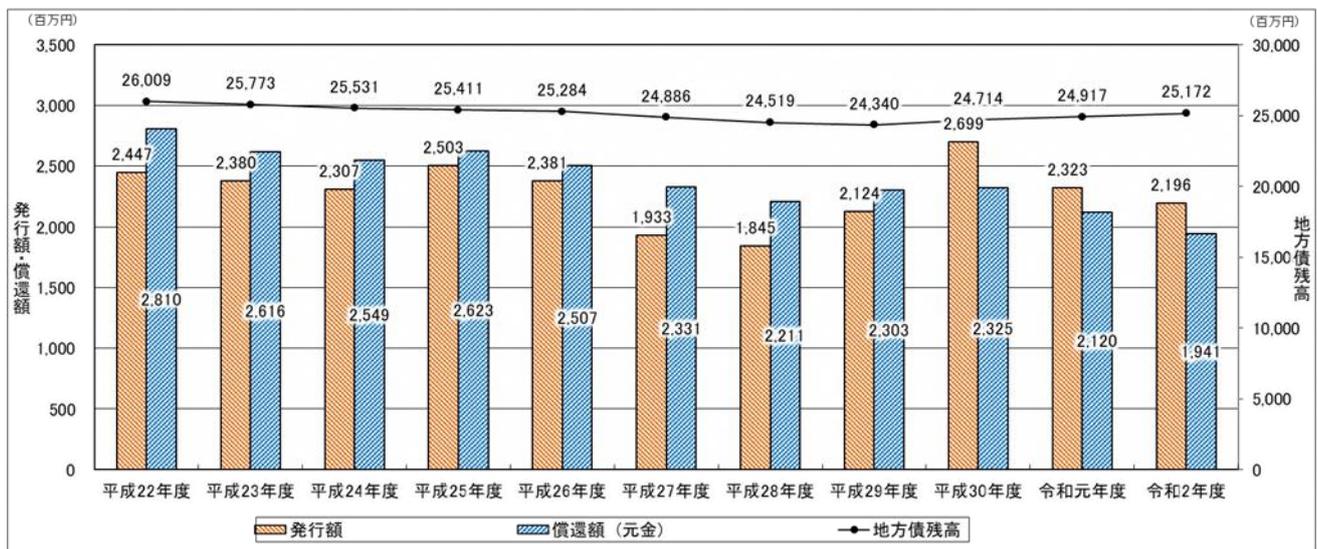


<地方債残高>

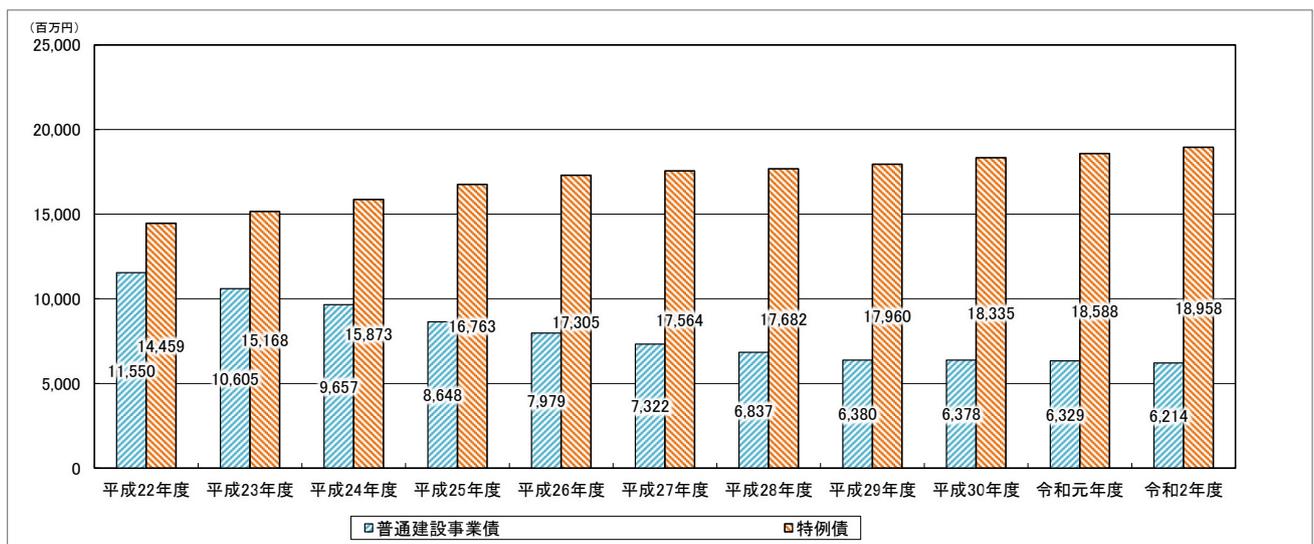
令和2年度末時点の普通会計における地方債残高は251億7,180万円であり、これまで償還元金以上の借入れを行わないプライマリーバランスを考慮した財政運営を行ってきたことにより、地方債残高は一定の水準で推移しています。内訳をみると公共施設やインフラの新設及び維持更新工事などに関わる地方債残高は、大幅に減少している一方、臨時財政対策債の発行に伴い、特例債残高が増え続けている傾向があります。

普通交付税の振替え措置である臨時財政対策債は、極力借入れを抑制しているものの、借入額が増加しており、財政規律を保持するためには、新たな普通建設事業債の発行が困難な状況になってきています。そのため、公共施設やインフラの維持更新にかかる財源確保が今後ますます厳しくなるものと考えられます。

図表 地方債残高等の推移(普通会計)



図表 地方債残高の内訳(普通会計)



第3節 公共施設等の現況

3-1. 建築系公共施設

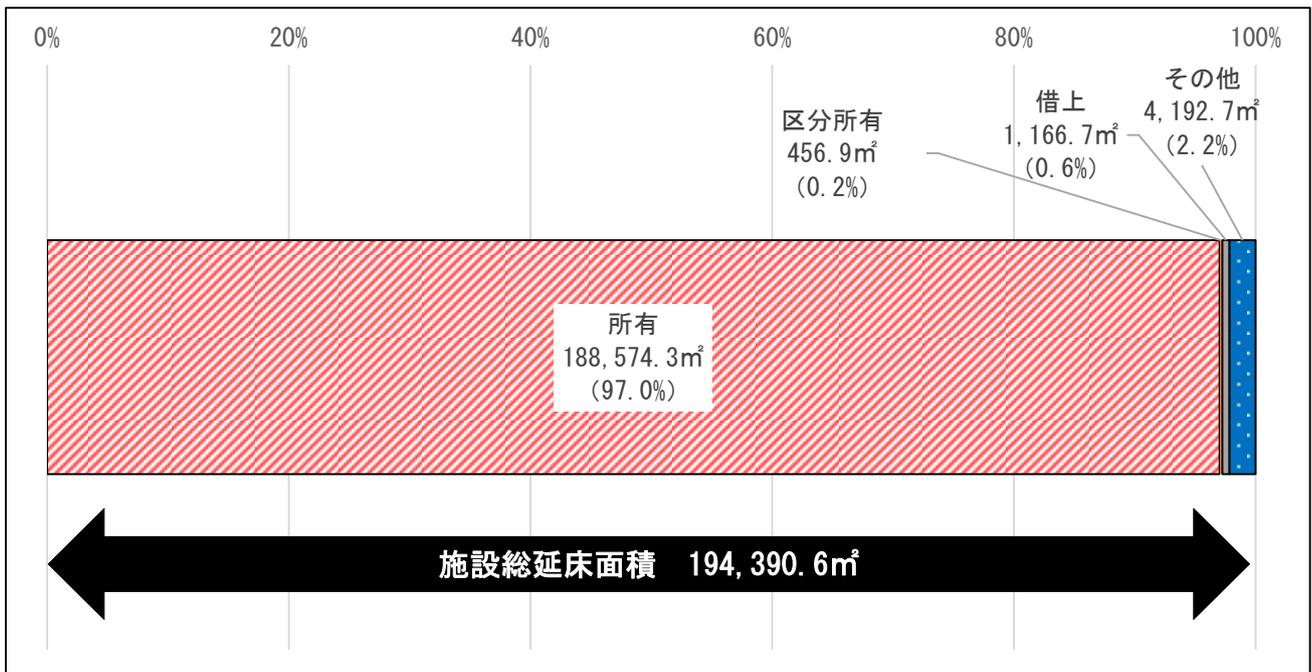
(1) 建築系公共施設の保有状況

令和4年3月末現在、本市が所有する建物のほか、借上や無償貸与を受けている建物を含め、行政サービスの提供にあたり利用している施設の延床面積は、合計で19万4,390.6㎡、109施設となっています（屋外運動施設、自転車駐車場の屋外スペース等を除く）。

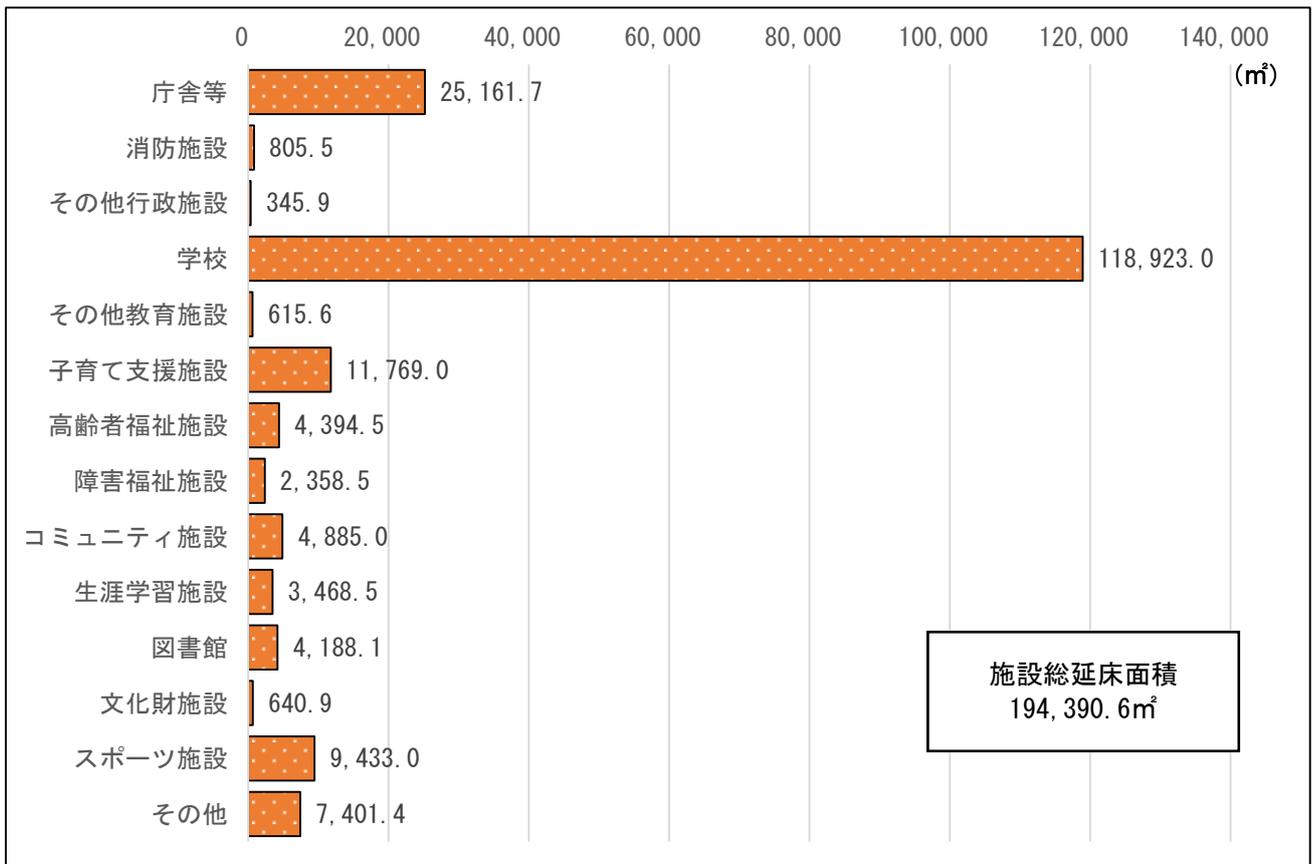
このうち、本市が「所有」している施設は97.0%を占めており、その他、東京都などから無償貸与、民間等から借上している施設を活用しています。

用途別にみると、学校が11万8,923.0㎡（61.2%）と最も多く、次いで庁舎等が2万5,161.7㎡（12.9%）、子育て支援施設が1万1,769.0㎡（6.1%）、スポーツ施設が9,433.0㎡（4.9%）と続いています。

図表 施設の保有状況



図表 用途別施設延床面積



図表 施設の保有状況

大分類	中分類	小分類	施設数	延床面積 (m)
行政系施設	庁舎等	市庁舎	2	24,894.6
		連絡所	3	267.0
	消防施設	消防団詰所	10	805.5
	その他行政施設	清掃事務所	1	345.9
学校教育系施設	学校	小学校	12	72,376.0
		中学校	7	46,547.0
	その他教育施設	教育相談室	2	615.6
子育て支援系施設	子育て支援施設	保育所	8	6,154.8
		学童保育所	12	2,631.5
		児童館	4	2,539.0
		子ども家庭支援センター	2	443.7
福祉系施設	高齢者福祉施設	地区センター	8	3,583.5
		地域包括支援センター	3	81.7
		デイサービスセンター	3	729.4
	障害福祉施設	総合支援センター	3	2358.5
コミュニティ系施設	コミュニティ施設	地域センター・市民プラザ	4	4,476.6
		その他	2	408.4
	男女共同参画施設	男女平等推進センター	1	-

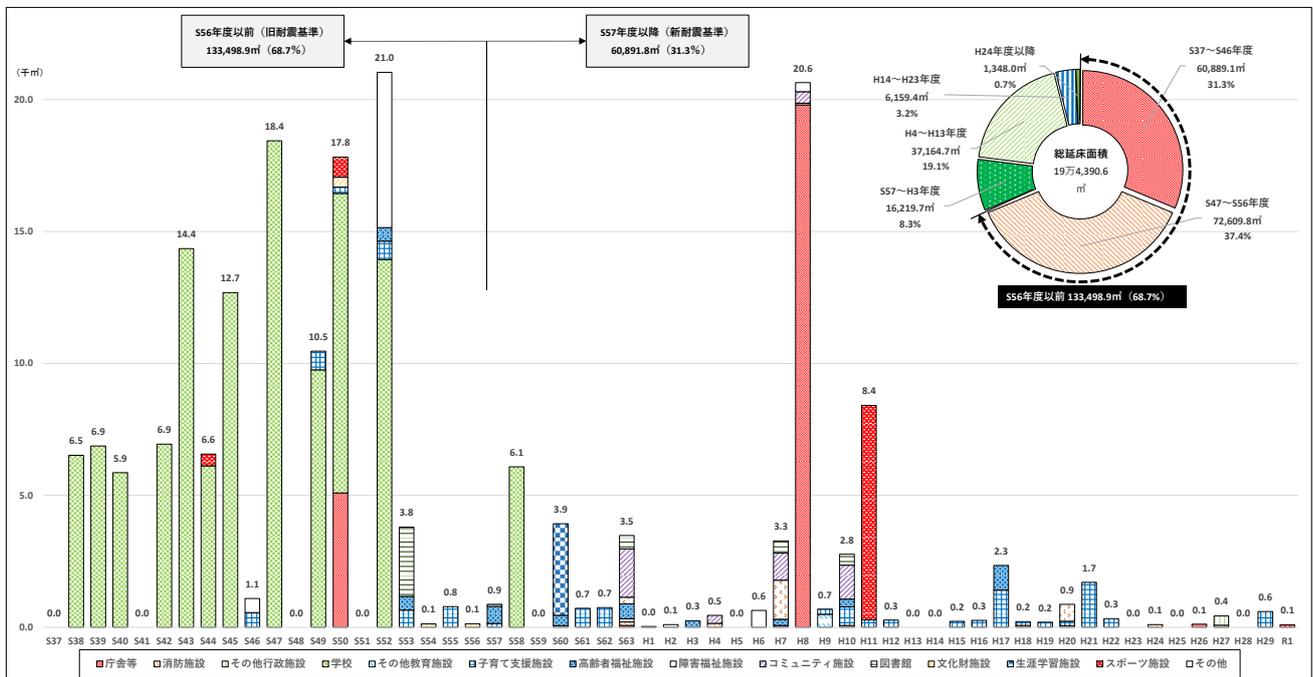
大分類	中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)
生涯学習系施設	生涯学習施設	生涯学習センター	1	3,468.5
	図書館	図書館	4	3,928.8
		図書室	3	259.3
	文化財施設	展示室等	2	314.7
		保管室等	3	326.2
スポーツ系施設	スポーツ施設	総合体育館	1	8,124.8
		屋内運動施設	2	1,209.5
		屋外運動施設	16	98.7
その他	その他	自転車駐車場	6	-
		駅昇降施設	1	644.0
		作業所・倉庫	1	119.6
		その他	4	6,637.9
		合計		131

※ 対象施設一覧の大分類、中分類及び小分類は、一般財団法人地域総合整備財団による「公共施設更新費用試算ソフト」内の施設名称例を参考に分類しています。

※ 複合施設の場合は、それぞれの分類ごとに施設数を計上しています。

本市が所有、借上もしくは無償貸与を受けている建物の総延床面積は19.4万㎡であり、それらを竣工年度別にみると、建築基準法改正前の昭和56年以前※に竣工した建築物の延床面積は全体の68.7%（13.3万㎡）と築30年以上経過している施設が多い状況にあります。

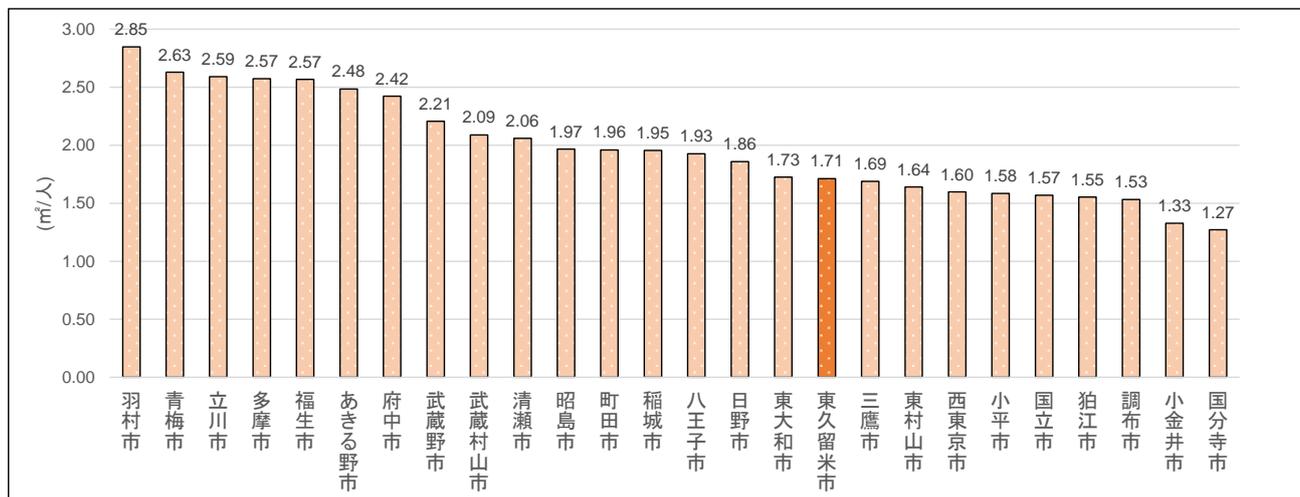
図表 竣工年度別・用途別の建物延床面積



※ 昭和56年の建築基準法（施行令）の改正により、現行の新耐震基準が施行されました。新耐震基準の建築物は震度6強程度の地震でも倒壊しない耐震性能といわれており、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建築物に対して新耐震基準が適用されています。

総務省の公共施設状況調に基づき、令和2年度末時点における多摩26市が保有する公共施設（建物）の人口1人あたり延床面積を比較すると、本市は1.71㎡/人、多摩地域26市中17番目となっています。

図表 多摩26市が保有する公共施設(建物)の人口1人あたり延床面積(令和2年度末時点)



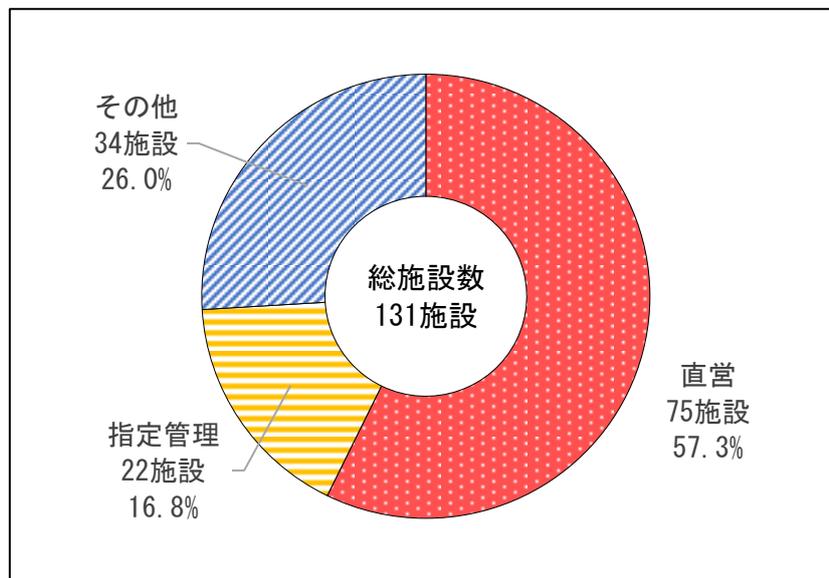
(出典) 総務省「公共施設状況調経年比較表(市町村経年比較表)」

(2) 維持管理・運営の形態

令和2年度末時点で、公共施設の維持管理・運営にかかる費用を本市が直接負担している施設は75施設で、全体の57.3%を占めています。指定管理者制度を導入している施設は22施設で16.8%を占めています。指定管理者制度を導入している施設としては、スポーツセンター、生涯学習センター、地域センター、地区センター、児童館などが挙げられます。

「その他」としては、施設の維持管理・運営等を含んだ包括的管理委託や無償貸与により管理運営を任せるなど、地域の実情や施設用途に合わせた効率的・効果的な維持管理・運営方法を採用しています。代表的な施設としては、公設民営による運営を行っているたきやま保育園、ひばり保育園及び上の原さくら保育園のほか、地域のコミュニティ図書室では管理運営委員会による管理運営を行っています。

図表 維持管理・運営の形態別施設数
(令和2年度末時点)



(3) 維持管理・運営経費の状況

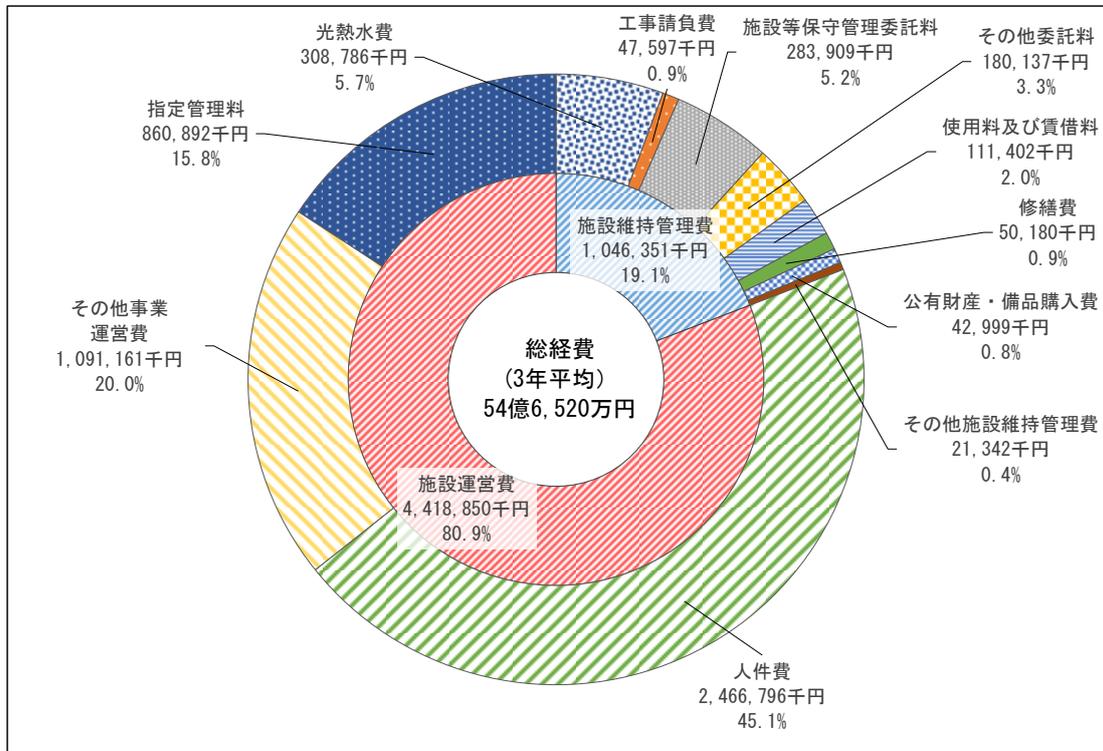
公共施設の維持管理・運営にかかる年間総経費は、平成30年度から令和2年度までの3カ年平均で54億6,520万円であり、当該期間における歳出総額平均(468億299万円)の11.7%を占めています。年間総経費の内訳としては、施設維持管理費が10億4,635万円で総経費の19.1%、施設運営費が44億1,885万円で総経費の80.9%を占めています。

費目別の内訳を見ると、最も金額が大きいのは人件費24億6,680万円で総経費の45.1%を占めており、次いでその他事業運営費が10億9,116万円(20.0%)、指定管理料が8億6,089万円(15.8%)と続いています。

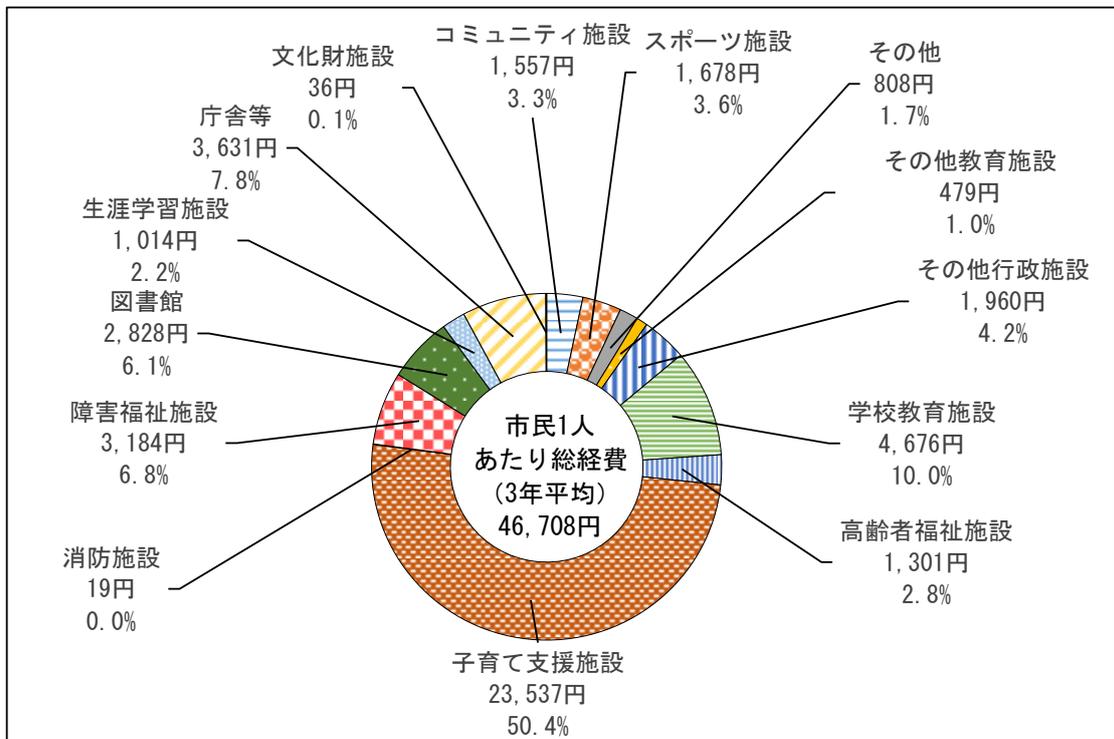
用途別にみると、子育て支援施設が27億5,397万円(総経費の50.4%)と最も多く、次いで学校教育施設が5億4,711万円(10.0%)とこの2つの用途で総経費の60.5%を占めています。その他、庁舎等が4億2,486万円(7.8%)、障害福祉施設が3億7,257万円(6.8%)、図書館が3億3,087万円(6.1%)となっています。

市民1人あたりに換算すると、公共施設の維持管理・運営に年間46,708円かかっており、用途別では、高い方から順に子育て支援施設で23,537円、学校教育施設で4,676円、庁舎等で3,631円、障害福祉施設で3,184円、図書館で2,828円の経費がかかっている状況にあります。

図表 年間総経費の内訳(3年平均)



図表 市民1人あたり年間総経費の用途別内訳(3年平均)



※ 本市の人口は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳人口11万7,007人で算出しています。

※ 市民1人あたり年間総経費は、比較のため施設改善や大規模改修など臨時的な工事に要した経費を除いた金額を用いています。

3-2. インフラ系公共施設

(1) 道路の保有状況

本市が所有する「道路」としては、道路実延長が235,847.5m、道路部の面積は1,359,763.3㎡、道路改良率（道路構造令の規格を満たしている道路の割合）は74.9%となっています。実延長ベースではその他の市道が最も多く総延長の78.7%（185,553.4m）を占めており、次いで2級（幹線）市道が11.2%（26,531.3m）となっています。

図表 道路分類別実延長及び面積

種別	実延長 (m)	道路面積(㎡)		
		道路部*	車道部	歩道部
1級（幹線）市道	11,661.5	179,877.9	100,691.4	67,013.9
2級（幹線）市道	26,531.3	203,976.0	133,271.7	43,157.4
その他の市道	185,553.4	914,102.6	666,190.1	52,739.2
自転車歩行車道	12,101.3	61,806.8	—	—
合計	235,847.5	1,359,763.3	900,153.2	162,910.5

(R3.4.1時点)

※ 道路部は、車道部、歩道部のほか植樹帯等を加えた面積を示しています。

(2) 橋梁の保有状況

「橋梁」としては、延長15m以上の橋梁が21橋、15m未満の橋梁が36橋の合計57橋があり、実延長として683.7mを有しています。橋梁面積合計は4,330.0㎡であり、うち構造種別の面積をみると、鋼橋が51.3%（2,223.4㎡）と最も多く、次いでP C橋が30.6%（1,325.6㎡）、R C橋が18.0%（781.0㎡）を占めています。

図表 橋梁数及び実延長

	橋梁（15m以上）	橋梁（15m未満）	合計
橋梁数（橋）	21	36	57
実延長（m）	683.7		

(R4.3.31時点)

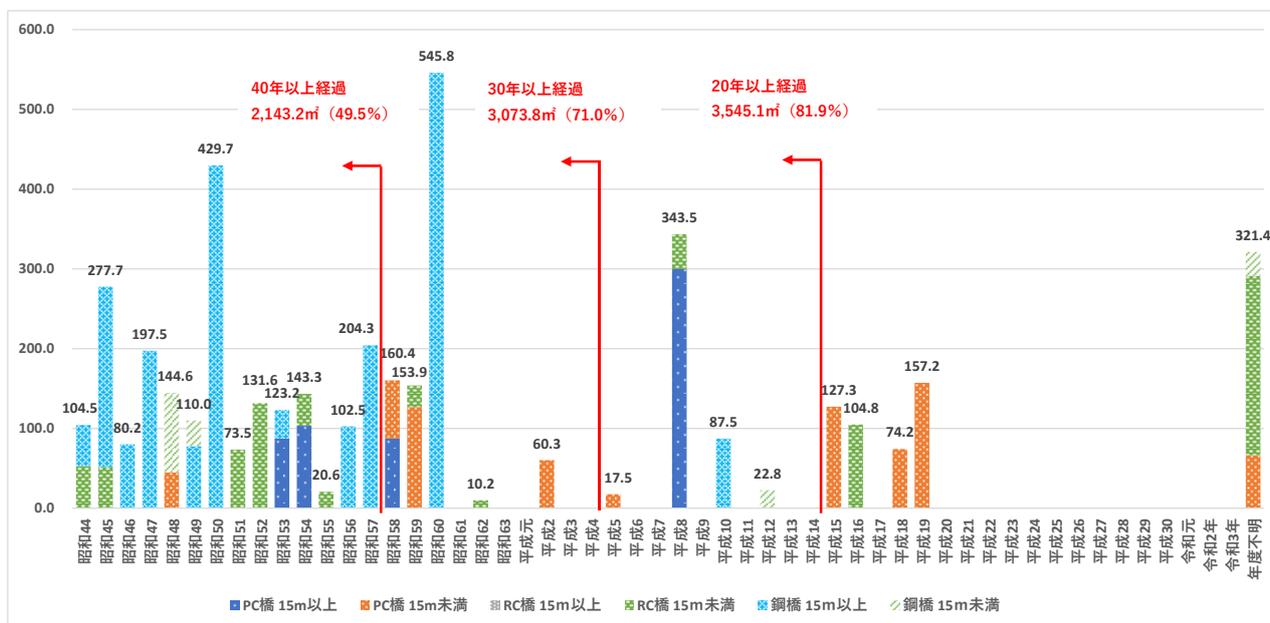
図表 構造種別・延長別橋梁面積

構造種別	橋梁（15m以上） 面積（㎡）	橋梁（15m未満） 面積（㎡）	合計
プレストレスト・コンクリート橋（PC橋）	577.9	747.7	1,325.6
鉄筋コンクリート橋（RC橋）	—	781.0	781.0
鋼橋	2,038.9	184.5	2,223.4
橋梁面積合計（㎡）	2,616.8	1,713.2	4,330.0

(R4.3.31時点)

本市の橋梁は、整備年度が不明な橋梁を除き、昭和44年度から昭和60年度までに整備されたものが多く、整備後40年以上経過した橋梁が全体の49.5%、30年以上経過したものが71.0%を占めていることから、施設の老朽化への対応が必要な状況にあります。

図表 整備年代別・構造別橋梁面積



(3) 道路排水施設の保有状況

「道路排水施設」としては、道路排水管、集水柵、街渠、U形側溝などがありますが、管径700mm以上の道路排水管の延長は2,575.2mとなっています。

図表 道路排水管の延長

管径別	延長 (m)
管径700mm	803.2
管径800mm	1,511.0
管径900mm	85.0
管径1000mm	127.0
管径1100mm	3.0
管径1250mm	46.0
合計	2,575.2

(R4.3.31時点)

(4) 公園の保有状況

「公園」としては、都市公園の他、児童遊園を含めて152箇所に立地しています。

平成27年度には、管理する133箇所(当時)の都市公園の中から、レクリエーション需要に対応し、地域活性化の拠点、環境教育の場、環境保全・保護、景観の形成、健康増進、防災機能等さまざまな役割を果たし、これらの機能を安全かつ持続的に継続させ、市民が安全で安心して利用できるよといった観点から、公園37箇所、緑地91か所を選定し、遊具等の点検調査を実施しています。

その結果、経年変化による塗装剥離や錆による部材の腐食・破損が原因で、健全度(A~Dの4段階)が低いランクC、D判定の施設は約6割を占めています。

図表 公園設置箇所数及び面積

	箇所数	面積 (㎡)
都市公園 (市)	148	209,211
児童遊園	4	2,485
合計	152	211,696

(R4.4.1時点)

(5) 公共下水道の保有状況

「公共下水道」としては、雨水管が50,317.3m、汚水管が300,284.6mであり、下水道処理人口普及率は平成16年に100%となっています。

図表 公共下水道管の延長

管径別	延長		
	雨水 (m)	汚水 (m)	合計 (m)
500mm未満	15,330.3	283,059.1	298,389.4
500～1000mm未満	7,666.4	13,263.2	20,929.6
1000～2000mm未満	7,432.3	3,962.3	11,394.6
2000～3000mm未満	2,876.4	—	2,876.4
3000～4000mm未満	1,085.3	—	1,085.3
その他	15,926.5	—	15,926.5
合計	50,317.3	300,284.6	350,601.9

(R4.3.31時点)

本市の汚水管渠は、昭和39年度の整備開始直後の4年間、昭和50年代後半から平成10年度頃までの間に特に多く整備されています。また、市内には地形的要因により、管渠勾配による自然流下が困難な箇所があるため、ポンプによる圧送が必要な区域があります。これらの汚水については、ポンプ場やマンホールポンプにより、管渠勾配による自然流下が可能な箇所まで排水します。

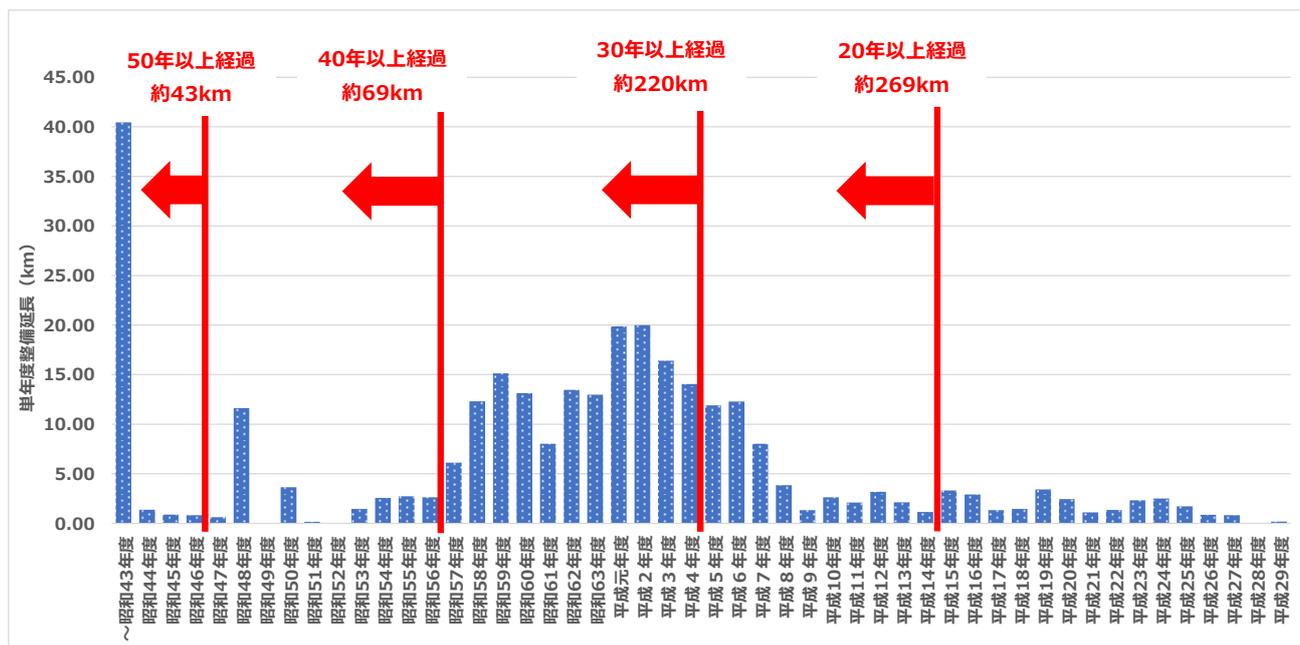
管渠については、布設から30年以上経過した施設が7割以上を占めています。

図表 ポンプ施設

項目	実績値
ポンプ場 (下谷ポンプ場)	敷地面積：1,730㎡ 集水面積：152ha 排水能力：44,640㎡/日 (ポンプ5基)
マンホールポンプ	21箇所

(R4.3.31時点)

図表 整備年代別污水管渠延長

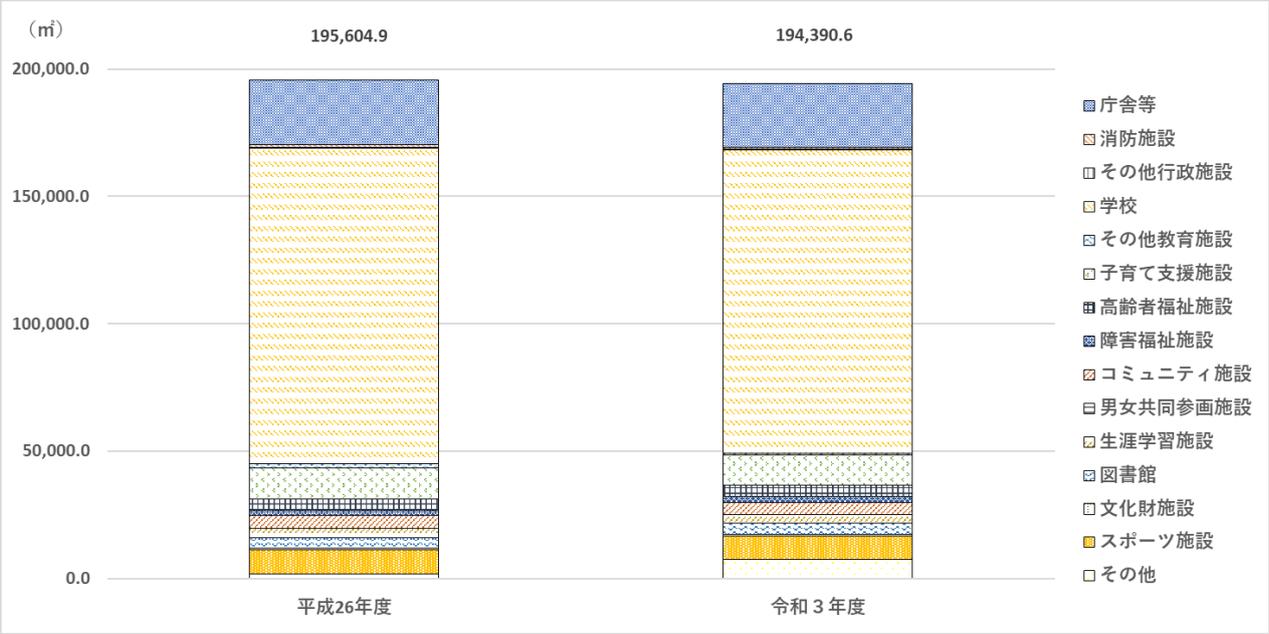


※ 「東久留米市公共下水道プラン第2次」(令和3年2月)より加工

第4節 施設保有量の推移

本市が所有、借上もしくは無償貸与を受けている建物の総延床面積は、平成26（2014）年度以降、大きな増減はありません。施設類型別にみても大きな増減はなく、学校施設が多くの割合を占めています。また、所有するインフラ系公共施設の数等は、平成26（2014）年度以降、インフラ整備を進めたことで増加傾向にあります。

図表 施設保有量の推移

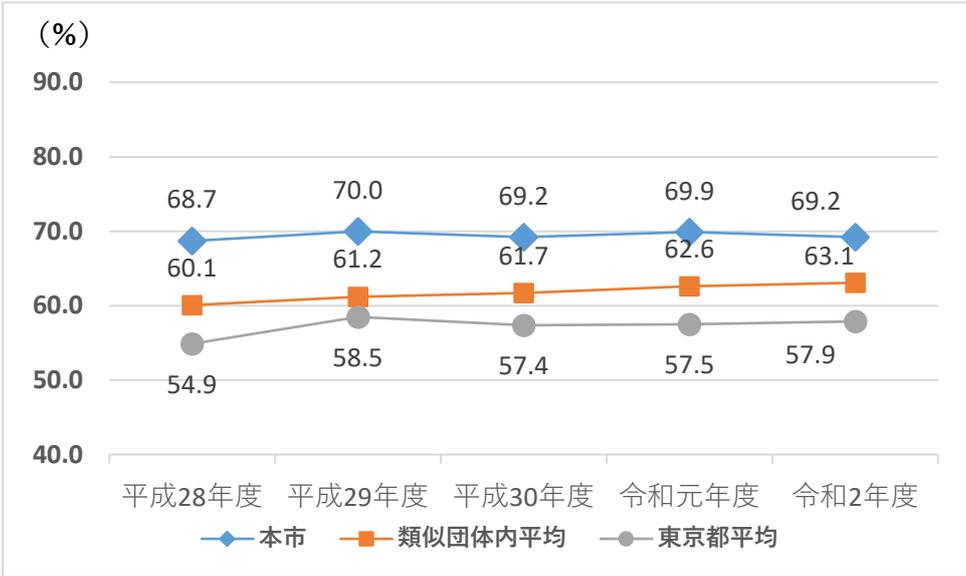


第5節 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を示す指標であり、有形固定資産全体に関する老朽化度合いを把握することができます。数値が高い程、老朽化が進んでいることを示します。

本市の有形固定資産減価償却率を見ると、令和2（2020）年度の時点で69.2%と、類似団体平均の63.1%や東京都平均の57.9%と比べて高くなっており、有形固定資産の老朽化が進んできていることがわかります。改修等により資産価値が増加したなどの理由から、一時的に改善も見られますが、依然として数値が高い状況となっています。

図表 有形固定資産減価償却率の推移



※ 財政状況資料集を基に作成

第6節 過去に行った対策の実績

平成29年度から令和3年度までに実施した、各種計画等に基づく公共施設等に関する主な対策の実績は下記のとおりです。

図表 平成29年度から令和3年度までの公共施設等に関する主な対策の実績

No	施設名	実施年度	棟	実績内容
1	神宝小学校	H29～30	西校舎・東校舎・給食棟	大規模改修
2	子どもセンターあおぞら	H29	－	新設
3	大門中学校	H30～R1	校舎東側、西側、配膳室	大規模改修
			技術棟	中規模改修
4	中央児童館	H30	－	大規模改修
5	さいわい保育園	H30	－	閉園
6	東中学校	R1～2	東校舎東側・配膳室・技術棟・東校舎西側	中規模改修
7	第二小学校	R1	東校舎	大規模改修
8	下里小学校	R1	－	閉校
9	下里学童保育所	R1	－	閉所
10	下里中学校	R2～3	北校舎・南校舎西側・南校舎・体育館	大規模改修
11	第九小学校	R2～3	北校舎・西校舎・給食棟	中規模改修
12	第六小学校	R2	北校舎東側・配膳室	中規模改修
13	中央図書館	R2	－	大規模改修
14	第三小学校	R3	東校舎	大規模改修

第7節 公共施設等の将来更新費用

本市が保有する公共施設等を対象とし、現在と同一の規模及び仕様（延床面積、構造、用途等）で保持するものと仮定し、将来更新費用を試算します。

公共施設等を標準耐用年数で建替えを実施する場合（以下「単純更新する場合」という。）と、標準耐用年数での建替えを実施せず、長寿命化する場合を試算します。

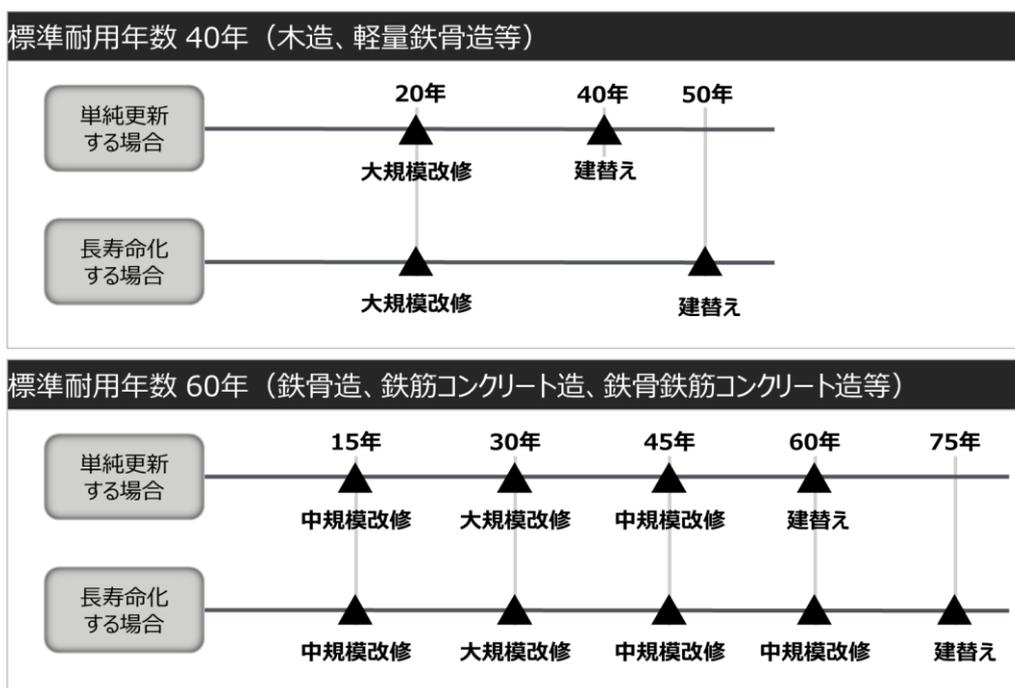
なお、社会情勢や人件費、材料費の高騰等により、実際にかかる経費とは異なる場合があります。

また、各図表の値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、総数と内訳の合計が必ずしも一致しない場合があります。

7-1. 建築系公共施設

「施設保全計画」及び「施設整備プログラム」における建替えまでの改修工事実施サイクルは、以下のとおりです。

図表 建物の改修及び更新工事の実施サイクル



(1) 単純更新する場合

< 試算の方法 >

種別	設定の根拠等
建替え	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建替えまでは定期的に中規模改修または大規模改修を実施し、標準耐用年数で建替えを実施するものとして設定します。 <input type="checkbox"/> 設計や施工など複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないように建替え期間を3年として設定し、単年度では総費用の1/3ずつを3年間にわたり配分します。 <input type="checkbox"/> m²当たりの単価は、一般財団法人地域総合整備財団による「公共施設更新費用試算ソフト」により設定されている単価を用います。 <input type="checkbox"/> 建替えにあたっては、仮施設の建築は考慮しないものとします。

改修	<input type="checkbox"/> 大規模改修は、木造や軽量鉄骨造の場合は竣工後20年、鉄骨造や鉄筋コンクリート造等の場合は30年で実施するものとして設定します。 <input type="checkbox"/> 中規模改修は、建物の各部位によって耐用年数が異なる中、屋上防水や空調設備等が15年程度で改修が必要となると見込み、15年ごとのサイクルで工事を行うものとして設定します。 <input type="checkbox"/> 改修費用は、施設整備プログラムにおける「改修工事費算出の考え方」を用いて施設ごとに設定します。 <input type="checkbox"/> 改修にあたっては、仮設施設の建築は考慮しないものとします。
維持管理・修繕費用	<input type="checkbox"/> 地方財政状況調査（決算統計）における「維持補修費」と、「指定管理料」のうち「施設の修繕と保守に要した費用」の、過去3年間の平均値が、今後も継続して発生するものと設定します。

図表 建替えに要する単価

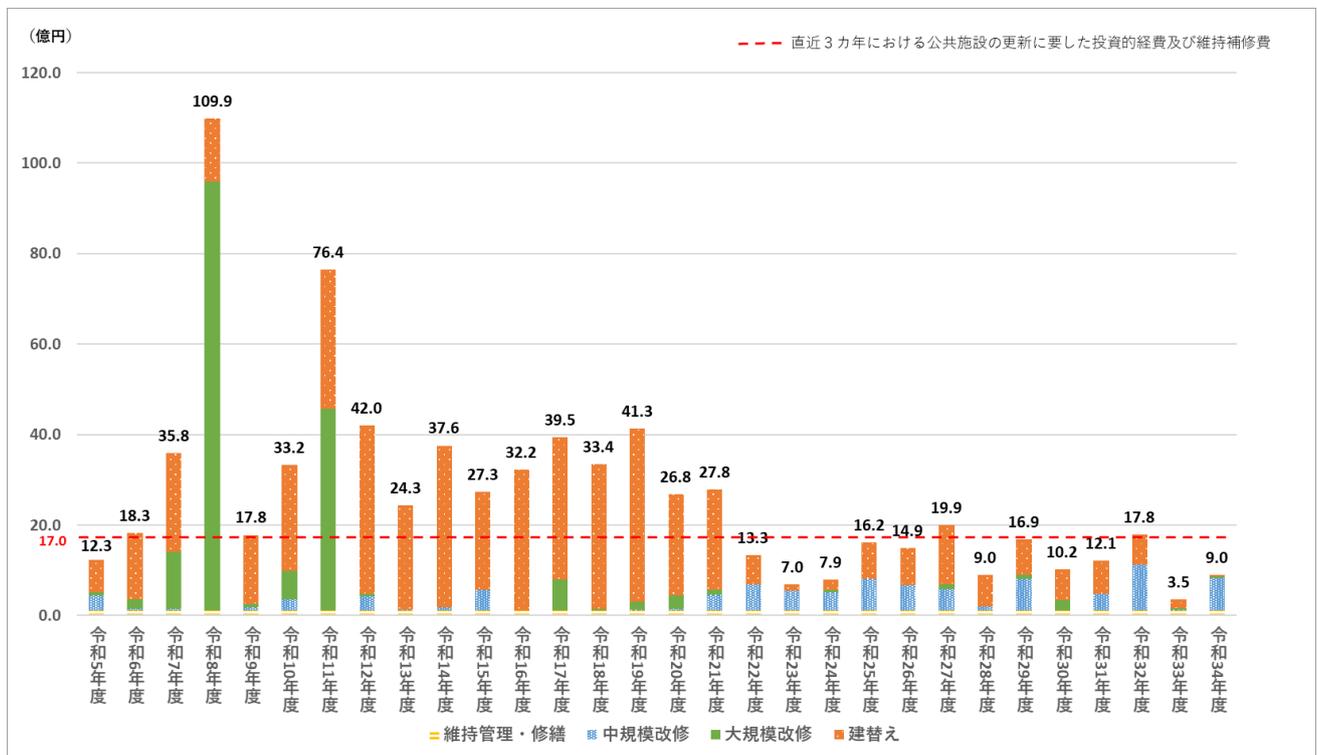
大分類	中分類	小分類	建替え単価（万円/㎡）
行政系施設	庁舎等	市庁舎	40
		連絡所	
	消防施設	消防団詰所	
	その他行政施設	清掃事務所	
学校教育系施設	学校	小学校	33
		中学校	
	その他教育施設	教育相談室	
子育て支援系施設	子育て支援施設	保育所	36
		学童保育所	
		児童館	
		子ども家庭支援センター	
福祉系施設	高齢者福祉施設	地区センター	36
		デイサービスセンター	
	地域包括支援センター		
障害福祉施設	総合支援センター		
コミュニティ系施設	コミュニティ施設	地域センター・市民プラザ	40
	その他		
生涯学習系施設	生涯学習施設	生涯学習センター	40
	図書館	図書館	
		図書室	
	文化財施設	展示室等	
	保管室等		
スポーツ系施設	スポーツ施設	総合体育館	36
		屋内運動施設	
		屋外運動施設	
その他	その他	自転車駐車場	36
		駅昇降施設	
		作業所・倉庫	
		その他	

<試算の結果>

- 今後30年間で必要となる将来更新費用は、維持管理・修繕費用分で約33.5億円、中規模改修分で約80.2億円、大規模改修分で約180.7億円、建替え分が約499.5億円で、総額では約793.8億円と試算されます。

図表 将来更新費用(単純更新する場合)の試算結果

	単純更新する場合							
	30年間の 総額 (億円)	10年間ごとの総額 (億円)			年平均 (億円)	10年間ごとの年平均 (億円)		
		R5~R14	R15~R24	R25~R34		R5~R14	R15~R24	R25~R34
維持管理・修繕	33.5	11.2	11.2	11.2	1.1	1.1	1.1	1.1
中規模改修	80.2	11.4	22.6	46.2	2.7	1.1	2.3	4.6
大規模改修	180.7	162.2	13.4	5.1	6.0	16.2	1.3	0.5
建替え	499.5	223.1	209.2	67.2	16.6	22.3	20.9	6.7
合計	793.8	407.8	256.4	129.6	26.5	40.8	25.6	13.0



(2) 長寿命化する場合

< 試算の方法 >

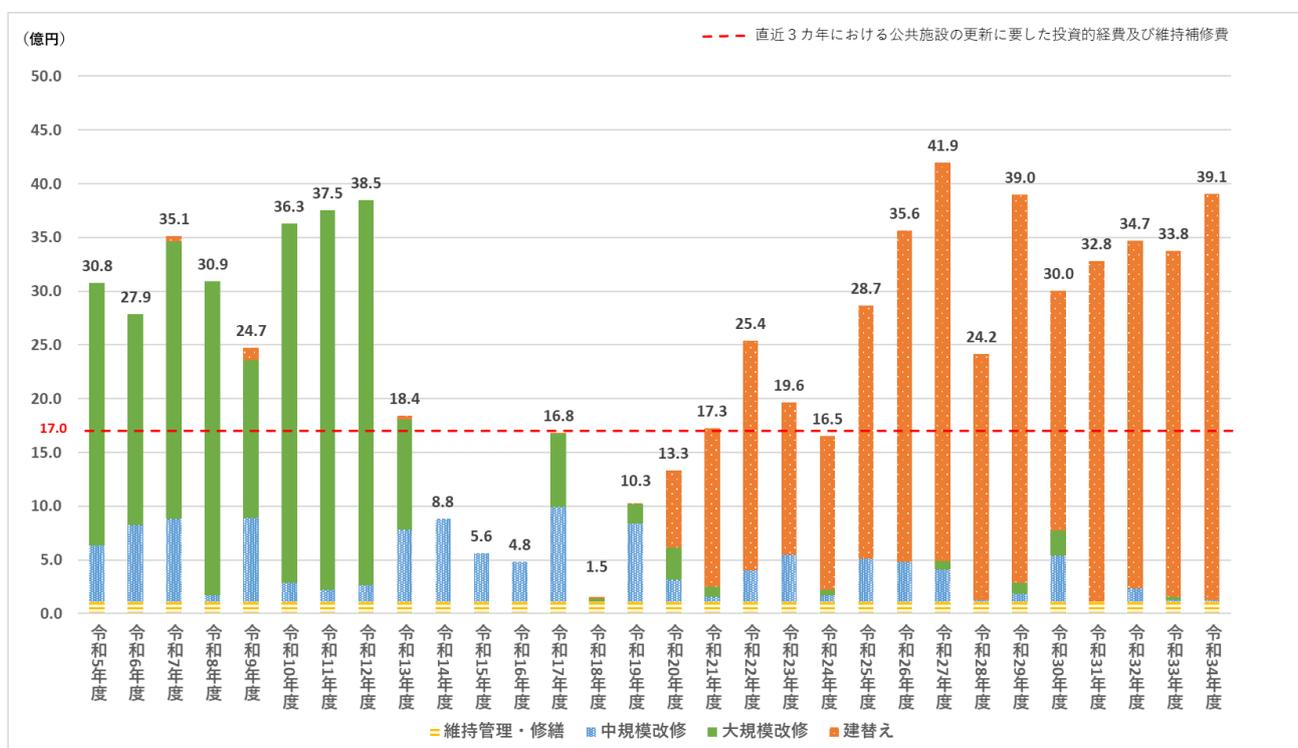
種別	設定の根拠等
建替え	<ul style="list-style-type: none"> □ 標準耐用年数での建替え工事を実施せず、定期的の中規模改修または大規模改修を実施し、建物の長寿命化を図ったうえで、建替え工事を実施するものとして設定します。 □ 設計や施工など複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないように建替え期間を3年として設定し、単年度では総費用の1/3ずつを3年間にわたり配分します。 □ m²当たりの単価は、一般財団法人地域総合整備財団による「公共施設更新費用試算ソフト」により設定されている単価を用います。 □ 建替えにあたっては、仮設施設の建築は考慮しないものとします。
改修	<ul style="list-style-type: none"> □ 大規模改修は、木造や軽量鉄骨造の場合は竣工後20年、鉄骨造や鉄筋コンクリート造等の場合は30年で実施するものとして設定します。 □ 中規模改修は、建物の各部位によって耐用年数が異なる中、屋上防水や空調設備等が15年程度で改修が必要となると見込み、15年ごとのサイクルで工事を行うものとして設定します。 □ 改修費用は、施設整備プログラムにおける「改修工事費算出の考え方」を用いて施設ごとに設定します。 □ 改修にあたっては、仮設施設の建築は考慮しないものとします。
維持管理・修繕費用	<ul style="list-style-type: none"> □ 地方財政状況調査（決算統計）における「維持補修費」と、「指定管理料」のうち「施設の修繕と保守に要した費用」の、過去3年間の平均値が、今後も継続して発生するものと設定します。

<試算の結果>

- 今後30年間で必要となる将来更新費用は、維持管理・修繕分で約33.5億円、中規模改修分で約99.5億円、大規模改修分で約246.4億円、建替え分が約380.5億円で、総額では約759.9億円と試算されます。これを1年あたりに単純平均すると約25.3億円となり、直近3カ年における公共施設の更新に要した年間平均費用の約1.5倍にあたります。
- 令和5年度から令和14年度までの10年間は、大規模改修が中心となります。一方、令和25年度から令和34年度までの10年間は、建替えが中心となります。特に令和25年度から令和34年度までの10年間は、建替えのみで毎年約30億円以上を要するものと見込まれ、小学校や中学校などの更新時期が重複することで費用が集中することが予想されます。最も費用が集中するのは、令和27年度で年間約41.9億円と試算されます。

図表 将来更新費用(長寿命化を実施する場合)の試算結果

	長寿命化を実施する場合							
	30年間の 総額 (億円)	10年間ごとの総額 (億円)			年平均 (億円)	10年間ごとの年平均 (億円)		
		R5~14	R15~24	R25~34		R5~14	R15~24	R25~34
維持管理・修繕	33.5	11.2	11.2	11.2	1.1	1.1	1.1	1.1
中規模改修	99.5	47.4	34.7	17.5	3.3	4.7	3.5	1.7
大規模改修	246.4	228.4	13.4	4.6	8.2	22.8	1.3	0.5
建替え	380.5	2.1	71.9	306.5	12.7	0.2	7.2	30.7
合計	759.9	289.0	131.3	339.7	25.3	28.9	13.1	34.0



7-2. インフラ系公共施設

(1) 単純更新する場合

① 普通会計

< 試算の方法 >

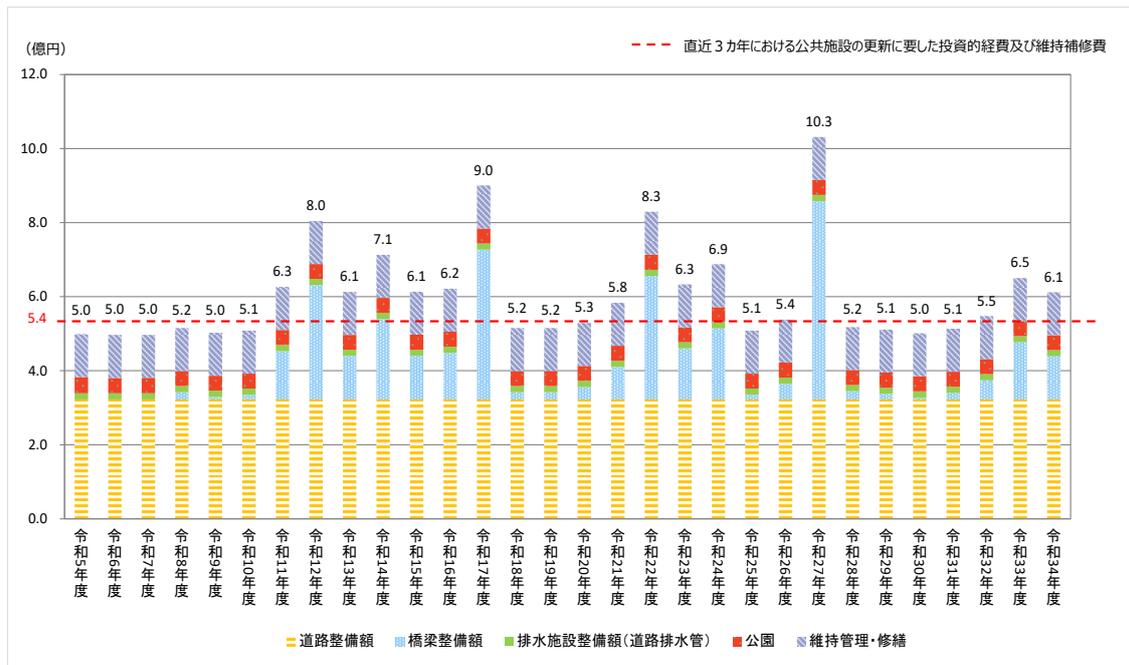
種別	設定の根拠等
道路	<ul style="list-style-type: none"> □ 整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより費用を試算します。 □ 舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12年～20年のそれぞれの年数を踏まえ、耐用年数を15年とし、全整備面積をこの15で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定します。 □ 更新に要する単価は、一般財団法人地域総合整備財団による「公共施設更新費用試算ソフト」により設定されている単価を用います。
橋梁	<ul style="list-style-type: none"> □ 「東久留米市橋梁長寿命化修繕計画」において従来型管理で試算した費用に基づき試算しています。
道路排水施設 (道路排水管)	<ul style="list-style-type: none"> □ 管径別ごとの延長を更新年数の50年で割った延長を1年間の更新量と仮定し、それぞれの更新費用を乗じることにより、更新費用を試算します。 □ 更新に要する単価は、一般財団法人地域総合整備財団による「公共施設更新費用試算ソフト」により設定されている単価を用います。
公園	<ul style="list-style-type: none"> □ 「東久留米市公園施設長寿命化計画」において対症的な維持管理（事後保全）で試算した費用に基づき試算しています。なお、「東久留米市公園施設長寿命化計画」は10年間の計画となっていることから、10年間の平均額が今後30年間繰り返し生じるものとして試算しています。
共通	<ul style="list-style-type: none"> □ 維持管理・修繕費用は、各インフラ系公共施設に対する地方財政状況調査（決算統計）における「維持補修費」の過去3年間の平均値が、今後も継続して発生するものと設定します。

< 試算の結果 >

- 標準耐用年数到来時に単純更新した場合、今後30年間で必要となる将来更新費用は、道路で約96.7億円、橋梁で約32.5億円、道路排水施設（道路排水管）で約5.0億円、公園で約12.2億円、維持管理・修繕で約34.8億円であり、総額では約181.3億円と試算されます。

図表 将来更新費用(単純更新する場合)の試算結果

	単純更新する場合							
	30年間の総額(億円)	10年間ごとの総額(億円)			年平均(億円)	10年間ごとの年平均(億円)		
		R5~14	R15~24	R25~34		R5~14	R15~24	R25~34
道路	96.7	32.2	32.2	32.2	3.2	3.2	3.2	3.2
橋梁	32.5	8.1	14.7	9.7	1.1	0.8	1.5	1.0
道路排水施設(道路排水管)	5.0	1.7	1.7	1.7	0.2	0.2	0.2	0.2
公園	12.2	4.1	4.0	4.0	0.4	0.4	0.4	0.4
維持管理・修繕	34.8	11.6	11.6	11.6	1.2	1.2	1.2	1.2
合計	181.3	57.7	64.3	59.3	6.0	5.8	6.4	5.9



②公営事業会計

< 試算の方法 >

種別	設定の根拠等
公共下水道(管渠、ポンプ場)	□ 「東久留米市公共下水道プラン-第2次-」において、ストックマネジメントの考え方に基づく計画的な老朽化対策を実施することとしているため、「長寿命化する場合」と同額の将来更新費用が発生するものとします。

< 試算の結果 >

P32に掲載

(2) 長寿命化する場合

①普通会計

<試算の方法>

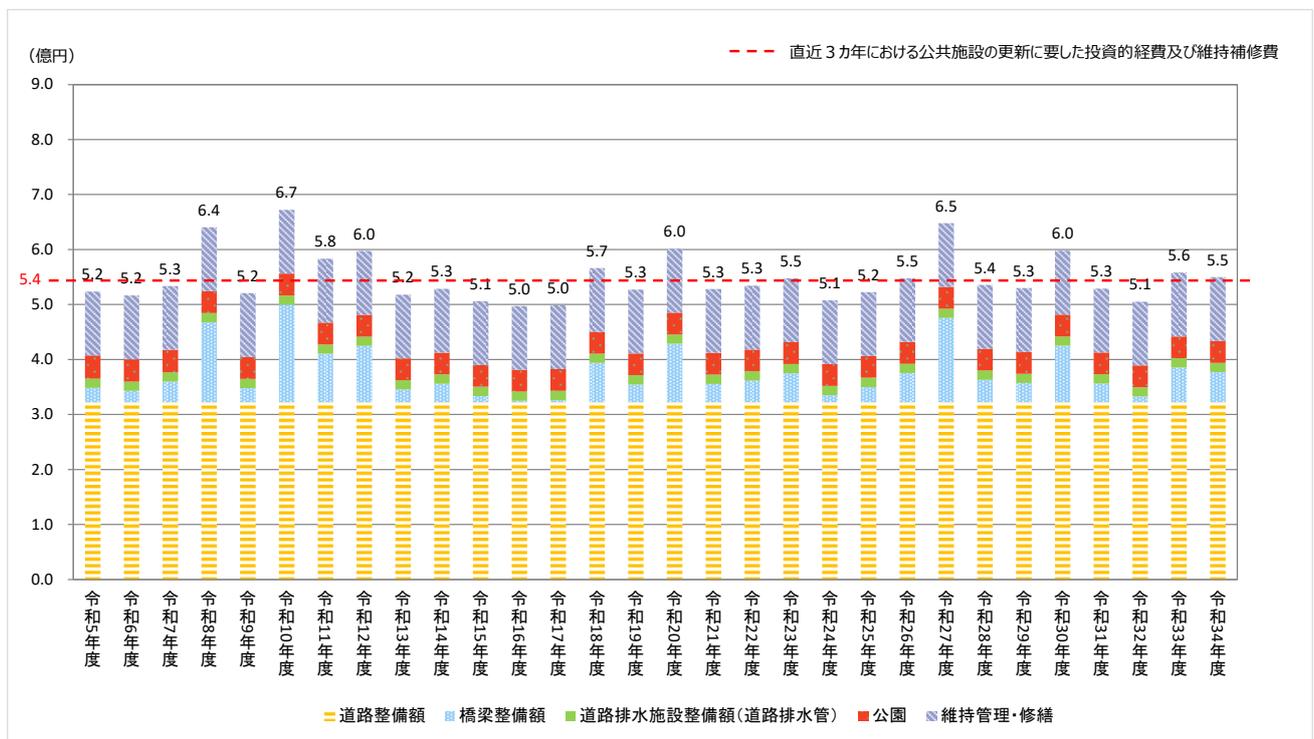
種別	設定の根拠等
道路 ・ 道路排水施設 (道路排水管)	<input type="checkbox"/> 道路の修繕は原則更新（打換え）のため、単純更新する場合に試算した将来更新費用と同額が発生するものとします。
橋梁	<input type="checkbox"/> 「東久留米市橋梁長寿命化修繕計画」で試算した結果を用います。また、法定耐用年数の 50 年を経た年度に更新すると仮定し、橋梁単価を乗じることにより、更新費用を試算します。
公園	<input type="checkbox"/> 「東久留米市公園施設長寿命化計画」で試算した結果を用います。
共通	<input type="checkbox"/> 維持管理・修繕費用は、各インフラ系公共施設に対する地方財政状況調査（決算統計）における「維持補修費」の過去 3 年間の平均値が、今後も継続して発生するものと設定します。

<試算の結果>

- 今後30年間で必要となる将来更新費用は、道路で約96.7億円、橋梁で約16.2億円、道路排水施設（道路排水管）で約5.0億円、公園で約11.9億円、維持管理・修繕で約34.8億円であり、総額では約164.7億円と試算されます。これを1年あたりに単純平均すると約5.5億円となり、直近3カ年におけるインフラ系公共施設の更新に要した年間平均費用と同程度となります。

図表 将来更新費用(長寿命化する場合)の試算結果

	長寿命化を実施する場合							
	30年間の 総額 (億円)	10年間ごとの総額 (億円)			年平均 (億円)	10年間ごとの年平均 (億円)		
		R5~14	R15~24	R25~34		R5~14	R15~24	R25~34
道路	96.7	32.2	32.2	32.2	3.2	3.2	3.2	3.2
橋梁	16.2	6.8	3.6	5.7	0.5	0.7	0.4	0.6
道路排水施設 (道路排水管)	5.0	1.7	1.7	1.7	0.2	0.2	0.2	0.2
公園	11.9	4.0	4.0	4.0	0.4	0.4	0.4	0.4
維持管理・修繕	34.8	11.6	11.6	11.6	1.2	1.2	1.2	1.2
合計	164.7	56.3	53.2	55.2	5.5	5.6	5.3	5.5



②公営事業会計

<試算の方法>

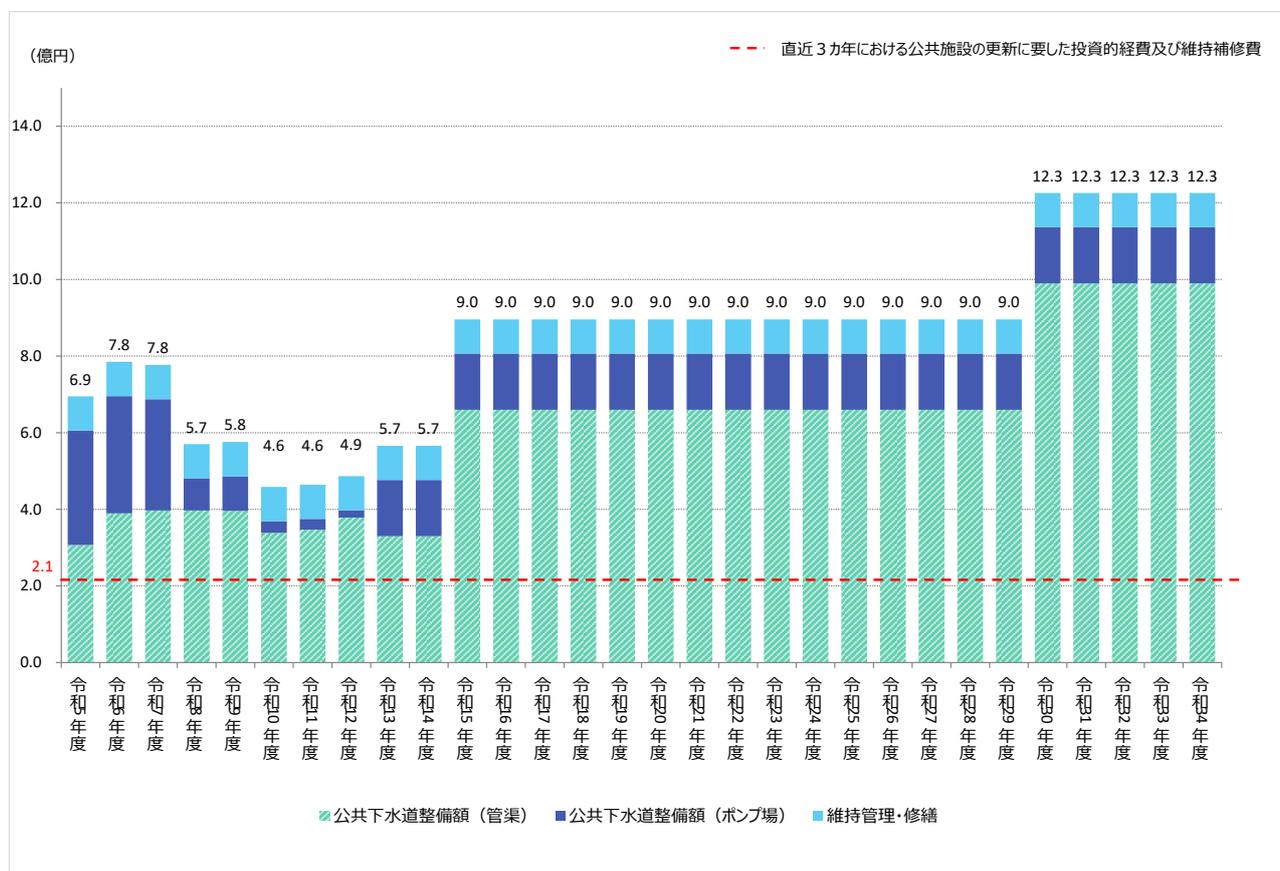
種別	設定の根拠等
公共下水道 (管渠、ポンプ場)	□「東久留米市下水道事業経営戦略－2021－」で試算した結果を用います。

<試算の結果>

- 今後30年間で必要となる将来更新費用は、公共下水道（管渠）で約184.6億円、公共下水道（ポンプ場）で約43.7億円、維持管理・修繕で約26.8億円であり、総額では約255.1億円と試算されます。これを1年あたりに単純平均すると約8.5億円となり、直近3カ年における公共下水道の更新に要した年間平均費用の約4.1倍にあたります。

図表 将来更新費用の試算結果

	30年間の 総額 (億円)	10年間ごとの総額 (億円)			年平均 (億円)	10年間ごとの年平均 (億円)		
		R5~14	R15~24	R25~34		R5~14	R15~24	R25~34
公共下水道整備額 (管渠)	184.6	36.1	66.0	82.5	6.2	3.6	6.6	8.3
公共下水道整備額 (ポンプ場)	43.7	14.4	14.7	14.7	1.5	1.4	1.5	1.5
維持管理・修繕	26.8	8.9	8.9	8.9	0.9	0.9	0.9	0.9
合計	255.1	59.4	89.6	106.1	8.5	5.9	9.0	10.6



第8節 長寿命化による効果額

第7節を踏まえ、以下の方法で建築系公共施設及びインフラ系公共施設それぞれの長寿命化による効果額を試算します。

また、各図表の値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、総数と内訳の合計が必ずしも一致しない場合があります。

試算の方法
長寿命化の効果額 = 長寿命化を実施する場合の将来更新費用 - 単純更新する場合の将来更新費用

(1) 建築系公共施設

<試算の結果>

- 長寿命化を実施する場合、令和25年度から令和34年度までの10年間は、建替えが多く発生することから、単純更新する場合の更新費用と比較し、約210.1億円多く費用が発生しますが、令和5年度から令和24年度までの20年間については、合計で約243.9億円の効果額が見込まれ、30年間の総額では約33.9億円の効果額が見込まれます。

図表 長寿命化による効果額の試算結果

	効果額（長寿命化を実施する場合 - 単純更新する場合）							
	30年間の 総額 (億円)	10年間ごとの総額（億円）			年平均 (億円)	10年間ごとの年平均（億円）		
		R5~R14	R15~R24	R25~R34		R5~R14	R15~R24	R25~R34
維持管理・修繕	-	-	-	-	-	-	-	-
中規模改修	19.4	36.0	12.1	▲ 28.7	0.6	3.6	1.2	▲ 2.9
大規模改修	65.7	66.2	-	▲ 0.5	2.2	6.6	-	▲ 0.1
建替え	▲ 118.9	▲ 221.0	▲ 137.2	239.3	▲ 4.0	▲ 22.1	▲ 13.7	23.9
合計	▲ 33.9	▲ 118.8	▲ 125.1	210.1	▲ 1.1	▲ 11.9	▲ 12.5	21.0

(2) インフラ系公共施設

<試算の結果>

- 長寿命化を実施する場合、令和5年度から令和14年度までの10年間は総額で約1.4億円、令和15年度から令和24年度までの10年間では総額で約11.1億円、令和25年度から令和34年度までの10年間では総額で約4.1億円削減され、30年間の総額では、約16.6億円の効果額が見込まれます。

図表 長寿命化による効果額の試算結果

	効果額（長寿命化を実施する場合－単純更新する場合）							
	30年間の 総額 (億円)	10年間ごとの総額（億円）			年平均 (億円)	10年間ごとの年平均（億円）		
		R5～14	R15～24	R25～34		R5～14	R15～24	R25～34
道路	－	－	－	－	－	－	－	－
橋梁	▲ 16.4	▲ 1.3	▲ 11.0	▲ 4.0	▲ 0.5	▲ 0.1	▲ 1.1	▲ 0.4
道路排水施設 (道路排水管)	－	－	－	－	－	－	－	－
公園	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0
公共下水道 (管渠、ポンプ場)	－	－	－	－	－	－	－	－
維持管理・修繕	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	▲ 16.6	▲ 1.4	▲ 11.1	▲ 4.1	▲ 0.6	▲ 0.1	▲ 1.1	▲ 0.4

第9節 中長期的な経費と財源の見込

(1) 今後10年間の見込

今後10年間（令和5～14年度）にかかる維持管理・更新等に係る経費の見込みや、それに対する財源の見込み等は下記図表のとおりです。

建築系公共施設とインフラ系公共施設に係る長寿命化する場合の経費の総額は約404.7億円であり、単純更新する場合の経費の総額は約525.0億円であることから、普通会計及び公営事業会計全体の長寿命化による効果額は全体で約120.2億円となります。長寿命化を実施する場合、1年あたりの全体経費は約40.5億円となります。現在要している経費は、約24.5億円であることから、今後は1年あたり約16.0億円の経費の増加が見込まれることとなります。

図表 中長期的な経費と財源の見込(今後10年間)

(単位：億円)

		① 将来更新費用 試算結果 (長寿命化)	② 将来更新費用 試算結果 (単純更新)	③ 長寿命化による 効果額 (①-②)	④ 将来更新費用 試算結果(年) (①/10)	⑤ 現在要している経費 (過去3年平均) (※1)	⑥ 増加する経費の 見込み額(年) (④-⑤)	⑦ 財源見込 (※2)	
普通 会計	建築系公共施設(a)	289.0	407.8	▲118.8	28.9	17.0	11.9	国都等補助金	92.4
	インフラ系公共施設(b)	56.3	57.7	▲1.4	5.6	5.4	0.2	地方債	115.2
	計(a+b)	345.3	465.5	▲120.2	34.5	22.4	12.1	その他	137.7
								計	345.3
公営 事業 会計	建築系公共施設(c)	-	-	-	-	-	-	国都等補助金	13.2
	インフラ系公共施設(d)	59.4	59.4	-	5.9	2.1	3.8	地方債	27.4
	計(c+d)	59.4	59.4	-	5.9	2.1	3.8	その他	18.8
								計	59.4
建築系公共施設計(a+c)		289.0	407.8	▲118.8	28.9	17.0	11.9		
インフラ系公共施設計(b+d)		115.7	117.2	▲1.4	11.6	7.5	4.1		
合計(a+b+c+d)		404.7	525.0	▲120.2	40.5	24.5	16.0		404.7

長寿命化による
全体効果額

1年あたりの
全体経費

年間の増加
見込み額

※1 普通会計については、地方財政状況調査（決算統計）上の維持補修費及び普通建設事業費（単独事業費＋補助事業費）の既存更新分の過去3年間（令和元年度～令和3年度）における平均値を合算して試算しています。なお、維持補修費には、指定管理料のうち施設の修繕と保守に要した費用を別途加算しています。公営事業会計については、地方公営企業決算状況調査（決算統計）上の修繕費及び建設改良費（新設及び流域下水道に関する費用を除く）の合計の過去3年間（令和元年度～令和3年度）における平均値により試算しています。

※2 普通会計については、過去3年間（令和元年度～令和3年度）の地方財政状況調査（決算統計）上の維持補修費及び普通建設事業費（単独事業費＋補助事業費）の財源の構成割合が継続するものとして試算しています。公営事業会計については、「東久留米市下水道事業経営戦略－2021－」における修繕費及び建設改良費の財源の構成割合に基づき試算しています。

(2) 今後30年間の見込

今後30年間（令和5～34年度）にかかる維持管理・更新等に係る経費の見込み等は下記図表のとおりです。

建築系公共施設とインフラ系公共施設に係る長寿命化を実施する場合の経費の総額は約1,179.8億円であり、単純更新する場合の経費の総額は約1,230.2億円であることから、普通会計及び公営事業会計全体の長寿命化による効果額は全体で約50.5億円となります。長寿命化を実施する場合、1年あたりの全体経費は約39.3億円となります。現在要している経費は、約24.5億円であることから、今後は1年あたり約14.8億円の経費の増加が見込まれることとなります。

図表 中長期的な経費の見込(今後30年間)

(単位：億円)

		① 将来更新費用 試算結果 (長寿命化)	② 将来更新費用 試算結果 (単純更新)	③ 長寿命化による 効果額 (①-②)	④ 将来更新費用 試算結果(年) (①/30)	⑤ 現在要している経費 (過去3年平均)	⑥ 増加する経費の 見込み額(年) (④-⑤)
普通 会計	建築系公共施設(a)	759.9	793.8	▲33.9	25.3	17.0	8.3
	インフラ系公共施設(b)	164.7	181.3	▲16.6	5.5	5.4	0.1
	計(a+b)	924.7	975.1	▲50.5	30.8	22.4	8.4
公営 事業 会計	建築系公共施設(c)	-	-	-	-	-	-
	インフラ系公共施設(d)	255.1	255.1	-	8.5	2.1	6.4
	計(c+d)	255.1	255.1	-	8.5	2.1	6.4
建築系公共施設計(a+c)		759.9	793.8	▲33.9	25.3	17.0	8.3
インフラ系公共施設計(b+d)		419.8	436.4	▲16.6	14.0	7.5	6.5
合計(a+b+c+d)		1,179.8	1,230.2	▲50.5	39.3	24.5	14.8

長寿命化による
全体効果額

1年あたりの
全体経費

年間の増加
見込み額

第10節 今後の維持管理・運営に向けた現状と課題の基本的認識

① 人口に関する現状と課題

- 市の人口は近年増加傾向にありますが、今後は減少に転じ、令和22年には現在の人口から約1万人減少して10万7,051人になることが見込まれます。
- 令和4年の28.7%である老年人口（65歳以上）の割合は、令和22年には35.7%まで増加すると予測されており、ますます高齢化が進行することが見込まれます。
- 人口構造の変化により、公共施設へのニーズが変化することが予想されるため、市民ニーズに即した公共施設等の見直しについて検討していく必要があります。

② 公共施設等の老朽化に関する現状と課題

- 本市の有形固定資産減価償却率は、令和2年度の時点で69.2%と、類似団体平均や東京都平均と比べて、有形固定資産の老朽化が進んでいます。
- 老朽化が進んでいる施設については、必要性の精査を行ったうえで、今後のあり方を検討していく必要があります。

③ 公共施設等にかかる中長期的な経費に関する現状と課題

- 普通会計及び公営事業会計全体の長寿命化を実施する場合における今後30年間の維持管理・修繕、改修、更新等に係る経費の見込みを試算すると、その総額は約1,179.8億円となり、年間約39.3億円と見込まれています。
- 長寿命化を実施することで、今後10年間では約120.2億円、今後30年間では約50.5億円の経費の削減効果が見込まれているものの、令和25年度から令和34年度までの10年間は、小学校や中学校などの更新時期が集中することが予想され、建替えのみで毎年30億円以上を要すると見込まれています。
- 現在要している経費と、長寿命化を実施する場合における今後の30年間の経費の見込みを比べた場合、建築系公共施設についてはこれまでの約1.5倍程度、インフラ系公共施設についてはこれまでの約1.9倍程度の支出が必要となります。
- 財源を確保しながら公共施設等の長寿命化を図るとともに、将来の更新時期を見据えて将来更新費用の平準化や施設の統廃合等について検討する必要があります。
- 公共施設等の維持管理・修繕、改修、更新等に充当できる財源には限界があることに加え、今後より一層の将来更新費用が発生する見込みであるため、これからの本市の人口や財政規模に見合った公共施設等のあり方について考えていく必要があります。

第3章 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

第1節 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

公共施設等に関わる本市が抱える課題と本計画策定時の市民の意向等を踏まえ、将来にわたり持続可能な行政サービスの提供と将来に負担を残さない行財政運営の両立を図ることができるよう、本市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針として、次の4つの方針を掲げます。

<建築系公共施設にかかる基本方針>

- 【基本方針1】 機能（サービス）を重視して公共施設のスリム化を図る
- 【基本方針2】 ライフサイクルコストを縮減・平準化する
- 【基本方針3】 施設更新に備えた財源を確保しマネジメントを着実に推進する

<インフラ系公共施設にかかる基本方針>

- 【基本方針4】 安全・快適に利用できる環境を適正に確保する

<建築系公共施設にかかる基本方針>

基本方針1 機能（サービス）を重視して公共施設のスリム化を図る

- 人口規模及び人口構造の変化が見込まれる中、公共サービスの需要と供給のバランスは変化していくものと考えられることから、将来のサービス需要を見極めた上で、公共施設に求められる規模・機能の見直しを図ります。
- 財政事情は今後厳しさを増すものと見込まれており、多様化する市民ニーズに応じていくためには、公による施設整備にとらわれることなく、必要とされる機能の補完方法について検討していく必要があります。求められるサービスを「だれが」、「どのように」、「どこで」提供するかなどの視点から、柔軟に対応していきます。
- 今後の公共施設の維持更新に巨額な経費が必要になることが見込まれており、将来に大きな負担を残さないためには、公共施設の総量の適正化を図ります。
- 地域によって人口の動態や、施設の利用状況に開きが見受けられる中、特定の設置目的に基づき整備され、目的別に利用対象者を限定した施設のあり方を見直すことにより、様々な目的を持ち、世代を超えた活用がなされ、将来的な人口動態の変化にも対応し得る施設へ再編していきます。

基本方針2 ライフサイクルコストを縮減・平準化する

- 本市の財政事情は今後厳しさを増すものと見込まれており、公共施設の維持管理・運営にかかる経費の縮減に努めていく必要があります。そのために、支出を減らすとともに、適正な収入を確保できるよう、維持管理・運営の手法や受益者負担の見直し等を図ります。また、施設の稼働率を高めるなど、限られた資源で最も効果的、効率的なサービスを提供できるよう、有効活用に努めます。

基本方針 3 施設更新に備えた財源を確保しマネジメントを着実に推進する

- 公共施設の維持更新には今後巨額な経費が必要となります。そうした中、本計画及び今後とりまとめる「未来志向の公共施設の考え方」に沿って公共施設マネジメントを着実に実行するため、必要な老朽化対策や施設更新に備えた財源確保を図ります。
- 各所管が主体的に取り組みつつも、継続性・実効力を持って推進することができるよう、庁内横断的な体制を構築します。また、P (Plan)、D (Do)、C (Check)、A (Act)のマネジメントサイクルを構築し、持続性を持った公共施設の総合的かつ計画的な管理・運営の実現を目指します。

<インフラ系公共施設にかかる基本方針>

基本方針 4 安全・快適に利用できる環境を適正に確保する

- 道路、橋梁、下水道などのインフラ系公共施設は、市民生活を支える基盤となるものであり、基本的には削減することが困難であることから、計画的な維持修繕による長寿命化などにより、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- 定期的な点検等により施設の状況を常に把握し、損傷が大きくなる前に予防的な対策を計画的に講じることで、市民や事業者が安全に安心して利用できる環境を確保します。

第2節 基本方針に基づく今後の推進方策

図表 今後の推進方策の体系

＜建築系公共施設にかかる基本方針＞	＜今後の推進方策＞
I 機能（サービス）を重視して公共施設のスリム化を図る	ハード面の方策
	I-1◆必要不可欠な機能を維持しつつ、施設総量の適正化を図る
	I-2◆拠点性を高めることでより効果的、効率的なサービスが提供できると見込まれる場合は、複数施設の集約化を図る
	I-3◆施設の更新の際は、施設の複合化（一つの土地や建物に複数の異なる機能の施設をまとめる）を前提として検討する
	I-4◆民間施設を活用した行政サービス提供の場の確保方策を検討する
	ソフト面の方策
	I-5◆民間等の提供するサービスを利用することにより、効果的、効率的なサービスが見込まれる場合は、サービスの提供主体の転換を図る
I-6◆特定の分野に限定された利用形態を持つ施設の多機能化（一つのスペースを異なる目的の施設として利用する）を図る	
I-7◆施設の設置に依存しない行政サービスの提供方法を検討する	
II ライフサイクルコストを縮減・平準化する	ハード面の方策
	II-1◆定期点検や劣化診断等により予防型の保全手法に転換し、施設の長寿命化や効果的な修繕及び改修等を図る
	II-2◆施設の改修、更新等については、中長期の計画を定め、これに基づき実施する
	II-3◆コスト抑制効果の高い施設・設備への転換を図る
	ソフト面の方策
	II-4◆指定管理者制度や包括的な外部委託など、より効果的、効率的な維持管理手法への転換を進める
	II-5◆施設の更新等の際は、その整備、運営にかかる民間ノウハウ及び資金の活用を検討する
	II-6◆施設機能を効果的に生かし、稼働率が向上するよう運用形態の柔軟性を高める
II-7◆近隣市との連携など広域的視野をもった対応を検討する	
II-8◆利用者負担の適正化を図るとともに、公共施設を資源とした収入の確保を図る	
III 施設更新に備えた財源を確保しマネジメントを着実に推進する	財源の確保
	III-1◆公共施設の整備等に活用するため、計画的な基金への積立を行う
	III-2◆施設等の貸付けや売却により施設整備等の財源確保を図る
	推進体制の整備
III-3◆庁内横断的な公共施設マネジメントの推進体制を整備する	
III-4◆市民及び議会等に対する情報共有を図る	
＜インフラ系公共施設にかかる基本方針＞	IV-1◆日常点検及び定期点検等を実施し、適正管理を図る
	IV-2◆健全度評価に基づき、計画的な修繕・改修等を実施する

2-1. 建築系公共施設にかかる推進方策

基本方針1 機能（サービス）を重視して公共施設のスリム化を図る

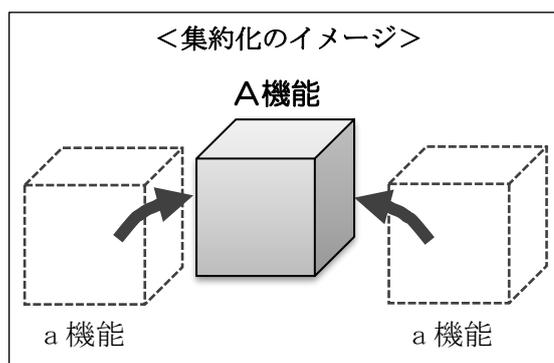
<ハード面の方策>

(1) 必要不可欠な機能を維持しつつ、施設総量の適正化を図る

- 本市の公共施設総量は他市と比べ決して多い状況にはありませんが、さらなる効果的、効率的な維持運営に努めつつ、長期的視点を持って公共施設の総量をスリム化していくことにより、本市の人口及び財政事情に合った施設規模となるよう、その適正化を図ります。
- 公益上及び防災上の観点から必要な機能については適切に維持していく必要があることから、施設総量の適正化にあたっては、それらの機能配置についても十分に配慮します。

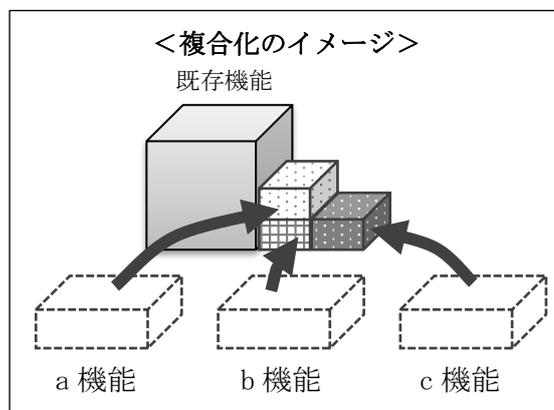
(2) 拠点性を高めることでより効果的、効率的なサービスが提供できると見込まれる場合は、複数施設の集約化を図る

- 施設の用途分類ごとの実態を踏まえ、同一又は類似機能を持つ施設に対する需要が減少している場合などはもとより、拠点性を高めることで施設サービスをより効果的、効率的に提供できる場合は、適正な配置となるよう配慮した上で、複数の施設の集約化を図ります。



(3) 施設の更新の際は、施設の複合化（一つの土地や建物に複数の異なる機能の施設をまとめる）を前提として検討する

- 施設の更新にあたっては、近隣の異なる機能を持つ施設のほか、新たな施設ニーズも考慮に入れた複合化を検討し、機能面及びコスト面で、より効果的かつ効率的な更新を図ります。なお、建替えの際には、市内の施設配置バランスを考慮し、必要であれば、立地の見直しも検討します。



(4) 民間施設を活用した行政サービス提供の場の確保方策を検討する

- 求められる行政サービスに対応した施設整備が必要な場合は、当該サービスの特性を吟味し、将来にわたって見込まれる需要を想定することはもちろん、建物のライフサイクルコストを重視した上で施設整備の主体について検討します。
- 将来にわたる財政負担の軽減に十分配慮しながら、当該サービスの機能の確保を第一に考え、民間施設の借り上げなど、地域の資源を活用していくことも有効な手段であることから、これも合わせて検討します。

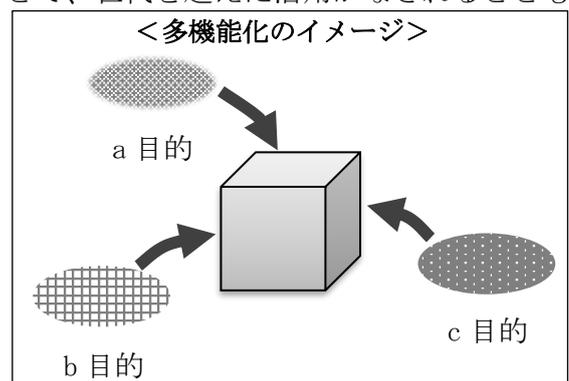
<ソフト面の方策>

(5) 民間等の提供するサービスを利用することにより、効果的、効率的なサービスが見込まれる場合は、サービスの提供主体の転換を図る

- 行政が提供するサービスは、法令上及び条例上の規定や、公平性、公正性を維持するため、行政がその提供主体とならなければならないものがある一方で、民間企業や各種団体等によりサービス提供がなされており、これを利用した方がより効果的、効率的なものもあります。こうしたサービスについては、その提供主体を公から民間企業や各種団体等へ転換していきます。

(6) 特定の分野に限定された利用形態を持つ施設の多機能化（一つのスペースを異なる目的の施設として利用する）を図る

- 公共施設の中には、利用対象や利用目的を特定していることなどにより、利用需要の変化とともに施設稼働率の低下など、空間の利活用が十分に図られていないものもあります。そのため、特定の分野に限定された利用形態を持つ施設については、多目的に利用できるよう多機能化を図ることにより、多様化する利用需要に対応していくことを検討します。
- 施設の多機能化により複数の利用形態を持つことで、世代を超えた活用がなされるとともに、将来的な人口動態の変化にも対応し得ることも期待されることから、検討にあたってはこうした視点も踏まえることとします。



(7) 施設の設置に依存しない行政サービスの提供方法を検討する

- 行政がサービスとして実施しているものの中には、必ずしも特定の施設を持たなくともそのサービスを提供することができるものも考えられます。そうした行政サービスについては、創意工夫を凝らし、既存の他の公共施設を活用したサービス提供や地域に出向いてのサービス提供など、あらゆる提供方法を検討することにより、施設の設置に依存しないサービス提供への転換を図ります。

基本方針 2 ライフサイクルコストを縮減・平準化する

<ハード面の方策>

(1) 定期点検や劣化診断等により予防型の保全手法に転換し、施設の長寿命化や効率的な修繕及び改修等を図る

- 建物をできるかぎり長く安全に利用でき、かつ効率的に利活用できるよう、計画的な「予防保全」を推進します。
- これまで建物の所管課ごとに任意で実施してきた定期点検を全庁的に統一したルールのもとで実施していくこととし、その点検結果に基づき、不具合や事故が生じる前に計画的に劣化や故障の予防を図っていく手法に取り組みます。

(2) 施設の改修、更新等については、中長期の計画を定め、これに基づき実施する

- 公共施設の改修、更新等にかかる財政負担の平準化を図ることができるよう、施設の重要度や劣化度を踏まえて、改修、更新等の優先順位を明らかにした上で、中長期の計画を定め、これに基づき実施していきます。これらの実施にあたっては、バリアフリー化など、施設の利用需要に応じた機能改善に努めます。
- この中長期の計画については、進捗状況や様々な環境変化に応じて適時適切に見直し、実効力を持って推進していきます。

(3) コスト抑制効果の高い施設・設備への転換を図る

- 施設の日常管理や大規模改修等では、より維持管理がしやすく、かつ費用対効果の高い施設・設備への転換の可能性がないかを常に探り、日常の維持管理コストの削減に努めます。
- 施設の建替え等にあたっては、日常の維持管理や将来の機能転換のしやすさに配慮した施設形態・設備を採用していくことを検討します。

<ソフト面の方策>

(4) 指定管理者制度や包括的な外部委託など、より効果的、効率的な維持管理手法への転換を進める

- 指定管理者制度の導入や、スケールメリットを考慮した施設の包括的な維持管理の委託化など、より効果的、効率的な維持管理手法を検討し、転換を図っていきます。
- 施設の特性に応じて、地域団体やNPO法人などによる管理運営手法の導入についても検討することとします。

(5) 施設の更新等の際は、その整備、運営にかかる民間ノウハウ及び資金の活用を検討する

- 施設の更新等に当たっては、P F I等の民間のノウハウ及び資金の活用について検討することとします。なお、P F Iをはじめとして、契約期間が長期にわたる民間活力の導入に際しては、様々な視点から検討を行い、慎重かつ公正に進めていきます。

(6) 施設機能を効果的に生かし、稼働率が向上するよう運用形態の柔軟性を高める

- 本市では、稼働率が低い施設及びスペースについては、その施設機能を稼働率向上のための取組みを展開していますが、今後も引き続き施設機能が効果的に生かせるよう、利用ニーズに合わせて柔軟に対応できる運用形態を考えていくこととします。
- 施設全般について、施設の存在やサービス内容をより広く市民へ周知し、利用促進を図ります。

(7) 近隣市との連携など広域的視野をもった対応を検討する

- 近隣市との施設の相互利用等により、施設総量を増やさずに市民の利便性向上が図られるよう、広域連携等を推進していくこととします。

(8) 利用者負担の適正化を図るとともに、公共施設を資源とした収入の確保を図る

- 今後も引き続き、使用料算定にかかる適正な制度運用を図るとともに、日常的な維持管理にかかる財政負担を軽減するため、ネーミングライツの導入や、広告料収入等の確保など、創意工夫を凝らし、公共施設を資源とした収入確保の取り組みに努めます。

基本方針3 施設更新に備えた財源を確保しマネジメントを着実に推進する

<財源の確保>

(1) 公共施設の整備等に活用するため、計画的な基金への積立てを行う

- 必要な施設を安全に安心して利活用していくためには、今後、適切なタイミングで建替え及び大規模改修等を実施していく必要があります。そのため、施設の整備及び維持補修を図るために設けている公共施設等整備基金への計画的な積立てを進めていきます。

(2) 施設等の貸付けや売却により施設整備等の財源確保を図る

- 用途廃止となった施設や利活用されていない土地については、他の行政サービスでの利用の可能性を検討するとともに、民間企業や各種団体等へ貸付けることにより、存続する公共施設の維持管理費等に充てるための財源の確保を検討します。さらに、そうした方策が見込めないものについては、これを売却することにより、基金を充実させるための原資とします。
- 施設の稼働状況の把握に努める中で、十分に利活用されていないスペース（いわゆる余剰スペース）についても、同様に他の行政サービスでの利活用や民間への貸付けを検討していくこととします。

<推進体制の整備>

(3) 庁内横断的な公共施設マネジメントの推進体制を整備する

- 各所管が主体的に取り組みつつも、全庁的に継続性・実効力を持って推進していくことができるよう、公共施設に関する情報等を一元管理する仕組みを推進し、庁内横断的な体制づくりを進めていきます。
- 職員研修等を継続的に実施し、公共施設の効率的な活用や保全に関する知識と意識を高める機会を設けるとともに、他団体における先進的な取り組みの調査、検討に努めます。

(4) 市民及び議会等に対する情報共有を図る

- 公共施設マネジメントの推進は、まちづくりのあり方に関わるものであることから、施設の利用者だけに留まらず、市全体の課題として広く市民に周知を図っていくことが必要です。
- 具体の施設の統廃合や複合化、多機能化等を進めるにあたっては、事業の実施段階のみならず、各種構想や計画の策定段階から、市議会をはじめとして、市民への丁寧な説明と意向の把握に努めます。

2-2. インフラ系公共施設にかかる推進方策

基本方針4 安全・快適に利用できる環境を適正に確保する

(1) 日常点検及び定期点検等を実施し、適正管理を図る

- 道路、橋梁、公園、公共下水道等のインフラ系公共施設は、多数の人が日常的に利用する施設です。定期的な点検によって異常が確認された場合は早期に適切な修繕等を行い、安全に利用できるよう適正管理に努めます。

(2) 健全度評価に基づき、計画的な修繕・改修等を実施する

- 損傷が大きくなる前に予防保全的な対策を計画的に講じる、予防保全型の維持保全に転換し、インフラ系公共施設の長寿命化を図るとともに、修繕費用の縮減を図ります。
- 定期的な点検等に基づき健全度を評価し、個々の施設の重要性等に鑑みて優先順位を設定しながら計画的に修繕・改修等を行います。

第3節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- 公共施設は、年数の経過や晒される環境、その使用によって物理的な劣化が進行することから、施設管理者は適時、施設の日常チェック、定期点検及び劣化診断等により不具合が生じていないか実態把握に努めることとします。
- 建物の日常チェック、定期点検及び臨時点検等は、技術的な知見の有無に限らず、日常的に施設を利用する各施設の所管職員が実施することとします。そのため、各職員が自ら実施することができるよう、「施設保全の手引き」等により庁内統一的なルールを定め、定期的かつ的確な点検・診断等の実施に努めます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 建物の維持管理、修繕、改修、更新等は、「施設保全計画」に定める建物部位ごとの維持保全基準に基づき実施することとします。日常的な維持管理や軽微な修繕等については、施設管理者が責任を持って行うこととし、重度な不具合が生じた場合は、早期に保全・計画部門に報告します。保全計画部門は、各施設管理者からの点検・診断等の実施報告、不具合の状況に関する報告を踏まえ、保有する建物棟全体を捉えて今後の改修及び更新工事等の実施プログラムを策定し、その着実な実行に努めます。
- インフラ系公共施設は、日常的に多くの市民が利用するものであり、日常点検及び定期点検結果に基づき、施設管理者が損傷が軽微な段階で早期に修繕等を行います。異常がみられた場合は、即時利用を停止するとともに、早急に対応を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

- 公共施設による行政サービスを提供する行政は、その機能を適性に保ち、安全に利用できるよう管理していく責務があります。今後、施設の老朽化がさらに進行することで、建物やインフラの破損や落下、倒壊等による事故につながることを防ぐよう、公共施設の安全性を確保していくことが急務です。
- 建物については、「施設保全計画」に定める保全優先順位の考え方に基づき定める順位を踏まえ、改修及び更新工事等の実施プログラムを策定し、(1)～(3)を合わせて着実に実施していくことで、公共施設の安全性・快適性の確保を図ります。
- インフラ系公共施設については、定期点検結果等に基づき健全度を評価するとともに、施設の重要性に鑑みて優先順位を設定し、計画的に修繕等を実施し、安全かつ快適に利用できる環境の維持を図ります。また、地震時も機能維持が図れるよう、耐震化等の対応に努めます。

(4) 耐震化の実施方針

- 行政は、公共施設の保有者として「市民、施設利用者の生命(安全)」を守る責務があり、本市でも「防災上重要な市有建築物」については、既に耐震化率100%を達成しています。そ

の他の市有建築物についても、令和3年12月時点で耐震化率は97.2%となっており、市有建築物の耐震化率は合計98.7%となっています。

- 令和7年度末までの耐震化率100%を目指し、災害時の重要性や建築物の耐震化の状況等を考慮した耐震改修工事等を実施します。

(5) 長寿命化の実施方針

- これまでの事後保全的な維持管理から計画的な維持保全に転換し、公共施設の損傷等が軽微な段階で適切に対処することで、施設を安全かつ快適な状態で利活用できるようにします。また、維持更新コストの縮減・平準化を考慮した実行計画を策定し、適時適切に改修・更新等を実施し、建物の機能を維持し続けることで、施設の長寿命化にもつながることが期待できます。
- 建物は、木造及び軽量鉄骨造は竣工後40年、鉄骨、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造等は60年目の標準耐用年数を迎える前に、建物の劣化状況、機能や利用の需要等といった総合的見地から、その後の継続利用について協議を図り、個々に取扱いを判断していくことが必要となります。また、本市の改修サイクルも考慮し、目標耐用年数を、木造及び軽量鉄骨造は竣工後50年、鉄骨、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造等は75年と設定します。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 公共施設等の維持管理、修繕、改修、更新等にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づく、公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、年齢や性別、障がいの有無、国籍等の違いに関わらず、誰もが使いやすい設計として、ユニバーサルデザインの考え方に配慮します。

(7) 脱炭素化の推進方針

- 本市では、これまで照明LED化や設備機器の高効率化等の省エネを推進する取り組みを行っていますが、これらに加えて「脱炭素化・再生可能エネルギーの利用に向けた最適化」が図られるように進めていくことが望ましいと考え、令和4年8月に「東久留米市における脱炭素化・再生可能エネルギーの利用に向けた最適化の基本的考え方」をとりまとめました。
- 公共施設等の維持管理・修繕、改修、更新等にあたっては、実情に即しながら「東久留米市における脱炭素化・再生可能エネルギーの利用に向けた最適化の基本的考え方」に沿って、脱炭素化、減災レジリエンスへの対策強化に加えて、エネルギー利用の最適化が図られるように取り組んでいきます。

(8) デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進方針

- 国が示した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」及び「デジタル田園都市国家構想基本方針」を踏まえ、持続

的かつ安定的な行政経営を行っていくため、令和4年8月に「東久留米市DX推進方針」を策定しました。

- 「東久留米市DX推進方針」に沿って、公共施設におけるI o Tの活用やB P Rの取組みの効果等を勘案したうえで、公共施設等の維持管理、運営、改修及び更新等に当たります。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

【建築系公共施設】

※ 本章に掲載する内容は、令和4年3月31日時点のものです。また、施設の名称は、「東久留米市公共施設白書」に準じています。

第1節 行政系施設

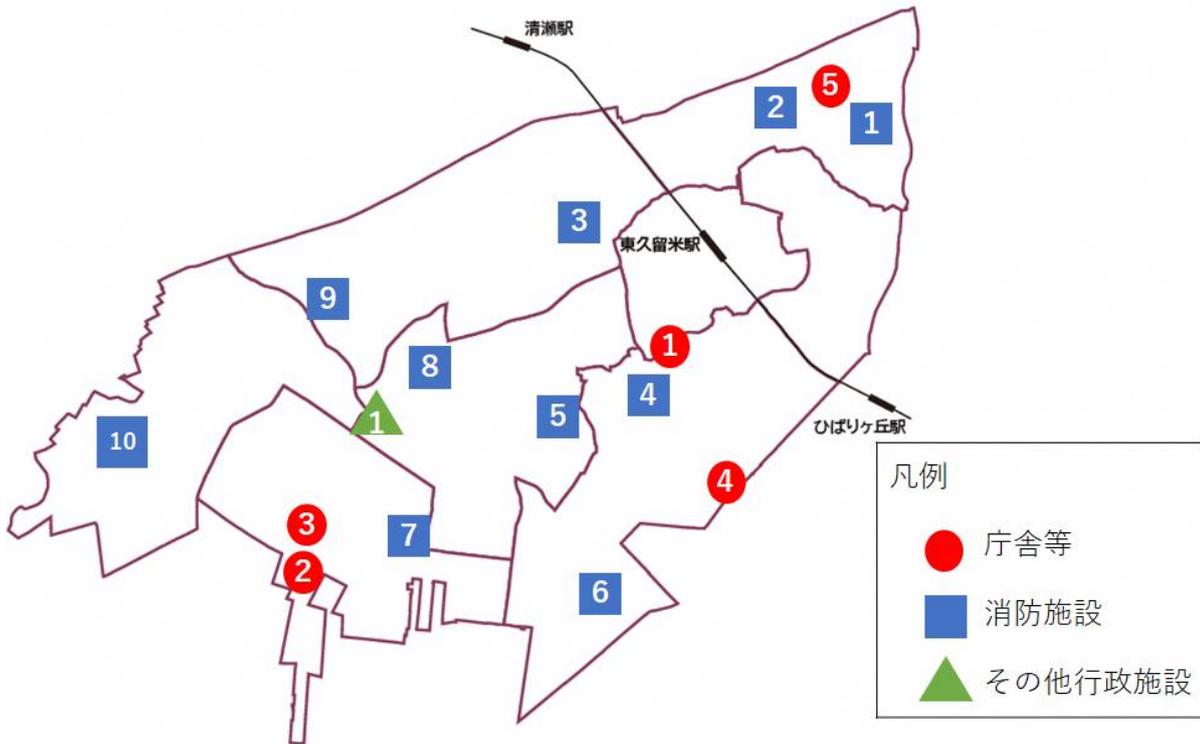
(1) 基礎情報と配置状況

図表 行政系施設の一覧

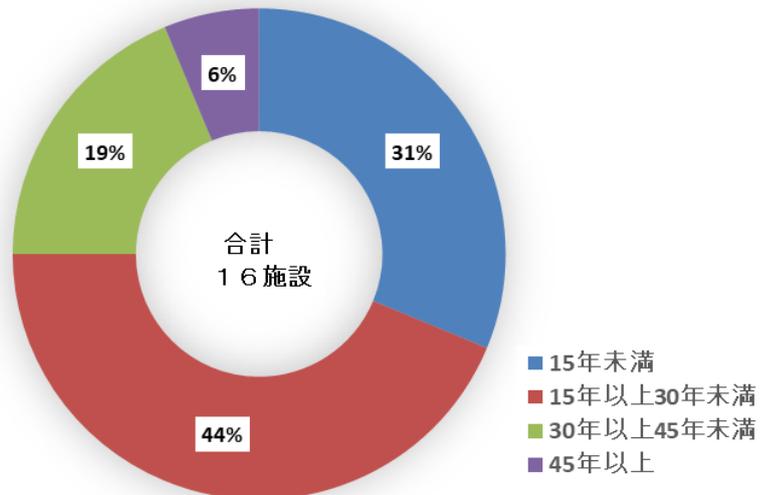
No	中分類	小分類	施設名	建設年度	延床面積 (㎡)	運営形態	設置状況
1	庁舎等	市庁舎	市役所本庁舎	平成 8 年 (1996 年)	19,800.5	直営	複合
2	庁舎等	市庁舎	わくわく健康プラザ	昭和 50 年 (1975 年)	5,094.1	直営	複合
3	庁舎等	連絡所	滝山連絡所	昭和 63 年 (1988 年)	74.0	直営	複合
4	庁舎等	連絡所	ひばりが丘連絡所	平成 7 年 (1995 年)	73.0	直営	複合
5	庁舎等	連絡所	上の原連絡所	平成 26 年 (2014 年)	120.0	直営	単独
1	消防施設	消防団 詰所	消防団第一分団詰所	平成 20 年 (2008 年)	64.9	直営	単独
2	消防施設	消防団 詰所	消防団第二分団詰所	平成 10 年 (1998 年)	71.5	直営	単独
3	消防施設	消防団 詰所	消防団第三分団詰所	平成 18 年 (2006 年)	70.0	直営	単独
4	消防施設	消防団 詰所	消防団第四分団詰所	昭和 60 年 (1985 年)	64.4	直営	単独
5	消防施設	消防団 詰所	消防団第五分団詰所	昭和 63 年 (1988 年)	132.3	直営	単独
6	消防施設	消防団 詰所	消防団第六分団詰所	平成 27 年 (2015 年)	85.0	直営	単独
7	消防施設	消防団 詰所	消防団第七分団詰所	平成 24 年 (2012 年)	101.2	直営	単独
8	消防施設	消防団 詰所	消防団第八分団詰所	平成 4 年 (1992 年)	85.4	直営	単独
9	消防施設	消防団 詰所	消防団第九分団詰所	平成 4 年 (1992 年)	66.5	直営	単独
10	消防施設	消防団 詰所	消防団第十分団詰所	平成 8 年 (1996 年)	64.4	直営	単独

No	中分類	小分類	施設名	建設年度	延床面積 (㎡)	運営形態	設置状況
1	その他 行政施設	清掃 事務所	ごみ対策課 清掃事務所	平成 27 年 (2015 年)	345.9	直営	単独

図表 行政系施設の配置状況



図表 行政系施設の築年数(15年単位)別施設数の割合



(2) 施設の概要

行政系施設には、市庁舎、連絡所、消防団詰所、清掃事務所が該当します。

- 市役所本庁舎は、本市の行政活動の中心拠点であり、行政事務及び行政サービス全般を行う施設です。市民のコミュニティ利用の場として「市民プラザ」を併設するなど、より市民が集まりやすい空間づくりを行っています。
- わくわく健康プラザは、市民の地域福祉の推進と健康の保持・増進、休日の診療及びコミュニティ活動の振興を図る総合的な施設です。主に母子保健事業、老人健康増進事業、特定健診事業、内科・歯科休日診療事業、子ども家庭支援センター事業を行っています。また、健康増進のための体育室やコミュニティ活動のための集会室のほか、社会福祉協議会、郷土資料室、滝山小学校記念室が併設されています。
- 連絡所は、市民がより身近な場所で各種証明書の発行や申請等をするための施設です。
- 消防団詰所は、地域における消防防災のリーダーとして住民の安全と安心を守る活動を担う、消防組織法に基づき組織された消防団が必要な資機材等を保管する施設です。
- ごみ対策課清掃事務所は、ごみ対策に関する総合的な事務を行う場所であり、粗大ごみの収集受付及び収集も行っています。

(3) その他情報

図表 集会室の利用者数の推移(単位:人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
わくわく健康プラザ (集会室)	18,257	3,082	3,001

図表 各種証明書の発行件数の推移(単位:件)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
滝山連絡所	14,763	13,667	12,455
ひばりが丘連絡所	5,810	5,221	4,724
上の原連絡所	3,280	2,882	3,209

図表 ごみの処理量の推移(単位:t)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ごみ対策課清掃事務所	22,891	26,617	25,690

(4) 現状と課題

- 市役所本庁舎は行政活動の中心拠点として設置されており、広く市民の方々に利用されています。従って、今後も引き続き市民にとって親しみが持てる・立ち寄りやすい空間として施設機能を維持していく必要があります。築25年以上が経過し、設備の老朽化が進んでいるため、今後、計画的な修繕及び更新が必要となります。
- わくわく健康プラザは、使われなくなった小学校校舎の新たな活用策として、保健衛生に関わる多岐にわたるサービス等を提供する空間にリニューアルし、平成18年の開設以降、多くの市民に利用されています。建物としては築45年以上経過しており、今後の継続的な利用にあたっては、計画的な大規模改修及び建替え等が必要となります。
- 各連絡所では利便性向上と維持管理コスト低減等のため、複合施設内や民間施設でのサービス提供を行うなど工夫しています。一方、施設によって利用数の差があり、それに要するサービスコストにも開きが生じています。今後は、サービス提供の仕方、配置等を含めて検討していくことなども必要となります。
- 消防団詰所は、災害時に即時対応ができるよう建物棟の機能維持に努め、適時適切に改修及び更新していく必要があります。
- ごみ対策課清掃事務所は、市内の環境衛生を維持するため、今後も機能の維持が求められます。

(5) 施設の管理に関する基本的な方針

- 市役所本庁舎は、本市の行政活動の拠点であり、市民にとっても立ち寄りやすい拠点施設として、機能の維持を図ります。災害時においても、災害対策拠点としての役割を果たすことができるよう、また利用者の安全性や快適性を維持するため、建物性能の定期的な点検を行い、維持保全に努めます。建物は、築25年が経過し、これまで主要な設備機器の更新を随時行ってきましたが、大規模改修は未実施です。「施設保全計画」に基づき、建物を安全かつ快適に利活用することができるよう、適時に設備機器の更新を行うとともに、大規模改修等を計画的に推進します。今後、長期的に使うことを想定する施設であることから、施設の改修、設備の更新時には感染症対策、ZEBといった将来に向けた視点を取り入れることも必要です。
- わくわく健康プラザは、保健衛生に係る基幹施設として、利用者の安全性や快適性を維持するため、「施設保全計画」に基づき、建物性能の定期的な点検を行い、維持保全に努めます。なお、併設されている郷土資料室や集会室等については、需要に応じた施設配置について検討していきます。
- 連絡所は、複合施設や民間施設等の活用による維持管理コストの低減に引き続き努めます。また、市民の利便性向上や連絡所の行政経費の圧縮を図ることができるよう、各種証明書のコンビニエンスストアでの交付状況や、市税等のスマートフォン決済アプリの利用等のオンライン手続の普及状況等を踏まえ、行政需要に応じた施設配置について検討していきます。

す。

- 消防団詰所は、現状の施設機能を維持していくため、「施設保全計画」に基づき、建物機能の定期的な点検を行い、維持保全に努めます。
- ごみ対策課清掃事務所は、現状の施設機能を維持していくため、「施設保全計画」に基づき建物機能の定期的な点検を行い、維持保全に努めます。また、敷地の有効活用のため、引き続き敷地一部の民間事業者への貸し付けを実施するとともに、適宜活用方法の見直し、検討を行います。

第2節 学校教育系施設

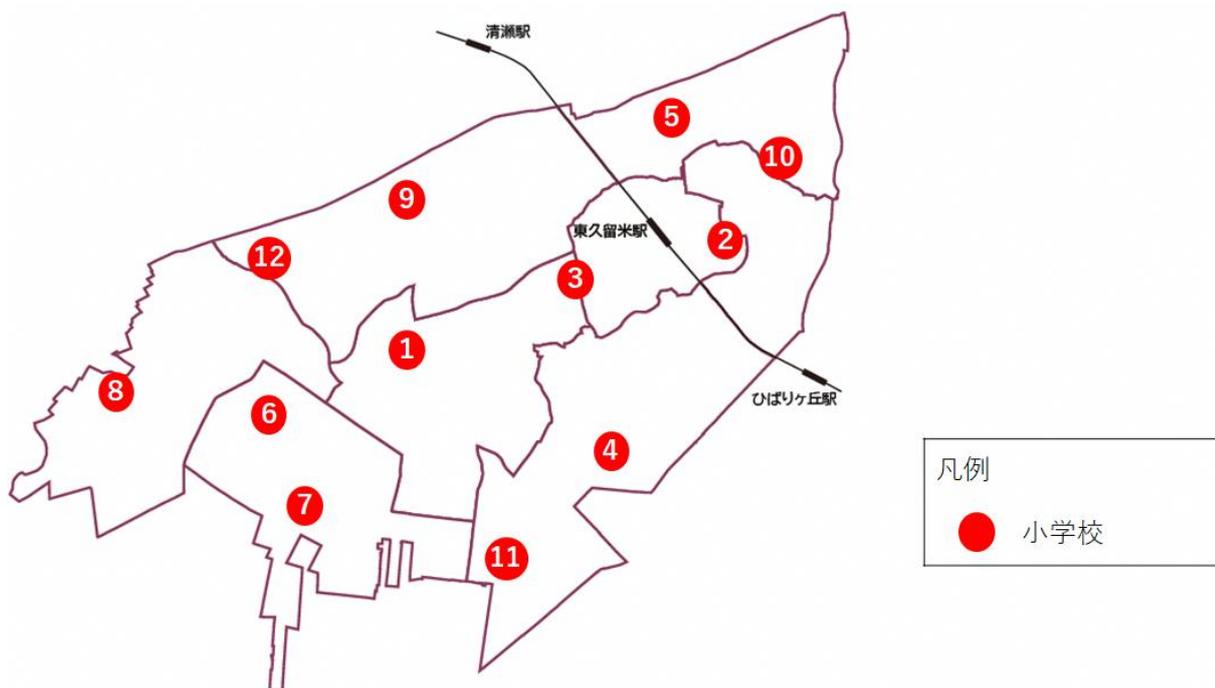
(1) 基礎情報と配置状況

図表 学校教育系施設の一覧

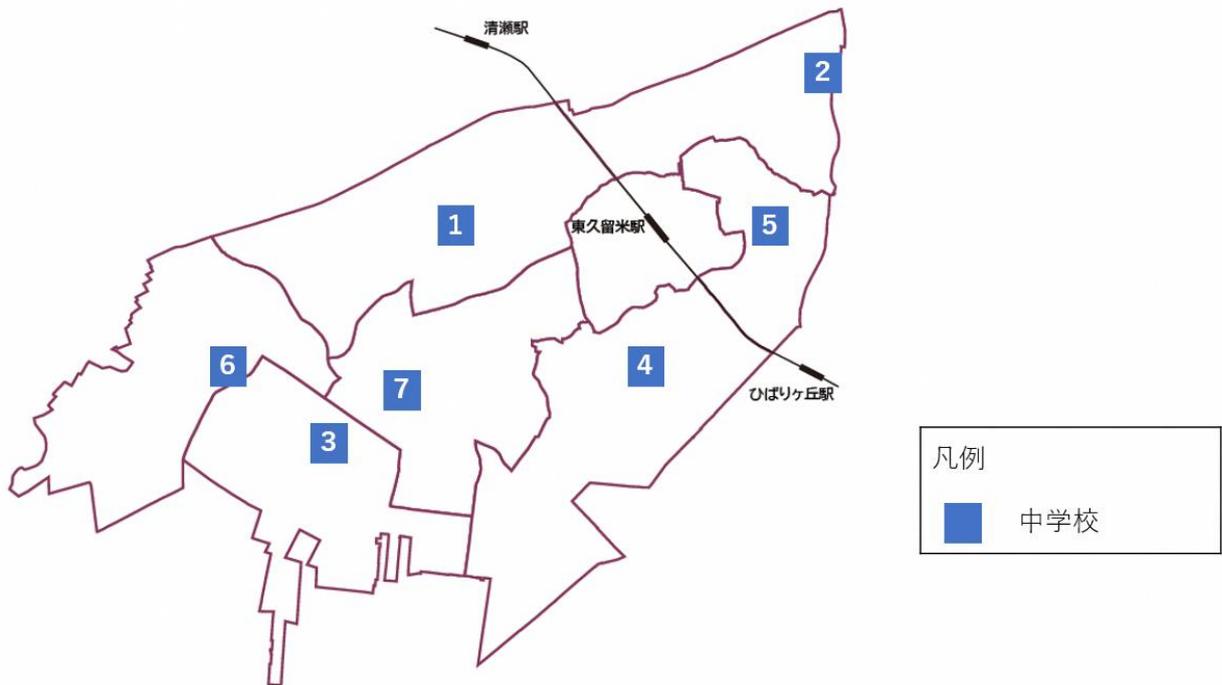
No	中分類	小分類	施設名	建設年度	延床面積 (㎡)	運営形態	設置状況
1	学校	小学校	第一小学校	昭和45年 (1970年)	6,173.0	直営	単独
2	学校	小学校	第二小学校	昭和44年 (1969年)	6,121.0	直営	単独
3	学校	小学校	第三小学校	昭和47年 (1972年)	6,474.0	直営	単独
4	学校	小学校	第五小学校	昭和39年 (1964年)	6,871.0	直営	単独
5	学校	小学校	第六小学校	昭和40年 (1965年)	5,861.0	直営	単独
6	学校	小学校	第七小学校	昭和43年 (1968年)	6,869.0	直営	単独
7	学校	小学校	第九小学校	昭和45年 (1970年)	6,511.0	直営	単独
8	学校	小学校	第十小学校	昭和47年 (1972年)	5,421.0	直営	単独
9	学校	小学校	小山小学校	昭和49年 (1974年)	4,426.0	直営	単独
10	学校	小学校	神宝小学校	昭和50年 (1975年)	5,697.0	直営	単独
11	学校	小学校	南町小学校	昭和50年 (1975年)	5,655.0	直営	単独
12	学校	小学校	本村小学校	昭和52年 (1977年)	6,297.0	直営	単独
1	学校	中学校	久留米中学校	昭和42年 (1967年)	6,942.0	直営	単独
2	学校	中学校	東中学校	昭和38年 (1963年)	6,520.0	直営	単独
3	学校	中学校	西中学校	昭和43年 (1968年)	7,482.0	直営	単独

No	中分類	小分類	施設名	建設年度	延床面積 (㎡)	運営形態	設置状況
4	学校	中学校	南中学校	昭和 47 年 (1972 年)	6,544.0	直営	単独
5	学校	中学校	大門中学校	昭和 49 年 (1974 年)	5,331.0	直営	単独
6	学校	中学校	下里中学校	昭和 52 年 (1977 年)	7,644.0	直営	単独
7	学校	中学校	中央中学校	昭和 58 年 (1983 年)	6,084.0	直営	単独
1	その他 教育施設	教育 相談室	教育センター (教育相談室)	平成 9 年 (1997 年)	495.3	直営	単独
2	その他 教育施設	教育 相談室	滝山相談室	昭和 63 年 (1988 年)	120.3	直営	複合

図表 学校教育系施設(小学校)の配置状況



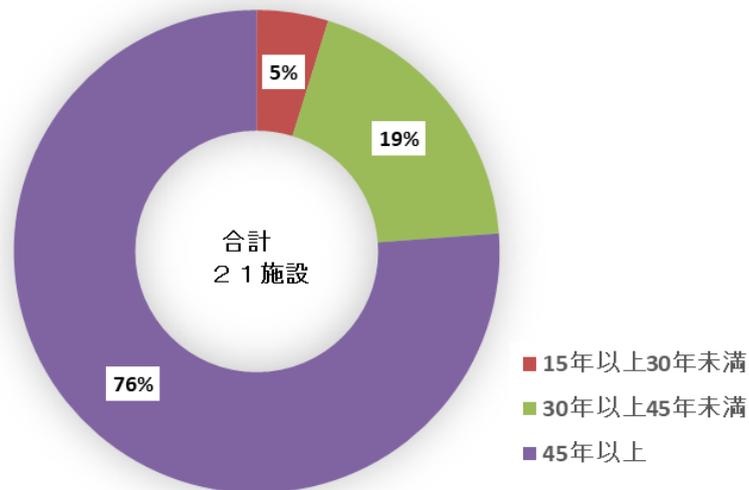
図表 学校教育系施設(中学校)の配置状況



図表 学校教育系施設(教育相談室)の配置状況



図表 学校教育系施設の築年数(15年単位)別施設数の割合



(2) 施設の概要

学校教育系施設には、小学校、中学校、教育相談室が該当します。

- 小学校は、学校教育法第29条に基づき、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とした施設です。災害などで住宅が使用できなくなった際の避難所として指定されています。また、市民のサークル活動の場として教室等の一般開放を行う他、市民の身近なスポーツの場として、校庭及び体育館を一般開放することにより、スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与しています。
- 中学校は、学校教育法第45条に基づき、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とした施設です。小学校と同様に災害などで住宅が使用できなくなった際の避難所として指定されています。また、スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与することを目的として校庭及び体育館、教室等の一般開放を行っています。
- 教育相談室は、学校教育の充実と振興を図るために設置された教育機関です。学校支援室では、教育に関する調査・研究、教育関係職員の研修の支援を行い、学習適応教室では、不登校の児童・生徒に対する学校復帰支援等を行っています。相談室では、児童・生徒・保護者・教員等に対して、教育上の諸問題についての相談を行っています。主な相談内容は、生活・行動・発達・学業・精神・身体・対人関係・就学・進路に関するもので、教育相談員（臨床心理士）が、必要に応じて地域の関係機関と連携を図りながら対応しています。

(3) その他情報

図表 生徒・児童数の推移(単位:人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
第一小学校	511	488	496
第二小学校	552	567	551
第三小学校	530	520	550
第五小学校	669	731	746
第六小学校	309	302	320
第七小学校	552	595	598
第九小学校	523	527	556
第十小学校	289	332	302
小山小学校	350	354	365
神宝小学校	317	311	304
南町小学校	507	494	523
本村小学校	316	305	297
久留米中学校	451	471	447
東中学校	230	212	223
西中学校	455	459	469
南中学校	430	440	460
大門中学校	288	267	266
下里中学校	336	318	340
中央中学校	351	367	373

図表 利用者数の推移(単位:人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
教育センター(教育相談室)	1,778	1,375	1,730
滝山相談室※	-	560	638

※ 令和2年度に、教育相談室(西中学校敷地内)より移転

(4) 現状と課題

- 学校施設全体として老朽化が進んでおり、安全で快適な学習環境の確保を図るためには、引き続き計画的な大規模改修及び建替え等の検討が必要な状況にあります。
- 全国的な少子化の流れにより、長い目で見ると児童・生徒数の減少は避けられず、地域によってその動態は異なります。しかし本市では近年、転入増により、令和2年度から児童・生徒数は増加しており、これが減少に転じるのは全国より遅くなると見込まれます。
- 教育相談の年間件数は、増加傾向にあります。また、情報化の急速な進展や雇用環境の変化など、社会環境の様々な変化を背景にして、児童・生徒が抱える悩みや問題の複雑化、家庭や地域における養育力の低下などが指摘されています。そうした中、児童・生徒が抱える様々な悩みや問題を解決するためには、継続的にサポートしていく必要があります。
- 教育センターは民間施設の一部を借り上げて利用しており、市が単独で建物棟として所有しているものではありません。滝山相談室は西部地域センター内に設置しています。

(5) 施設の管理に関する基本的な方針

- 学校施設は、将来的な児童・生徒数の推移推計をもとに、児童・生徒数の減少などにより、教育環境に課題が生じる場合は、学校規模の適正化を図るため、施設の統廃合等を検討します。なお、児童・生徒数の大幅な増加や、学級編成基準の改訂、特別支援教育にかかる制度改正などの状況が生じた場合は、施設の増築、改造等を行い、施設需要に対応していきます。
- 学校施設の利活用にあたっては、児童・生徒及び学校利用者の安全・快適な利用環境を確保するため、「施設保全計画」に基づき、老朽化する学校施設の日常点検や維持補修による日々の安全確保とともに、改修や建替え等について計画的に推進します。
- 学校施設の更新にあたっては、その地域の特性や住民ニーズを踏まえ、周辺施設との複合化の基幹施設としての可能性を検討していきます。
- 教育センターや滝山相談室は、子どもたちの健やかな育成及び教育活動の活性化のため、教育の専門機関として、施設機能を維持していく必要があります。

第3節 子育て支援系施設

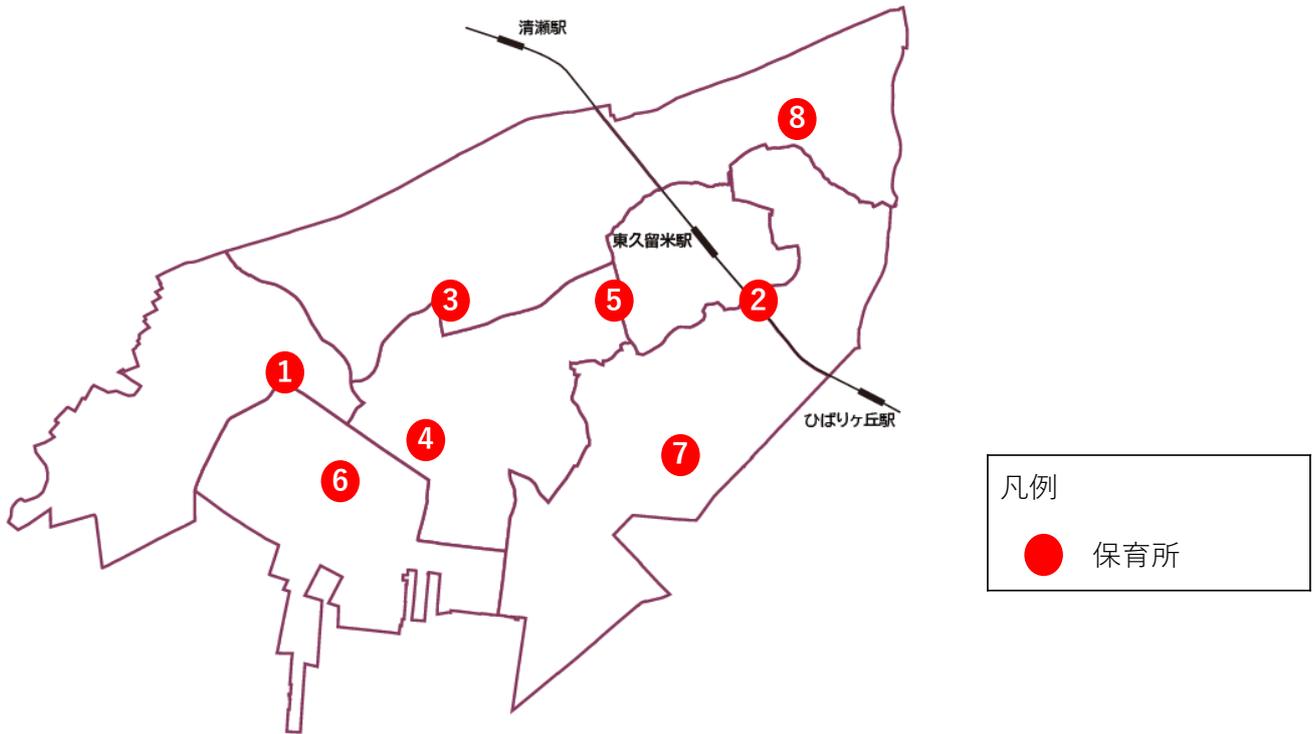
(1) 基礎情報と配置状況

図表 子育て支援系施設の一覧

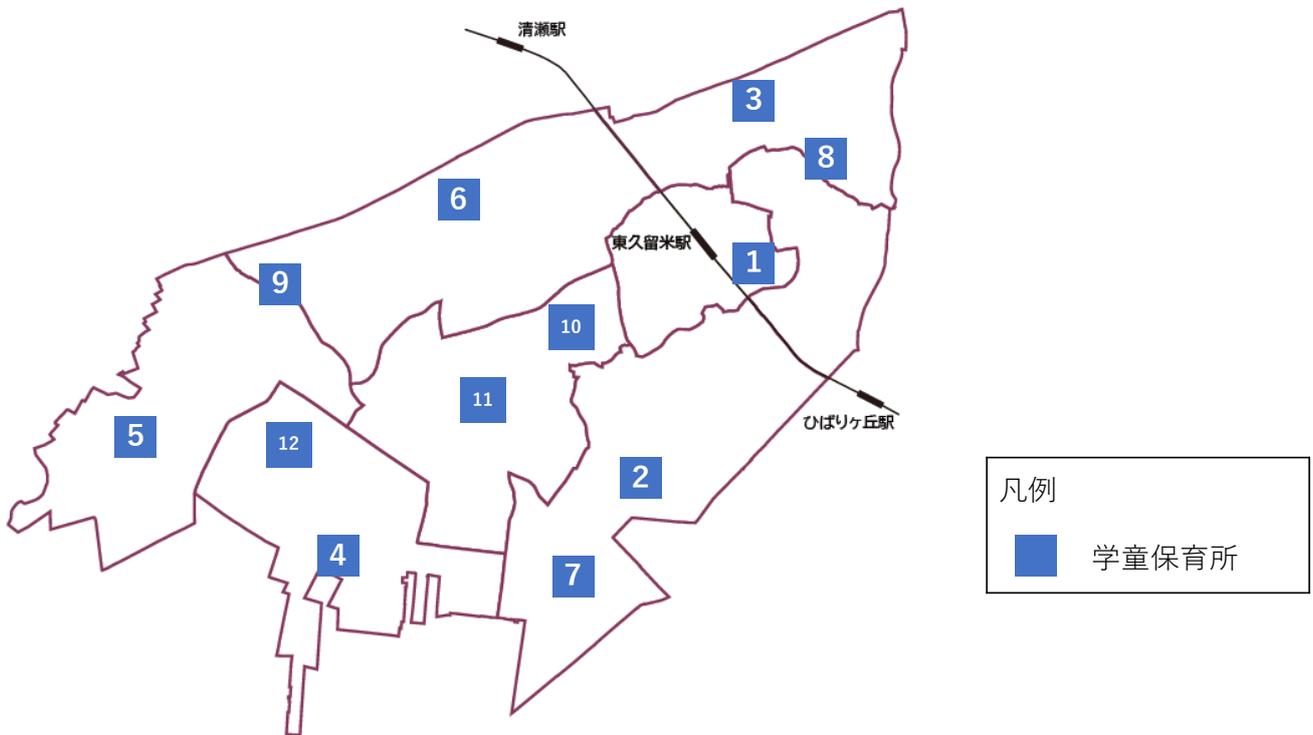
No	中分類	小分類	施設名	建設年度	延床面積 (㎡)	運営形態	設置状況
1	子育て 支援施設	保育所	はくさん保育園	昭和46年 (1971年)	558.5	直営	単独
2	子育て 支援施設	保育所	しんかわ保育園	昭和49年 (1974年)	709.1	直営	単独
3	子育て 支援施設	保育所	はちまん保育園	昭和53年 (1978年)	650.0	直営	単独
4	子育て 支援施設	保育所	まえさわ保育園	昭和52年 (1977年)	698.6	直営	単独
5	子育て 支援施設	保育所	ちゅうおう保育園	昭和55年 (1980年)	787.7	直営	単独
6	子育て 支援施設	保育所	たきやま保育園	昭和61年 (1986年)	720.3	公設民営	単独
7	子育て 支援施設	保育所	ひばり保育園	平成17年 (2005年)	811.2	公設民営	単独
8	子育て 支援施設	保育所	上の原さくら保育園	平成21年 (2009年)	1,219.5	公設民営	複合
1	子育て 支援施設	学童 保育所	新川第一・第二 学童保育所	平成22年 (2010年)	329.3	直営	単独
2	子育て 支援施設	学童 保育所	南沢第一・第二 学童保育所	平成16年 (2004年)	264.5	直営	単独
3	子育て 支援施設	学童 保育所	金山学童保育所	平成20年 (2008年)	170.1	委託	単独
4	子育て 支援施設	学童 保育所	くぬぎ第一・第二 学童保育所	平成15年 (2003年)	228.4	委託	単独
5	子育て 支援施設	学童 保育所	柳窪第一・第二 学童保育所	平成9年 (1997年)	196.3	委託	単独
6	子育て 支援施設	学童 保育所	小山学童保育所	平成18年 (2006年)	145.8	直営	単独
7	子育て 支援施設	学童 保育所	南町学童保育所	平成19年 (2007年)	194.4	直営	単独

No	中分類	小分類	施設名	建設年度	延床面積 (㎡)	運営形態	設置状況
8	子育て 支援施設	学童 保育所	神宝学童保育所	平成 10 年 (1998 年)	106.6	直営	単独
9	子育て 支援施設	学童 保育所	本村学童保育所	昭和 57 年 (1982 年)	149.3	委託	単独
10	子育て 支援施設	学童 保育所	中央第一・第二 学童保育所	平成 21 年 (2009 年)	284.3	直営	単独
11	子育て 支援施設	学童 保育所	前沢第一・第二 学童保育所	平成 11 年 (1999 年)	287.4	委託	単独
12	子育て 支援施設	学童 保育所	滝山第一・第二 学童保育所	平成 12 年 (2000 年)	275.1	直営	単独
1	子育て 支援施設	児童館	中央児童館	昭和 62 年 (1987 年)	746.5	指定管理	単独
2	子育て 支援施設	児童館	子どもセンターひばり	平成 17 年 (2005 年)	599.2	指定管理	単独
3	子育て 支援施設	児童館	子どもセンターあおぞら	平成 29 年 (2017 年)	597.2	指定管理	単独
4	子育て 支援施設	児童館	けやき児童館	平成 10 年 (1998 年)	596.1	指定管理	複合
1	子育て 支援施設	子ども 家庭支援 センター	地域子ども 家庭支援センター 上の原	平成 21 年 (2009 年)	204.1	直営	複合
2	子育て 支援施設	子ども 家庭支援 センター	子ども家庭支援 センター	昭和 50 年 (1975 年)	239.6	直営	複合

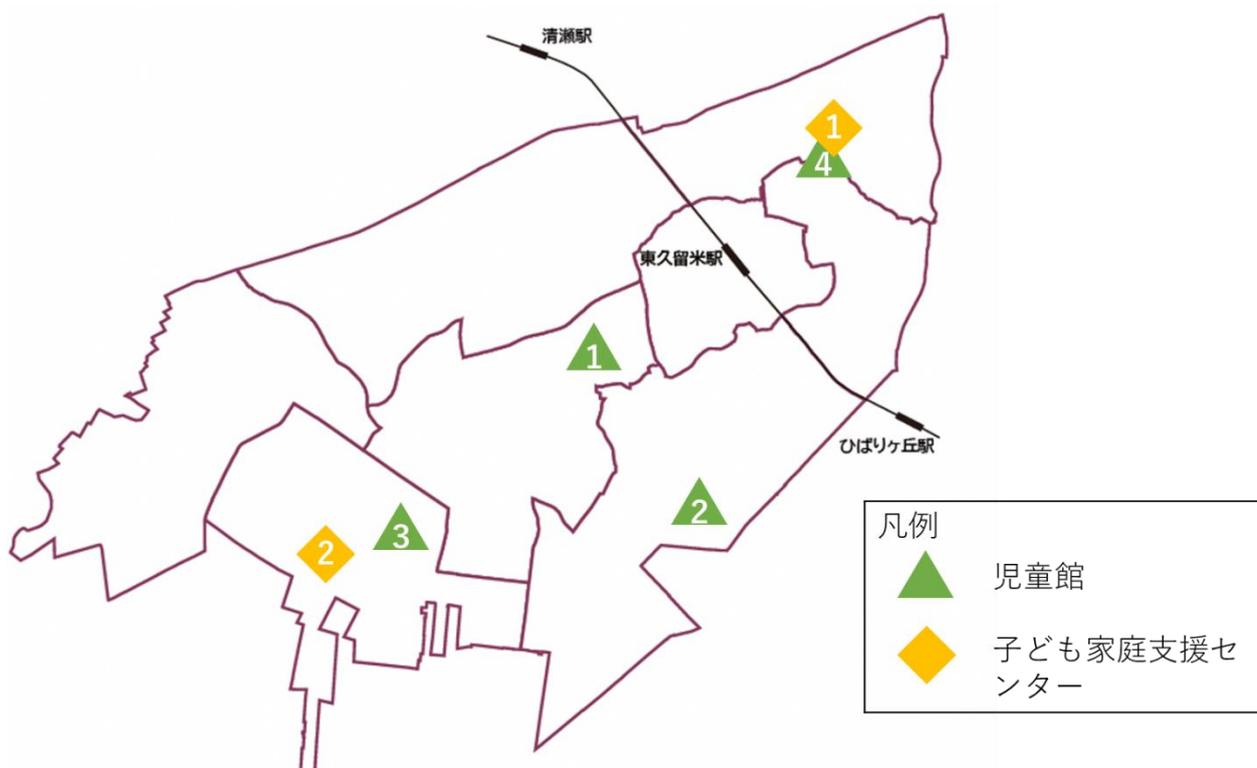
図表 子育て支援系施設(保育所)の配置状況



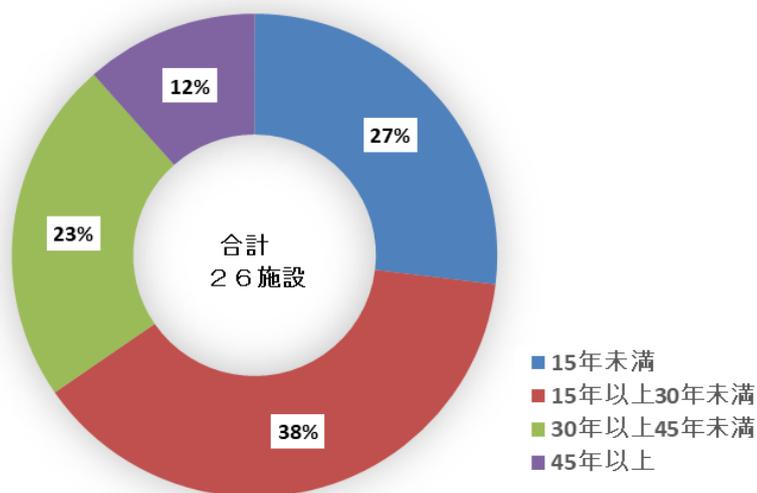
図表 子育て支援系施設(学童保育所)の配置状況



図表 子育て支援系施設(児童館・子ども家庭支援センター)の配置状況



図表 子育て支援系施設の築年数(15年単位)別施設数の割合



(2) 施設の概要

子育て支援系施設には、保育所、学童保育所、児童館、子ども家庭支援センターが該当します。

- 保育所は、児童福祉法に基づき、保護者の労働又は病気等の理由により、家庭で子どもを保育できない時、保護者に代わって保育をする児童福祉施設です。市立保育園のうち、3園は公設民営園となっています。
- 学童保育所は、各小学校区単位で設置されており、放課後帰宅しても、保護者の就労等によ

り家庭で育成（監護）を受けられない児童を、保護者に代わって専門の職員が育成支援する施設です。

- 児童館は、児童（児童福祉法上0歳～18歳未満の子ども）に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設です。市内に住む小・中学生と高校生年代、保護者同伴の乳幼児等を対象としています。けやき児童館では、夜間はコミュニティ施設として一部施設の貸出しを行っています。
- 子ども家庭支援センターは、子どもと家庭に関する総合的な支援を目指して設置され、育児の不安や家庭での子育て相談のほか、児童虐待や子ども自身の悩みに応え、地域の子育て支援活動の推進を図ることを目的とした施設です。市内には、わくわく健康プラザ内に設置している子ども家庭支援センター及び上の原さくら保育園に隣接している地域子ども家庭支援センター上の原があります。

（3）その他情報

図表 入園児童数の推移(単位:人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
はくさん保育園	101	104	101
しんかわ保育園	94	80	57
はちまん保育園	106	103	104
まえさわ保育園	100	100	100
ちゅうおう保育園	106	105	102
たきやま保育園	110	112	109
ひばり保育園	113	114	114
上の原さくら保育園	119	118	119

図表 在籍児童数の推移(単位:人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新川第一・第二学童保育所	125	121	131
南沢第一・第二学童保育所	112	125	124
金山学童保育所	74	64	74
くぬぎ第一・第二学童保育所	105	102	114
柳窪第一・第二学童保育所	58	71	74
小小学童保育所	76	77	71
南町学童保育所	70	69	81
神宝学童保育所	48	60	57

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
本村学童保育所	49	39	25
中央第一・第二学童保育所	100	94	99
前沢第一・第二学童保育所	88	66	85
滝山第一・第二学童保育所	100	108	129

図表 利用者数の推移(単位:人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
中央児童館	30,701	9,142	13,384
子どもセンターひばり	36,044	18,523	23,657
子どもセンターあおぞら	50,260	16,070	16,031
けやき児童館	31,593	16,820	21,096
地域子ども家庭支援センター上の原	5,360	5,693	4,837
子ども家庭支援センター	7,592	1,803	1,712

図表 指定管理料等の推移(単位:千円)

施設名	市決算額	令和元年度	令和2年度	令和3年度
中央児童館	指定管理料	49,658	48,796	48,992
	使用料			
	成果配分金			
子どもセンターひばり	指定管理料	44,999	45,167	48,147
	使用料			
	成果配分金			
子どもセンターあおぞら	指定管理料	48,880	48,937	49,278
	使用料			
	成果配分金			
けやき児童館	指定管理料	36,566	36,741	38,353
	使用料			
	成果配分金			

(4) 現状と課題

- 核家族化の進展や女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労形態の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化し、子育て支援に対する市民からの要望も多岐に渡っています。こうした状況の中、保育所等の開設・定員拡大等による保育サービスの量的確保とともに、質の向上を図ってきました。加えて、公設公営保育園への民間活力の導入にも取り組み、令和4年度当初における子ども・子育て支援法に規定される認定区分ごとの保育所等の空き定数は、その区分ごとの待機児童数を上回っています。
- 市立保育園の耐震化についてはいずれも不要又は実施済みとなっていますが、昭和56年度以前に竣工した旧耐震基準で建設されている建物が全体の約7割を占めているため、老朽化への対応が必要となります。
- 学童保育所の建物は、新耐震基準で建設された建物が100%となっており、特に平成9年度以降に竣工した比較的新しい建物が多くなっています。
- 学童保育所では、平成27年度から学童の受け入れ年齢を引き上げ、小学6年生までを対象としたサービスの拡充などに伴い不足する施設について、学校施設を活用することで対応を図ってきています。また、学童保育所の運営については、民間活力の導入により、安定的な事業の継続といった課題などへ対応しています。
- 市が単独で所有する児童館のうち、中央児童館は築35年以上が経過しており、平成30年度に大規模改修を実施しています。
- 児童館の運営面においては、指定管理者制度を導入しており、民間活力を導入することで、効果的、効率的な運営に努めています。
- 子ども家庭支援センターは、施設の立地や開館時間などの違いから利用者数の変動の違いが見られるものの、子育てをする上での拠点施設として利用されています。また、子ども家庭支援センター内の「ひろば」は、主に乳幼児向けの遊び場、保護者同士の交流の場として開放しています。

(5) 施設の管理に関する基本的な方針

- 保育所は、民間のノウハウを活かした保育サービスの拡充、施設や運営にかかる経費の縮減等が期待できることから、公設公営保育園への民間活力の導入を推進し、民間から供給される保育サービスへの転換を図ります。
- 学童保育所は、サービスの拡充などに伴い不足する施設について、学校施設の活用などにより対応を図るとともに、学童保育所の安定的な事業の継続という課題と民間によるノウハウを活かして育成内容の充実を図ることなどについては、民間活力の導入により対応していきます。
- 児童館は、今後も引き続き、子どもたちの健全育成の拠点及び子育て中の保護者の交流の場として、さらなる利用を促すため、指定管理者等の民間活力を生かした施設運営を行っていきます。また、児童館機能などの子育て支援機能は、他の既存施設を活用した「児童の居場所づくり」や、「移動児童館事業」に取り組んでいますが、将来的には子育て支援機能のニーズを踏まえ、他の既存施設の更新に併せた複合化などについても検討していきます。
- 子ども家庭支援センターは、子育て中の保護者の不安感や負担感を軽減し、子どもたちの健やかな成長を促進するための拠点施設として、今後も引き続きその機能を持続的かつ効果的に発揮されるよう、複合する施設との相互効果も図りつつ、サービスの質の維持に努めます。
- 子育て支援系施設の利活用にあたっては、利用者の安全・快適な利用環境を確保するため、「施設保全計画」に基づき、老朽化する施設の日常点検や維持補修による日々の安全確保とともに、大規模改修や建替え等についても計画的に推進します。なお、市立保育園については、施設の安全確保を図りつつ、保育サービスの民間への転換の進捗状況を踏まえ、必要に応じ改修等を行っていきます。

第4節 福祉系施設

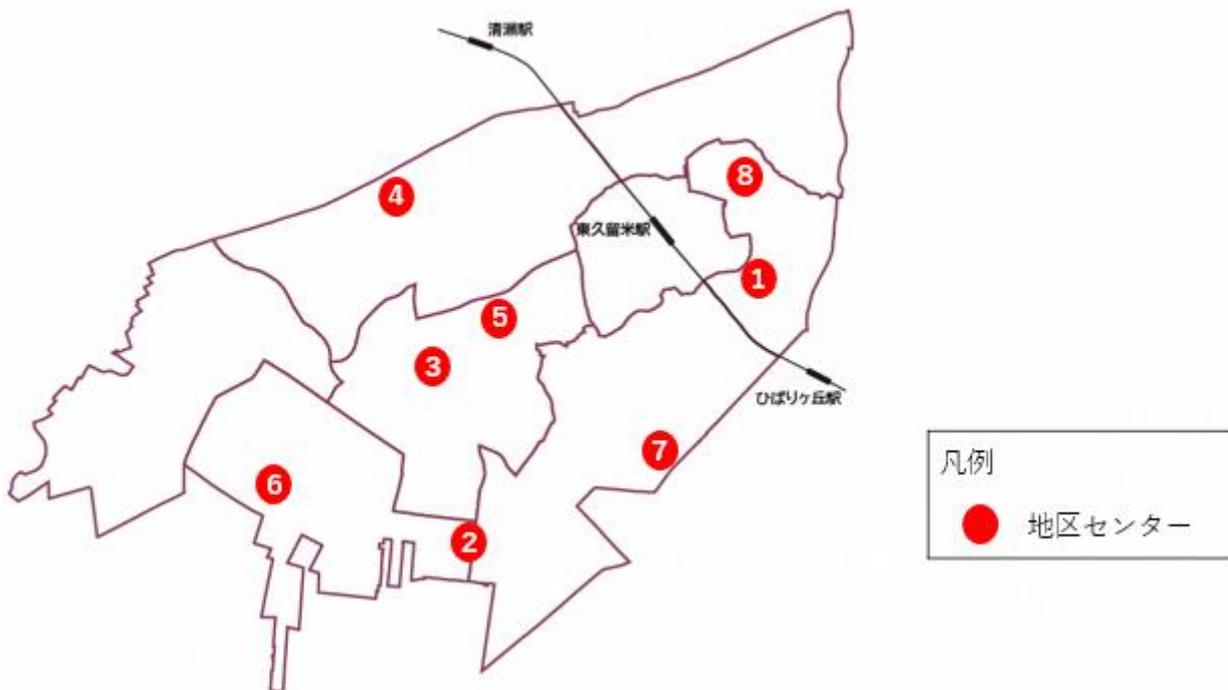
(1) 基礎情報と配置状況

図表 福祉系施設の一覧

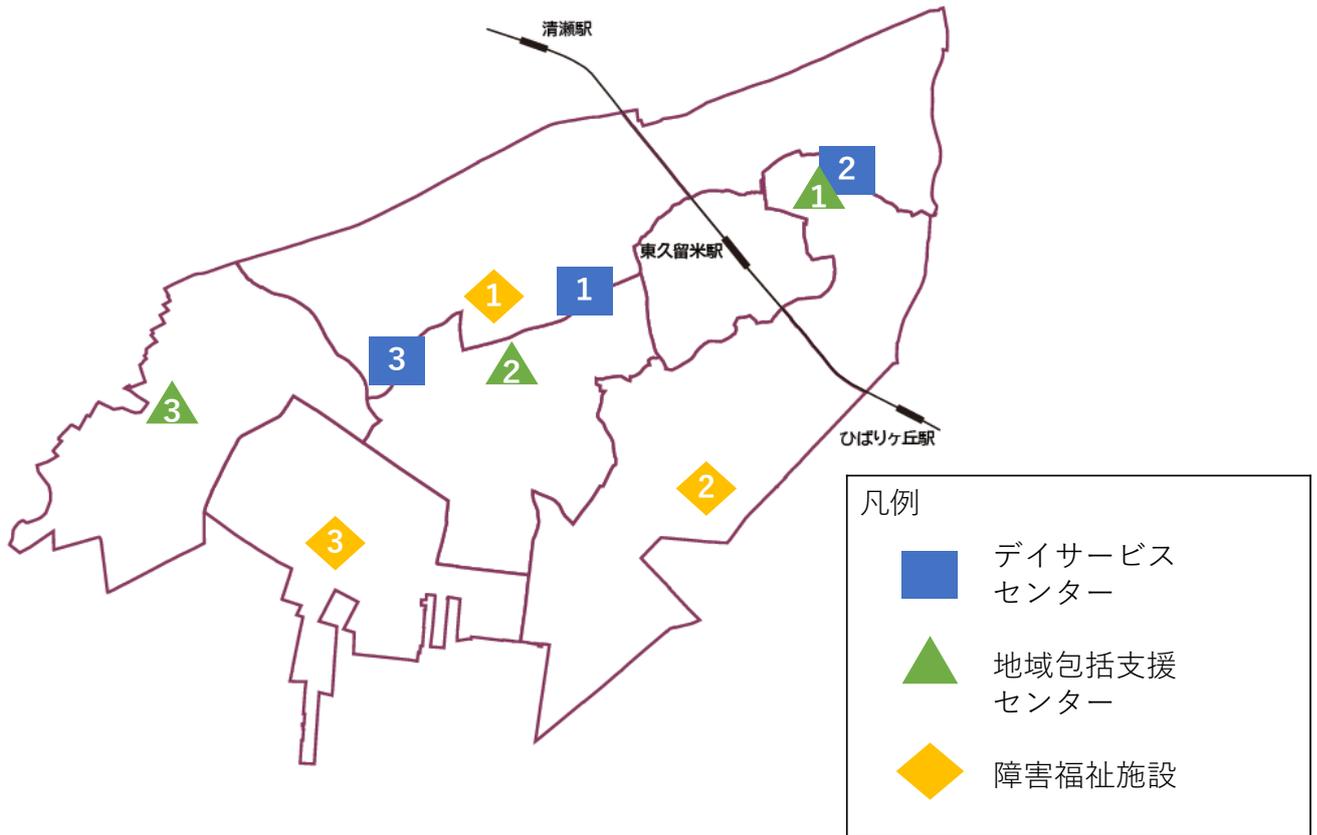
No	中分類	小分類	施設名	建設年度	延床面積 (㎡)	運営形態	設置状況
1	高齢者 福祉施設	地区センター	浅間町地区センター	昭和 52 年 (1977 年)	510.1	指定管理	単独
2	高齢者 福祉施設	地区センター	南町地区センター	昭和 57 年 (1982 年)	642.3	指定管理	複合
3	高齢者 福祉施設	地区センター	八幡町地区センター	昭和 60 年 (1985 年)	394.0	指定管理	単独
4	高齢者 福祉施設	地区センター	野火止地区センター	昭和 53 年 (1978 年)	525.3	指定管理	複合
5	高齢者 福祉施設	地区センター	中央町地区センター	平成 17 年 (2005 年)	586.6	指定管理	単独
6	高齢者 福祉施設	地区センター	滝山地区センター	昭和 63 年 (1988 年)	569.8	指定管理	複合
7	高齢者 福祉施設	地区センター	ひばりが丘地区センター	平成 7 年 (1995 年)	237.3	指定管理	複合
8	高齢者 福祉施設	地区センター	大門町地区センター	平成 10 年 (1998 年)	118.1	指定管理	複合
1	高齢者 福祉施設	デイサービス センター	幸町 デイサービスセンター	平成 17 年 (2005 年)	328.4	委託	複合
2	高齢者 福祉施設	デイサービス センター	東部 デイサービスセンター	平成 10 年 (1998 年)	150.5	委託	複合
3	高齢者 福祉施設	デイサービス センター	デイサービスセンター ガーデンほんむら	平成 3 年 (1991 年)	250.5	委託	複合
1	高齢者 福祉施設	地域包括 支援センター	東部 地域包括支援センター	平成 10 年 (1998 年)	27.6	委託	複合
2	高齢者 福祉施設	地域包括 支援センター	中部 地域包括支援センター	平成 17 年 (2005 年)	21.1	委託	複合
3	高齢者 福祉施設	地域包括 支援センター	西部 地域包括支援センター	平成元年 (1989 年)	33.0	委託	複合

No	中分類	小分類	施設名	建設年度	延床面積 (㎡)	運営形態	設置状況
1	障害 福祉施設	総合 支援センター	さいわい福祉センター	平成 7 年 (1995 年)	1,474.4	指定管理	単独
2	障害 福祉施設	総合 支援センター	児童発達支援センター わかさ学園	平成 20 年 (2008 年)	637.6	直営	単独
3	障害 福祉施設	総合 支援センター	児童発達支援センター わかさ学園 分室	昭和 63 年 (1988 年)	246.6	直営	複合

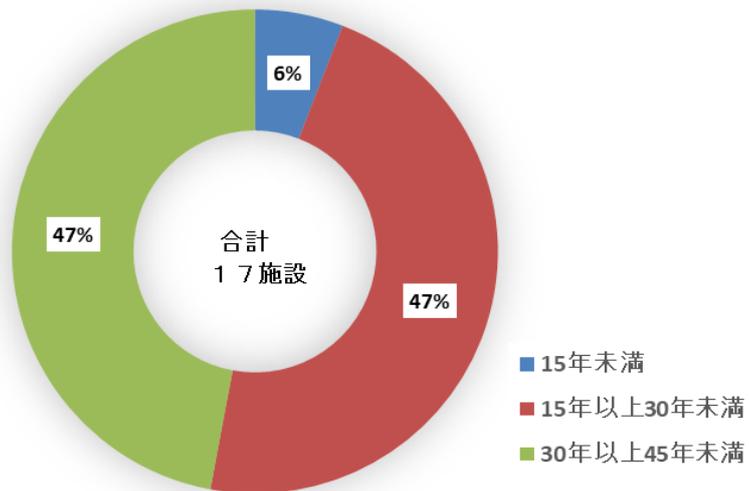
図表 福祉系施設(地区センター)の配置状況



図表 福祉系施設(地区センター以外)の配置状況



図表 福祉系施設の築年数(15年単位)別施設数の割合



(2) 施設の概要

福祉系施設には、地区センター、デイサービスセンター、地域包括支援センター、総合支援センターが該当します。

- 地区センターは、会議室などのコミュニティ施設を併設した老人福祉施設です。一般の団体を対象とした会議室の貸出や高齢者を対象とした各種相談の受付とともに、高齢者に対する健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とした施設です。地区センターのうち、3館は地域センター内に設置されているため、単独の地区センターとしては5館あります。
- デイサービスセンターは、在宅で生活する要介護（支援）認定者等が、入浴・食事等の介護や生活機能の訓練を日帰りで受けられる施設です。
- 地域包括支援センターは、高齢者の総合窓口施設で、介護・保健・医療・福祉の様々な面から総合的に支援することを目的とした施設として、東部・中部・西部の日常生活圏域ごとに設置されています。
- さいわい福祉センターは、障害のある方やその家族が安心して地域生活を送ることができるよう、生活介護、機能回復訓練、就労移行支援、地域活動支援センター事業、入浴サービス、ショートステイなどの事業を行うための施設です。そのほか、障害の有無に関わらず多くの市民にとっての活動拠点として、会議室や音楽室などの貸室も行っています。
- 児童発達支援センターわかくさ学園は、子どもたちの障害の程度に応じて日常生活の訓練・指導を行うほか、保護者には家庭教育の指導援助を行うための施設です。発達相談室を設けており、発達や言葉の相談なども行っています。

(3) その他情報

図表 利用者数の推移(単位:人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
浅間町地区センター	8,871	2,330	2,341
南町地区センター	18,905	1,978	1,706
八幡町地区センター	12,150	2,991	3,931
野火止地区センター	16,748	5,009	6,314
中央町地区センター	27,897	10,368	14,216
滝山地区センター	32,805	13,430	17,998
ひばりが丘地区センター	10,959	1,972	3,548
大門町地区センター	5,411	280	600
幸町デイサービスセンター	8,000	7,835	7,615
東部デイサービスセンター	4,752	4,212	4,416
デイサービスセンターガーデンほんむら	8,268	8,079	7,746
東部地域包括支援センター	433	307	356
中部地域包括支援センター	252	136	182
西部地域包括支援センター	238	144	105
さいわい福祉センター	7,045	5,363	6,292
児童発達支援センターわかさ学園	9,982	6,017	6,142
児童発達支援センター わかさ学園 分室 [※]	-	3,725	4,760

※ 令和2年度より西部地域センター内に設置

図表 指定管理料等の推移(単位:千円)

施設名	市決算額	令和元年度	令和2年度	令和3年度
浅間町地区センター	指定管理料	7,755	8,081	8,830
	使用料	163	114	80
	成果配分金			
南町地区センター	指定管理料	8,209	8,363	8,790
	使用料	141	96	109
	成果配分金			
八幡町地区センター	指定管理料	7,481	7,915	8,474
	使用料	158	160	150
	成果配分金			
野火止地区センター	指定管理料	8,017	8,407	8,698
	使用料	80	106	128
	成果配分金			
中央町地区センター	指定管理料	16,868	17,434	21,247
	使用料	493	432	472
	成果配分金			
滝山地区センター	指定管理料	4,992	5,070	5,136
	使用料	172	199	298
	成果配分金			
ひばりが丘地区センター	指定管理料	3,343	3,373	3,417
	使用料			
	成果配分金			
大門町地区センター	指定管理料	3,717	3,733	3,782
	使用料			
	成果配分金			
さいわい福祉センター	指定管理料	195,708	198,105	215,586
	使用料	1,135	739	1,036
	成果配分金			

(4) 現状と課題

- 単独の地区センターは、昭和56年度以前の旧耐震基準で建設された建物の耐震化や応急的な外壁改修等の対応を行ってきました。しかし、中央町地区センターを除き、築30年以上が経過していることや、エレベーターが未設置となっていることから、今後は大規模改修等による老朽化対策やエレベーターの設置検討が必要な状況にあります。
- 地区センター内の老人集会室や娯楽室の利用者数は概ね一定で推移しており、毎年多くの人に利用されています。一方、浴場については新型コロナウイルス感染症の影響で使用を停止していることから、今後のあり方についての検討が必要な状況にあります。施設別に利用状況を比較すると、地域センターに複合した施設では利用者数が多いものの、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、最も新しい中央町地区センターを除き、利用者数はそれらの半数以下にとどまるなど、施設によって利用者数に大きく差異がみられます。
- デイサービスセンターは、市が単独で建物棟として所有するものではありませんが、在宅で生活する要介護（要支援）認定者等の自立支援、重度化防止に資する在宅サービスとして、今後も、3つのセンターの機能の維持が求められ、計画的な保全が必要です。
- 地域包括支援センターは、市が単独で建物棟として所有するものではありませんが、地域の高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムの拠点として、今後も、3つのセンターの機能の維持が求められ、計画的な保全が必要です。
- さいわい福祉センターは、障害者支援に係る基幹的な施設であり、今後もその機能を維持していくことが求められます。また、利用者が安全に安心して利用することができるよう、計画的に保全をしていく必要があります。
- 児童発達支援センターわかくさ学園は、障害児支援の基幹センターであり、今後もその機能を維持していくことが求められます。通園部門では定員を満たす状態が続いており、相談部門の相談件数は近年増加傾向にあります。建物棟としては比較的新しい施設ではありますが、利用者が安全に安心して利用することができるよう、計画的に保全をしていく必要があります。

(5) 施設の管理に関する基本的な方針

- 単独の地区センターの大規模改修にあたっては、貸室等のしつらえの変更など、利用者のニーズに合った空間づくりに努めます。また、建替えにあたっては、利用状況を踏まえ、施設規模の見直しや他の施設との集約化、複合化を含めて検討していきます。
- 地域包括支援センターについては、引き続き、民間施設や他の公共施設への設置を継続していくことにより、施設の管理運営コストを抑制します。
- 福祉系施設の利活用にあたっては、利用者の安全・快適な利用環境を確保するため、「施設保全計画」に基づき、老朽化する施設の日常点検や維持補修による日々の安全確保とともに、大規模改修や建替え等についても計画的に推進します。

第5節 コミュニティ系施設

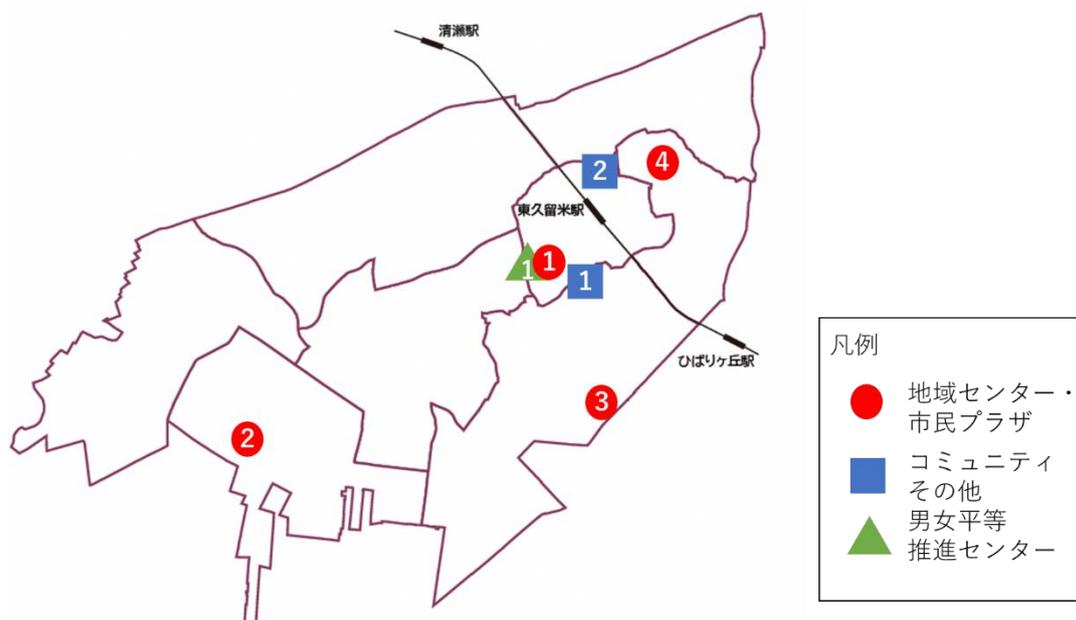
(1) 基礎情報と配置状況

図表 コミュニティ系施設の一覧

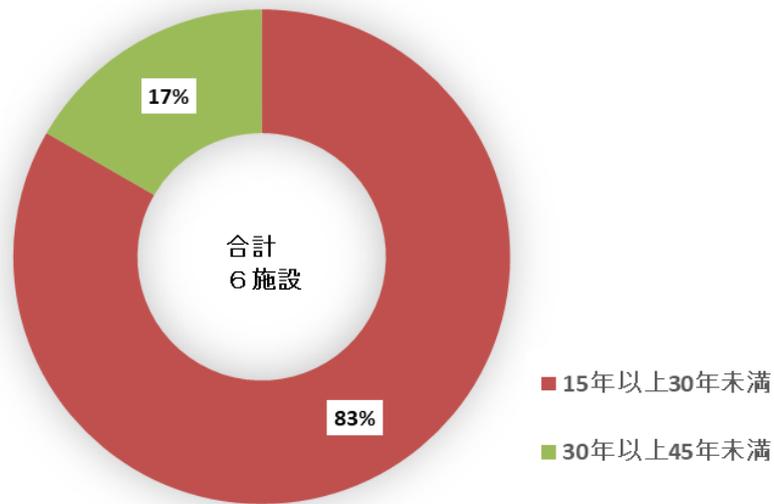
No	中分類	小分類	施設名	建設年度	延床面積 (㎡)	運営形態	設置状況
1	コミュニティ施設	地域センター・市民プラザ	市民プラザ	平成8年 (1996年)	329.0	指定管理	複合
2	コミュニティ施設	地域センター・市民プラザ	西部 地域センター	昭和63年 (1988年)	1,831.2	指定管理	複合
3	コミュニティ施設	地域センター・市民プラザ	南部 地域センター	平成7年 (1995年)	1,031.3	指定管理	複合
4	コミュニティ施設	地域センター・市民プラザ	東部 地域センター	平成10年 (1998年)	1,285.1	指定管理	複合
1	コミュニティ施設	その他	スペース105 (シティコア 東久留米)	平成8年 (1996年)	107.4	直営	単独
2	コミュニティ施設	その他	コミュニティホール 東本町	平成4年 (1992年)	301.0	直営	単独
1	男女共同 参画施設	男女平等 推進センター	男女平等 推進センター	平成8年 (1996年)	-※	直営	複合

※ 市役所本庁舎内に設置しています。

図表 コミュニティ系施設の配置状況



図表 コミュニティ系施設の築年数(15年単位)別施設数の割合



(2) 施設の概要

コミュニティ系施設には、地域センター・市民プラザ、男女平等推進センター、コミュニティホール等が該当します。

- 地域センターは、地域の皆さんが自主的にコミュニティ活動を展開し、豊かな地域社会を創造していく「市民のひろば」を目指した施設です。館内には、コミュニティ施設、図書館、地区センター、児童館（東部）、相談室（西部）、連絡所（東部を除く）を設置しています。
- 市民プラザは、市役所本庁舎に複合するコミュニティ施設であり、ホール・会議室があります。また、市庁舎と共有する屋内・屋外ひろばについては、コミュニティ施設として貸出も行っています。
- 男女平等推進センターは、女性に寄り添った相談対応や男女共同参画に関する情報発信を行うとともに、男女共同参画の視点から地域の様々な課題を解決するための実践的活動の場として、また、地域における女性リーダーの育成や男女共同参画・女性活躍のための意識改革・人材ネットワークの拠点として、地域において男女共同参画を推進するための重要な役割を担っています。
- スペース105は、市庁舎東側の道路を隔てた民間分譲マンションの1室にあり、多目的に使用することができる施設で、会議、学習、講座、展示等、多様な活用ができます。災害時一時滞在施設にも指定されているコミュニティホール東本町は、民間の施設に併設された駅近くにある集会施設であり、ふれあいづくりの場として貸室等の提供なども実施しています。

(3) その他情報

図表 利用者数の推移(単位:人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市民プラザ	111,588	14,750	38,630
西部地域センター	57,895	23,526	30,321
南部地域センター	38,203	14,376	19,469
東部地域センター	45,170	17,763	22,665
スペース105 (シティコア東久留米)	10,932	5,605	6,561
コミュニティホール東本町	10,328	7,264	9,307

図表 指定管理料等の推移(単位:千円)

施設名	市決算額	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市民プラザ	指定管理料	16,954	17,196	19,287
	使用料	1,778	967	1,706
	成果配分金			
西部地域センター	指定管理料	64,956	66,246	66,998
	使用料	2,969	2,113	2,668
	成果配分金			
南部地域センター	指定管理料	43,627	44,078	45,275
	使用料	2,761	1,822	2,607
	成果配分金			
東部地域センター	指定管理料	48,322	48,782	48,613
	使用料	3,289	1,849	2,762
	成果配分金			

(4) 現状と課題

- 地域センター・市民プラザは、誰でも使いやすいようバリアフリー化の推進等を行っており、日常的な維持・修繕により、多数の人が安全に利用できるよう、引き続き建物性能の維持・向上に努めていくとともに早急に老朽化対策を進めていく必要があります。
- 地域センター・市民プラザの各貸室は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から利用制限を設けたため、利用者数は減少傾向にありましたが、現在は回復傾向にあります。
- コミュニティホール東本町等は、民間施設の一部を借り上げて管理運営しており、建物の維持管理コストの低減に努めています。

- 男女平等推進センターは、平成29年度に市役所本庁舎内に移転しました。

(5) 施設の管理に関する基本的な方針

- 地域センターは、市民の自主的なコミュニティ活動の場と共に、地区センター、図書館、児童館、連絡所などの機能を合わせ持つ複合施設であり、今後も、コミュニティ機能を核とした機能維持を図ります。
- 市民プラザは、市庁舎に併設されている施設であり、多くの市民に利用されていることから、施設機能の維持を図ります。
- 地域センター・市民プラザの施設の利活用にあたっては、利用者の安全・快適な利用環境を確保するため、老朽化する施設の日常点検や維持補修による日々の安全確保とともに、大規模改修や建替え等についても計画的に推進します。また、大規模改修及び建替え等に際しては、貸室等のしつらえの変更など、利用者のニーズに合った空間づくりに努めます。
- 男女平等推進センターは、市内で唯一の男女共同参画推進の拠点であることから、利便性を考慮し、今後は他施設への複合化等も視野に入れつつ、施設機能の充実に努めます。
- コミュニティホール東本町等は、民間施設等を活用した、より効率的・効果的なサービス提供に努めつつ、市民の自主的なコミュニティ活動を促進する場として高い利用率を維持していることから、引き続き機能の維持を図ります。

第6節 生涯学習系施設

(1) 基礎情報と配置状況

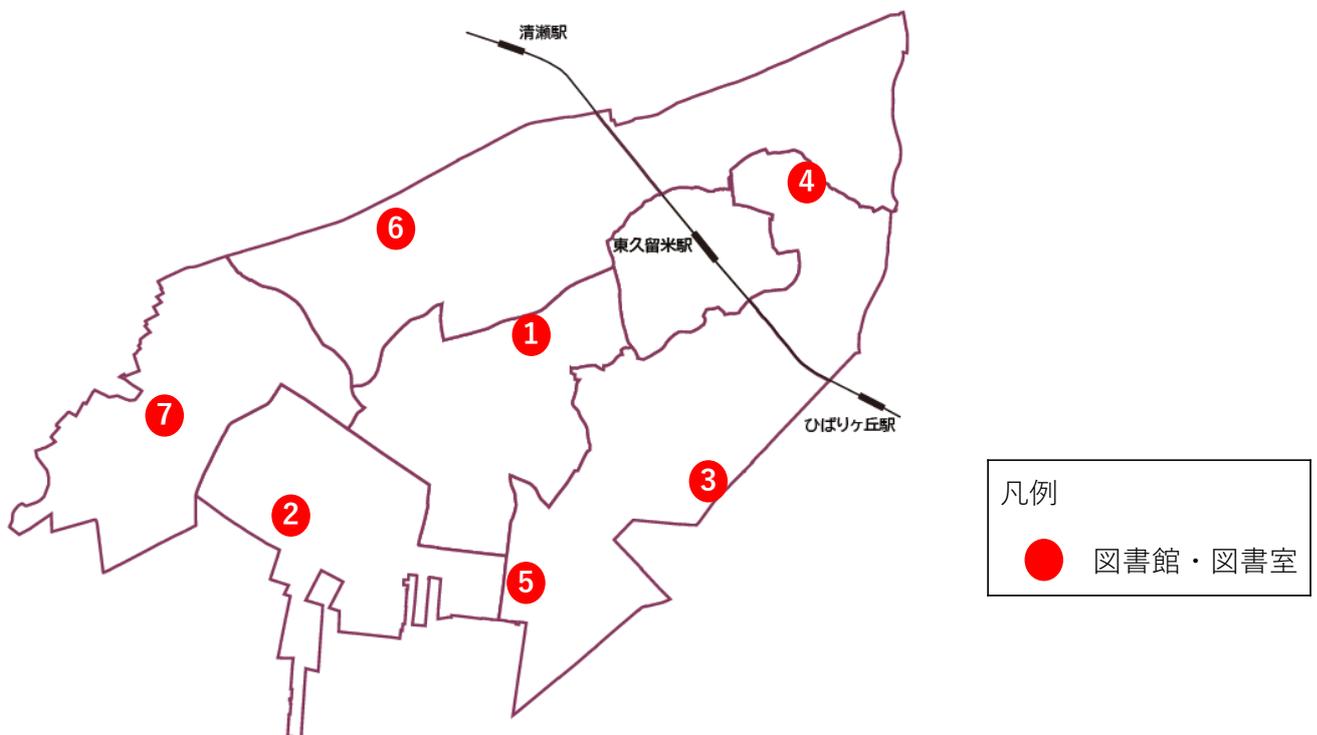
図表 生涯学習系施設の一覧

No	中分類	小分類	施設名	建設年度	延床面積 (㎡)	運営形態	設置状況
1	生涯学習 施設	生涯学習 センター	生涯学習センター	昭和 60 年 (1985 年)	3,468.5	指定管理	単独
1	図書館	図書館	中央図書館	昭和 53 年 (1978 年)	2,545.3	指定管理	単独
2	図書館	図書館	滝山図書館	昭和 63 年 (1988 年)	508.3	指定管理	複合
3	図書館	図書館	ひばりが丘図書館	平成 7 年 (1995 年)	461.4	指定管理	複合
4	図書館	図書館	東部図書館	平成 10 年 (1998 年)	413.8	指定管理	複合
5	図書館	図書室	南町コミュニティ図書室	昭和 57 年 (1982 年)	80.0	住民組織	複合
6	図書館	図書室	野火止コミュニティ図書室	昭和 53 年 (1978 年)	75.0	委託	複合
7	図書館	図書室	下里コミュニティ図書室	平成 2 年 (1990 年)	104.3	住民組織	単独
1	文化財 施設	展示室等	郷土資料室 (第三小学校内)	昭和 56 年 (1981 年)	87.7	直営	単独
2	文化財 施設	展示室等	下里本邑遺跡館	昭和 56 年 (1981 年)	49.0	直営	単独
3	文化財 施設	保管室等	郷土資料室 (わくわく健康プラザ内)	昭和 50 年 (1975 年)	265.7	直営	複合
4	文化財 施設	保管室等	文化財保存室	昭和 54 年 (1979 年)	132.5	直営	単独
5	文化財 施設	保管室等	民具保存館	昭和 50 年 (1975 年)	106.0	直営	単独

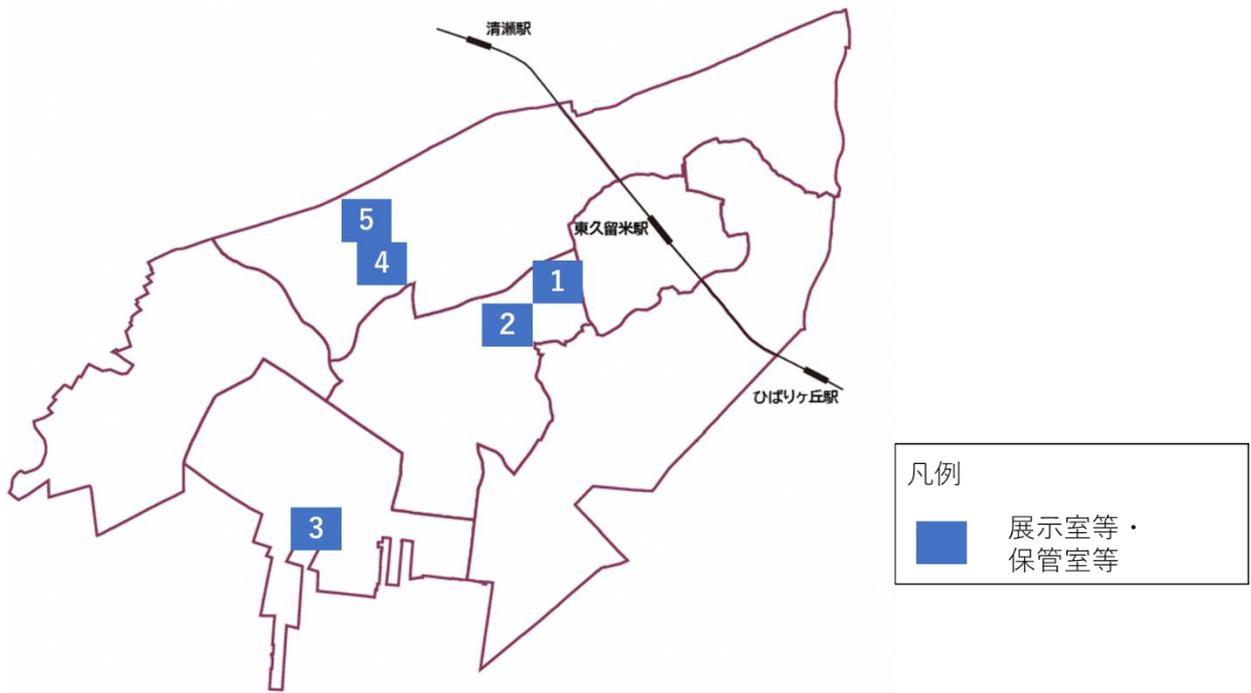
図表 生涯学習系施設(生涯学習センター)の配置状況



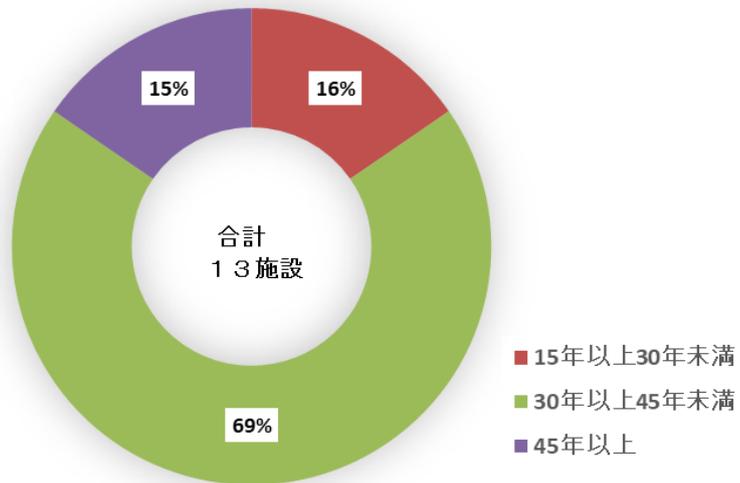
図表 生涯学習系施設(図書館・図書室)の配置状況



図表 生涯学習系施設(展示室等・保管室等)の配置状況



図表 生涯学習系施設の築年数(15年単位)別施設数の割合



(2) 施設の概要

生涯学習系施設には、生涯学習センター、図書館、図書室、展示室等、保管室等が該当します。

- 生涯学習センターは、500人収容のホールをはじめ、集会学習室や創作室などの特別室を備えた生涯学習施設です。ホール事業や各種講座も実施しています。
- 図書館は、図書館法第2条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料の収集・整理及び保存を行い、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とした社会教育施設です。
- コミュニティ図書室は、図書資料等を媒体として地域コミュニティの発展に寄与することを目的とした施設です。
- 郷土資料室は、「事務所・文献資料室」「資料整理室」「歴史展示室」「展示コーナー」「資料保管室」があり、文化財の保存や調査、展示を行っています。下里本邑遺跡館は、昭和53年に確認調査が行われた下里本邑遺跡調査から出土した生活用具や9千年前の縄文時代の河原の生活跡を復元して展示した社会教育施設です。その他、文化財の保管室があります。

(3) その他情報

図表 貸出点数の推移(単位:冊)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
中央図書館	308,899	22,243	281,525
滝山図書館	156,443	153,594	155,949
ひばりが丘図書館	149,299	155,029	159,739
東部図書館	168,432	177,341	162,911
南町コミュニティ図書室	18,123	14,644	17,614
野火止コミュニティ図書室	8,401	7,565	8,089
下里コミュニティ図書室	17,121	15,448	15,925

図表 利用者数の推移(単位:人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生涯学習センター	117,337	39,403	54,842
郷土資料室(わくわく健康プラザ内)	1,784	1,513	2,050

図表 指定管理料等の推移(単位:千円)

施設名	市決算額	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生涯学習センター	指定管理料	84,093	90,917	85,459
	使用料	7,899	3,333	6,187
	成果配分金	2,513	639	0
中央図書館	指定管理料	令和3年度より 指定管理者制度導入		250,334
	使用料			
	成果配分金			
滝山図書館	指定管理料	123,034	128,511	※2
	使用料			
	成果配分金			
ひばりが丘図書館	指定管理料	※1	※1	※2
	使用料			
	成果配分金			
東部図書館	指定管理料	※1	※1	※2
	使用料			
	成果配分金			

※1 ひばりが丘図書館及び東部図書館の指定管理料は、滝山図書館の指定管理料欄に合算した金額を記載しています。

※2 滝山図書館、ひばりが丘図書館及び東部図書館の指定管理料は、中央図書館の指定管理料欄に合算した金額を記載しています。

(4) 現状と課題

- 生涯学習センターは、築35年以上が経過しており、今後は大規模改修等を計画的に実施していく必要があります。運営面では指定管理者制度を導入し、利用者ニーズにあった効率的・効果的なサービスの提供を図っています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少していましたが、回復傾向にあります。
- 図書館は、中央図書館を除き各地域センターとの複合化により、利便性向上と維持管理コストの低減に貢献しています。
- 市立図書館の要として位置づける中央図書館は、令和2年度に大規模改修を実施しましたが、築40年以上が経過していることから、今後も、計画的に改修等をしていく必要があります。
- コミュニティ図書室は、下里コミュニティ図書室を除き各地区センター内の複合施設となっています。

- 郷土資料室はわくわく健康プラザ内に設置しています。本市の歴史や文化を伝える貴重な財産を保存・展示する施設として、機能を維持していく必要があります。

(5) 施設の管理に関する基本的な方針

- 生涯学習センターは、築35年以上が経過しており、「施設保全計画」に基づき、大規模改修等を計画的に推進します。また、施設の更新にあたっては、利用者の利便性の向上や維持運営費の縮減を図るため、他の公共施設との複合化や効率的な建替え手法の検討や最適なホールの規模などについても検討していきます。指定管理者との連携を図りつつ、効率的、効果的な施設運営を進めます。
- 中央図書館は、令和2年度に大規模改修を実施しましたが、今後も「施設保全計画」に基づき、改修等を検討します。また、中央図書館を拠点とした、図書館のネットワークの強化を図り、効果的、効率的な施設運営を進めていきます。なお、将来的に施設の更新を行う場合には、利用者の利便性の向上や維持運営費の縮減を図るため、他の公共施設との複合化や効率的な建替え手法などについて検討していきます。
- コミュニティ図書室は、施設の大規模改修や建替え等の際には、施設の利用需要を踏まえ、機能の見直しや、集約化を視野に入れた施設のあり方の見直しを検討していきます。
- 郷土資料室は、わくわく健康プラザ内に設置されていますが、学習などの目的で施設を訪れる人が、さらに知見を深めるために立ち寄るような副次的効果が期待できる機能と文化財の保管機能の複合化なども視野に入れ、より効率的・効果的に施設運営ができるよう施設構成の見直しについて検討していきます。

第7節 スポーツ系施設

(1) 基礎情報と配置状況

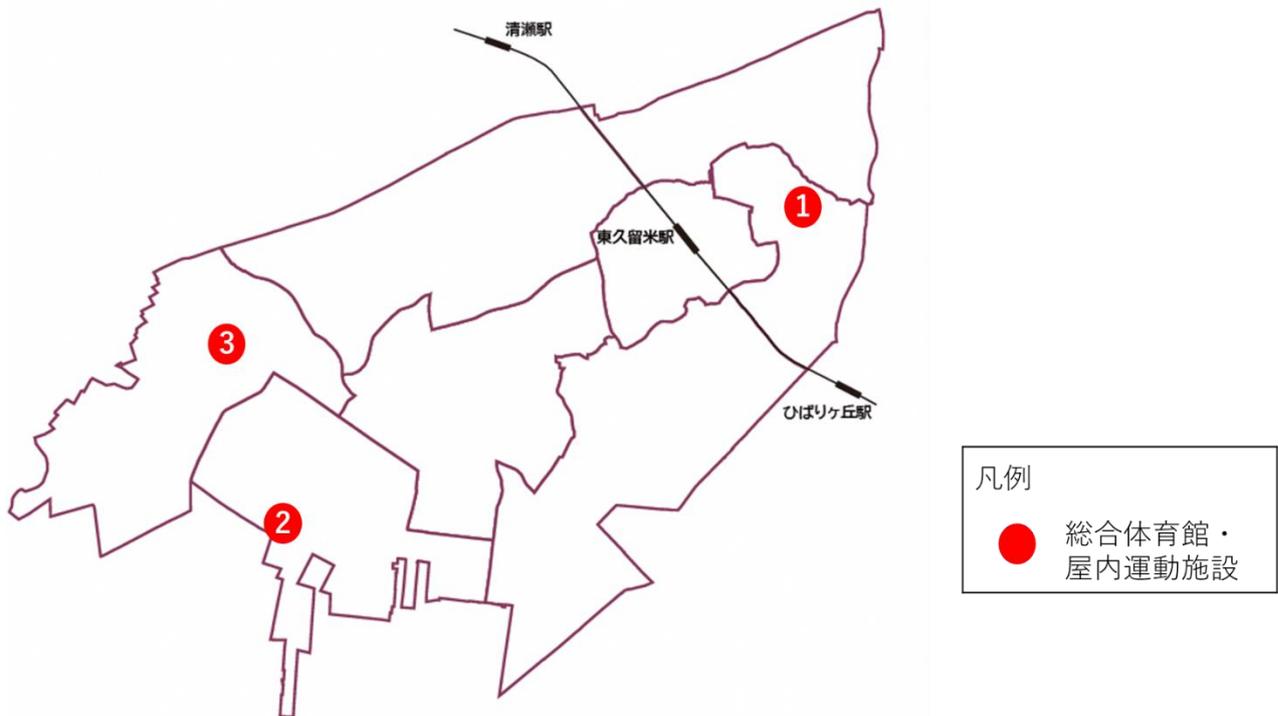
図表 スポーツ系施設の一覧

No	中分類	小分類	施設名	建設年度	延床面積 (㎡)	運営形態	設置状況
1	スポーツ 施設	総合 体育館	スポーツセンター	平成 11 年 (1999 年)	8,124.8	指定管理	単独
2	スポーツ 施設	屋内 運動施設	わくわく健康プラザ (体育室)	昭和 50 年 (1975 年)	762.6	直営	複合
3	スポーツ 施設	屋内 運動施設	青少年センター	昭和 44 年 (1969 年)	446.9	委託	単独
1	スポーツ 施設	屋外 運動施設	西部運動広場	-	-	委託	単独
2	スポーツ 施設	屋外 運動施設	東部運動広場	-	-	委託	単独
3	スポーツ 施設	屋外 運動施設	南町運動広場	-	-	委託	単独
4	スポーツ 施設	屋外 運動施設	中央町ゲートボール場	-	-	委託	単独
5	スポーツ 施設	屋外 運動施設	学園町ゲートボール場	-	-	委託	単独
6	スポーツ 施設	屋外 運動施設	滝山ゲートボール場	-	-	委託	単独
7	スポーツ 施設	屋外 運動施設	滝山球場	-	-	委託	単独
8	スポーツ 施設	屋外 運動施設	白山球場	-	-	委託	単独
9	スポーツ 施設	屋外 運動施設	市立テニスコート	-	-	委託	単独
10	スポーツ 施設	屋外 運動施設	滝山テニスコート	-	-	委託	単独
11	スポーツ 施設	屋外 運動施設	小山テニスコート	-	-	委託	単独
12	スポーツ 施設	屋外 運動施設	堂阪公園テニスコート	-	-	委託	単独

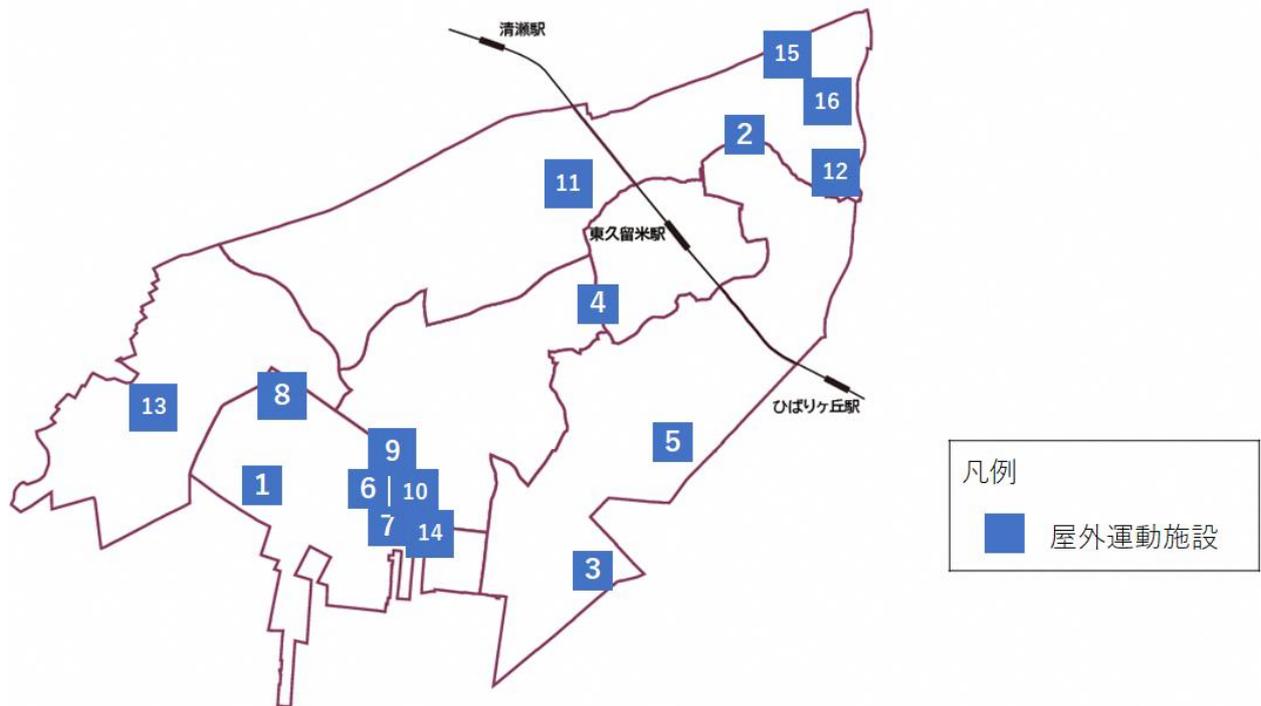
No	中分類	小分類	施設名	建設年度	延床面積 (㎡)	運営形態	設置状況
13	スポーツ 施設	屋外 運動施設	柳窪テニスコート	-	-	委託	単独
14	スポーツ 施設	屋外 運動施設	野外訓練施設	-	-	委託	単独
15	スポーツ 施設	屋外 運動施設	上の原テニスコート	-	-	委託	単独
16	スポーツ 施設	屋外 運動施設	上の原グラウンド	令和元年 (2019年)	98.7	委託	単独

※ 建設年度等は、建物を保有している施設のみ記載しています。

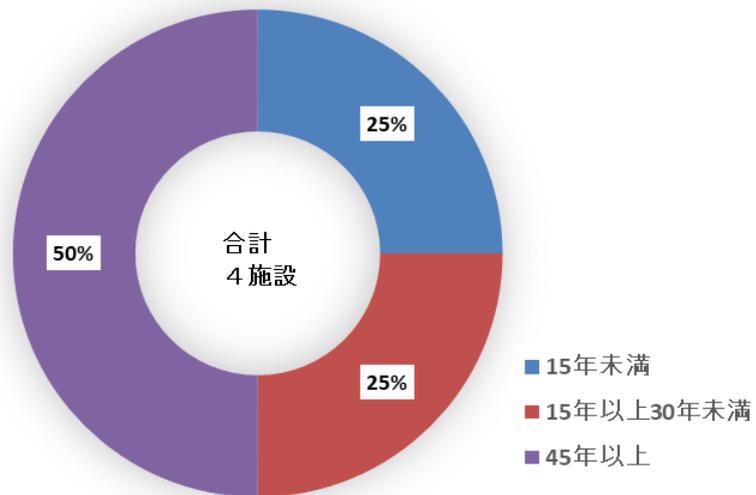
図表 スポーツ系施設(総合体育館・屋内運動施設)の配置状況



図表 スポーツ系施設(屋外運動施設)の配置状況



図表 スポーツ系施設の築年数(15年単位)別施設数の割合



(2) 施設の概要

スポーツ系施設には、総合体育館、屋内運動施設、屋外運動施設が該当します。

- スポーツセンターは、市民のスポーツの普及振興を図り、健康で文化的な生活の向上に寄与することを目的とした施設です。体育室の他、武道室やプール、トレーニングルームなどを備えた総合体育館です。指定管理者により、大人向けのヨガやダンスなどの教室の他、未就学児以上の子どもたちを対象とした体操教室、乳幼児や障害児なども参加できるプール教室など、様々な運動プログラムを提供しています。
- 屋内運動施設は、市民の健康の保持・増進、健全なる心身の発達に寄与することを目的とした施設です。
- 屋外運動施設は、市民の体力づくりと健全なる心身の発達に寄与することを目的とした施設であり、サッカーや野球等を行うことのできるグラウンドなどを有した運動広場の他、ゲートボール場、球場、テニスコート、野外訓練施設などが立地しています。

(3) その他情報

図表 利用者数の推移(単位:人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
スポーツセンター	408,474	221,191	274,882
わくわく健康プラザ(体育室)	22,081	20,409	17,932
青少年センター	4,003	5,564	4,176
西部運動広場	14,678	12,912	14,044
東部運動広場	9,963	7,203	8,321
南町運動広場	15,054	18,919	17,029
中央町ゲートボール場	4,024	3,237	3,678
学園町ゲートボール場	1,592	1,276	1,515
滝山ゲートボール場	1,000	1,012	720
滝山球場	16,356	16,735	18,271
白山球場	11,833	11,380	9,389
市立テニスコート	32,196	30,357	30,782
滝山テニスコート	15,032	15,864	14,251
小山テニスコート	20,916	20,335	19,323
堂阪公園テニスコート	10,721	5,887	5,097
柳窪テニスコート	9,174	8,687	8,564
野外訓練施設	910	379	410

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
上の原テニスコート	9,446	9,594	9,542
上の原グラウンド	2,266	24,167	26,876

図表 指定管理料等の推移(単位:千円)

施設名	市決算額	令和元年度	令和2年度	令和3年度
スポーツセンター	指定管理料	123,979	156,557	145,260
	使用料	64,352	65,429	82,974
	成果配分金	0	6,415	2,509

(4) 現状と課題

- スポーツセンターには、プールなど建物本体よりも耐用年数が短い設備類が多数あり、定期的な点検及び計画的な修繕が求められています。また、運営面では指定管理者制度を導入し、より利用者ニーズにあった効率的・効果的なサービスの提供を図っており、スポーツの振興とともに、市民の健康増進に貢献しています。
- わくわく健康プラザに併設されている体育室及び青少年センターの建物は、築45年以上が経過し、老朽化が進行している状況にあります。
- 体育室の利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から利用制限を設けたため、減少傾向にあります。
- 青少年センターの利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から利用制限を設けたため減少していましたが、現在は回復傾向にあります。
- 屋外運動施設は、土地借上料の高低により同規模・同種競技用の施設であっても、年間コストには大きな差異が生じています。また、その利用者数及び稼働率は、施設の立地や各施設の機能面での違いなどにより、特に運動広場やゲートボール場、球場で大きく開きがある状況にあります。

(5) 施設の管理に関する基本的な方針

- スポーツセンターは、築20年以上が経過し、一部に劣化が見られます。利用者の安全・快適な利用環境を確保するため、「施設保全計画」に基づき、施設の日常点検や維持補修による日々の安全確保とともに、大規模改修についても計画的に推進します。施設運営面においては、指定管理者との連携を図りながら、サービスの質の維持・向上を図りつつ、効率的、効果的な施設運営を進めます。

- わくわく健康プラザに併設されている体育室及び青少年センターは、それぞれ設置目的が異なりますが、さらなる施設の有効利用を図る観点から、利用者のみならず、これまで利用したことのない市民等の要望も把握した上で、申込手続きや利用時間等のサービス提供方法について検討していきます。また、両施設とも築45年以上を経過しており、利用者の安全・快適な利用環境を確保するため、「施設保全計画」に基づき、老朽化する施設の日常点検や維持補修による日々の安全確保とともに、大規模改修について計画的に推進します。
- 屋外運動施設は、施設の利用者数及び稼働率の推移や各施設の年間コストを勘案し、施設のあり方について検討していきます。

第8節 その他

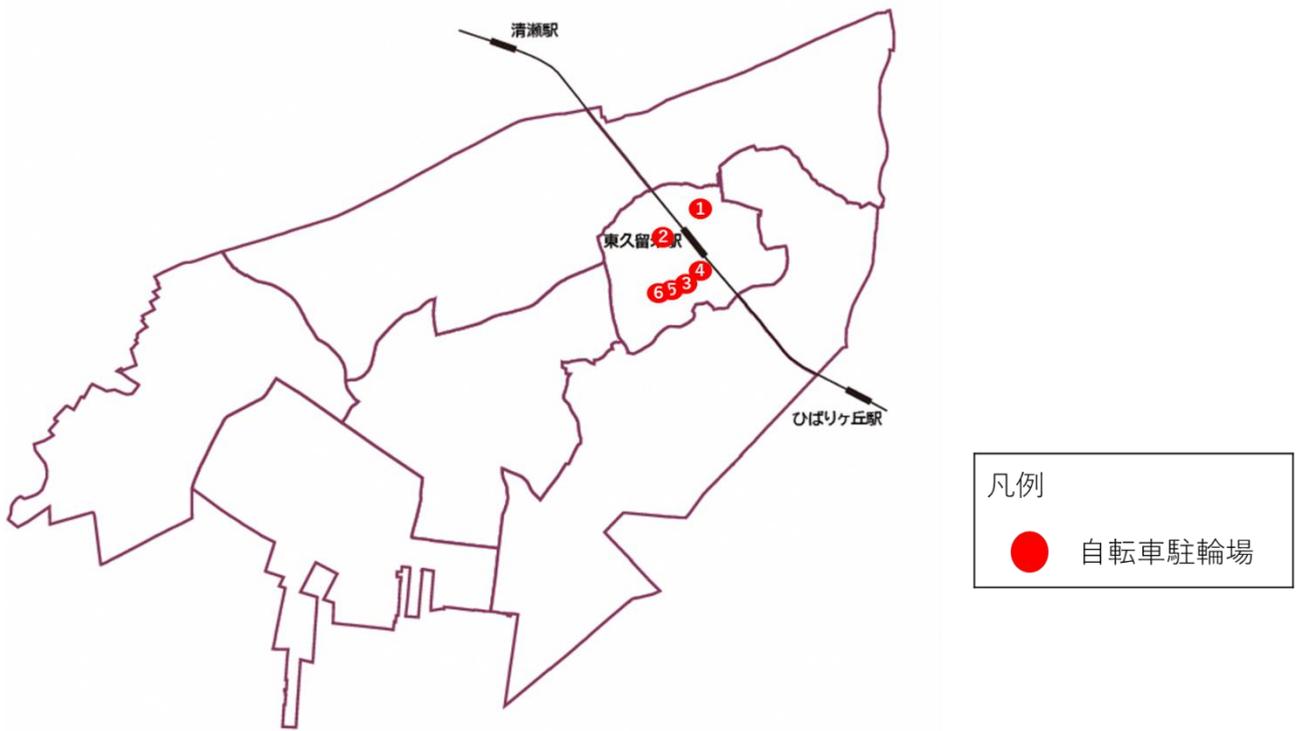
(1) 基礎情報と配置状況

図表 その他施設の一覧

No	中分類	小分類	施設名	建設年度	延床面積 (㎡)	運営形態	設置状況
1	その他	自転車 駐車場	市立自転車等駐車場 (東第2)	-	-	指定管理	単独
2	その他	自転車 駐車場	市立自転車等駐車場 (西第4)	-	-	指定管理	単独
3	その他	自転車 駐車場	市立自転車等駐車場 (西第9)	-	-	指定管理	単独
4	その他	自転車 駐車場	市立自転車等駐車場 (西第9一時)	-	-	指定管理	単独
5	その他	自転車 駐車場	市立原付駐車場 (西第10)	-	-	指定管理	単独
6	その他	自転車 駐車場	市立自転車等駐車場 (西第10一時)	-	-	指定管理	単独
1	その他	駅昇降 施設	駅西口昇降施設	平成6年 (1994年)	644.0	直営	単独
2	その他	作業所・ 倉庫	管理課分室	昭和52年 (1977年)	119.6	直営	単独
3	その他	その他	旧下里小学校	昭和52年 (1977年)	5,657.0	直営	単独
4	その他	その他	旧下里学童保育所	昭和52年 (1977年)	106.0	直営	単独
5	その他	その他	シルバー人材センター (旧下里幼稚園)	昭和46年 (1971年)	533.7	その他	単独
6	その他	その他	まあぶる・なかまの家	平成8年 (1996年)	341.3	その他	単独

※ 建設年度等は、建物を保有している施設のみ記載しています。

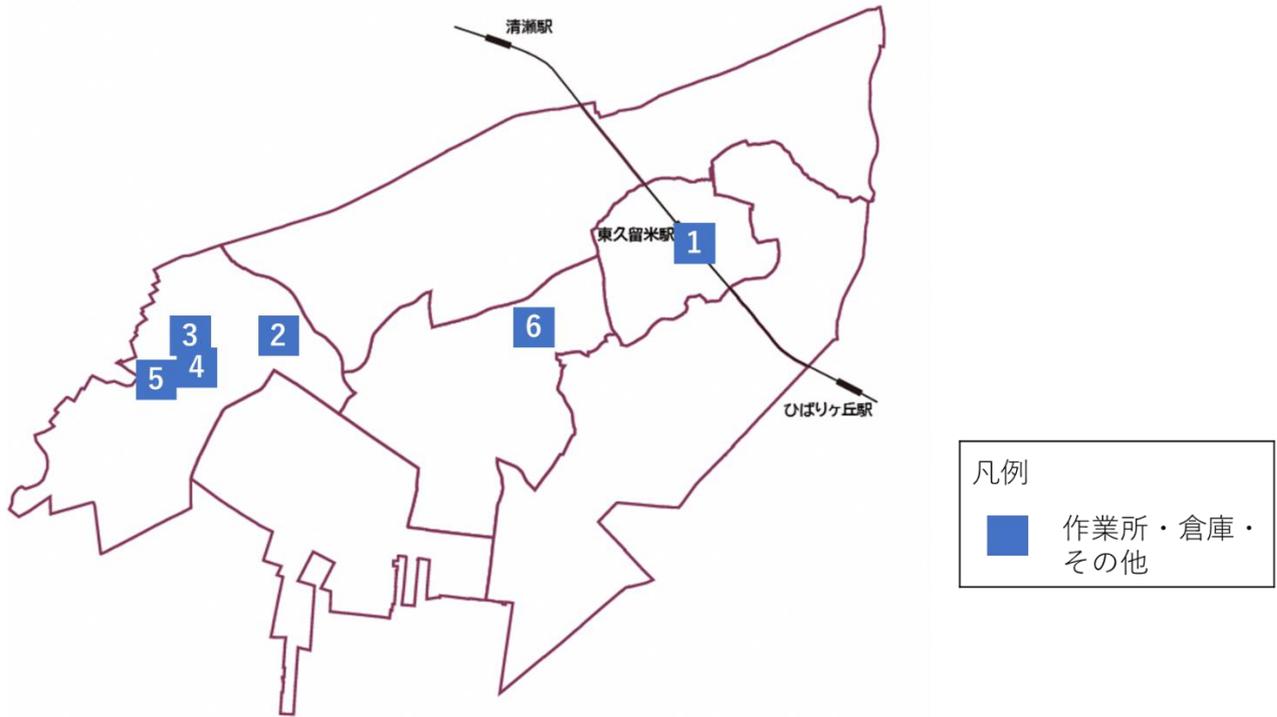
図表 その他施設(自転車駐輪場)の配置状況



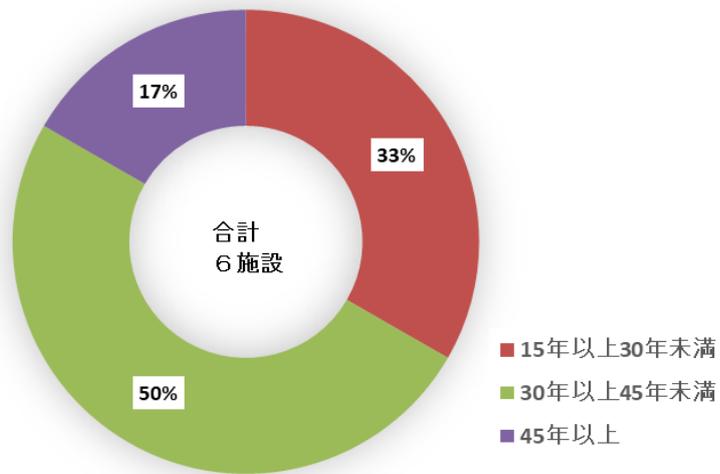
図表 その他施設(自転車駐輪場)の配置状況の拡大図



図表 その他施設(作業所・倉庫・その他)の配置状況



図表 その他施設の築年数(15年単位)別施設数の割合



(2) 施設の概要

その他施設としては自転車等駐車場、駅昇降施設等が該当します。

- 自転車等駐車場では、指定管理者制度を導入し、通勤・通学等で常時駅を利用する場合の年間登録制及び登録の必要ない一時利用の駐車場運営を行っています。
- 駅西口昇降施設は、東久留米駅の駅舎に通じる階段、エレベーター等の昇降機能のほか、トイレ等が併設され、多くの人に利用されています。
- 施設の利用終了により本来の使用目的として使用していない施設や、市の公共施設を貸し付け、市内団体が使用している施設もあります。

(3) その他情報

図表 定期利用登録者数の推移(単位:人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市立自転車等駐車場 (東第2)	524	436	393
市立自転車等駐車場 (西第4)	625	614	564
市立自転車等駐車場 (西第9)	459	446	420
市立原付駐車場 (西第10)	14	14	13

図表 一時利用 利用者数の推移(単位:人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市立自転車等駐車場 (西第9一時)	161,009	116,319	124,754
市立自転車等駐車場 (西第10一時)	130,876	82,779	94,337

図表 指定管理料等の推移(単位:千円)

施設名	市決算額	令和元年度	令和2年度	令和3年度※
自転車駐車場	指定管理料	令和3年度より 指定管理者制度導入		5,988
	使用料			24,315
	成果配分金			

※ 指定管理料と使用料は、令和4年1月から3月までの3ヶ月間の実績値

(4) 現状と課題

- 自転車等駐車場の稼働率にはばらつきがあり、駅に近い施設に利用が偏るなどの状況がみられます。
- 人の集中する駅前における放置自転車を削減し、利用者が快適で安全に駅前空間を利用できるよう、引き続き東久留米市自転車等の放置防止に関する条例及び自転車等駐車場の利用についての周知徹底を図っていくことが求められます。
- 現在、一部の自転車等駐車場は土地を借り上げて運営していますが、「東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画」に基づき、駅周辺の恒久的な施設確保として、駅西側の2箇所の都市計画駐車場の整備を進めています。また、当該施設運営においては民間のノウハウを活用した指定管理者制度を導入しています。
- 駅西口昇降施設は、多くの人が利用していることから、利便性向上に向けた施設機能を導入し、その後も適切に維持していく必要があります。
- 駅西口昇降施設は、建設された当時、建築基準法に定める申請等手続きがなされていないため、現行の建築基準法等への適合が求められています。

(5) 施設の管理に関する基本的な方針

- 「東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画」を踏まえ、駅周辺の恒久的な自転車等駐車場の確保や整備する施設における利便性・快適性・安全性の確保に努めます。また、当該施設運営については、引き続き民間のノウハウを活用した指定管理者制度により、利用者のサービス向上に努めます。
- 駅西口昇降施設は、現状の施設機能を維持していくため、「施設保全計画」に基づき、建物機能の定期的な点検を行い、利便性向上に向けた取組みを進めます。
- 駅西口昇降施設は、現行の建築基準法等への適合に向けた取組みや「下りエスカレーター」、「二方向出入口型のエレベーター」等の利便性向上施設の導入に向けた取組みを進めます。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

【インフラ系公共施設】

第1節 道路

＜施設の管理に関する基本的な方針＞

- 「東久留米市道路舗装補修工事5ヵ年計画」に基づき補修に取り組んでいます。
- 道路の持つ機能や役割から重要度の高い道路は、舗装補修工事を計画的に実施する計画保全型の道路として位置づけ、5年毎に舗装劣化の進行状況を点検により把握し、劣化・損傷を考慮し、計画的に補修を行います。
- 計画保全型の道路以外のいわゆる生活道路については、事後保全型の道路と位置づけ、道路パトロールや市民通報等を踏まえ応急的な対応を行い、劣化等が顕著な段階で部分的な補修を行い、必要に応じて更新を行います。これらの取組みにより、舗装の健全性の確保に努めます。

第2節 橋梁

＜施設の管理に関する基本的な方針＞

- 「東久留米市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、対症療法的な従来型管理から、劣化の状況を把握した上で、適切な時期に対策を行う計画的な管理へ転換し、効率的な維持管理を行います。
- 定期的に橋梁点検（5年に1度）を実施し、それを踏まえて橋梁の健全性を評価します。路線の利用状況や橋梁の特性に応じた各橋梁の重要性を定め、優先順位を設定し、計画的に修繕を実施することで、橋梁の安全確保に努めていきます。
- 橋梁の将来的な維持管理コスト削減のために、迂回路が近くにあり、利用者が少ない橋梁については、計画的な修繕を実施する前に具体的に集約化・撤去について検討します。
- 橋梁点検、修繕等の措置の効率化、高度化並びに費用縮減等を図るため、新技術の活用を含めた検討を行います。

第3節 道路排水施設

＜施設の管理に関する基本的な方針＞

- 道路上の降雨による排水は、道路排水施設により処理していますが、近年の豪雨による道路冠水の抜本的な対策は、公共下水道の整備が最も有効であることから、現在計画的に進めています。そのため、道路排水施設については、公共下水道事業の進捗を考慮し、適宜、整備・維持補修を行い、道路の安全性の確保に努めます。

第4節 公園

＜施設の管理に関する基本的な方針＞

- 老朽化した公園遊具の修繕などにあたっては、毎年実施する遊具点検の結果を考慮し、「東久留米市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に取り組みます。
- 市内全域の公園整備・既存公園の活用や整備も含めて、市民のニーズに合わせた公園のあり方を検討していきます。
- 再整備にあたっては、バリアフリーへの配慮や「東久留米市地域防災計画」との整合、これからの時代の要請に応えられる設計とするとともに、「東久留米市公園施設長寿命化計画」に基づく計画的な実施を進めます。

第5節 公共下水道

＜施設の管理に関する基本的な方針＞

- 「東久留米市公共下水道プランー第2次ー」に基づき、快適な住環境を支える下水道サービスの充実、維持に努めていきます。
- 下谷ポンプ場は、流入区域の見直しを行い、消費電力量の削減を図りましたが、雨天時浸入水が多い状況が報告されています。そのため、浸入水対策の実施等により、施設規模・処理水量の適正化を図っていきます。
- 下水道施設の老朽化については、施設の破損や道路陥没事故等のリスクが懸念されることから、「東久留米市下水道ストックマネジメント実施方針」に基づき、対策優先順位に応じて点検・調査を行い、予防保全型の計画的な維持管理を進めていきます。
- 大規模地震に対する備えとして、重要な管渠の一部や下谷ポンプ場の耐震性を確認していますが、引き続き、重要な管渠の耐震性の確認を進め、市内での地震に対する安全性の確保に努めます。

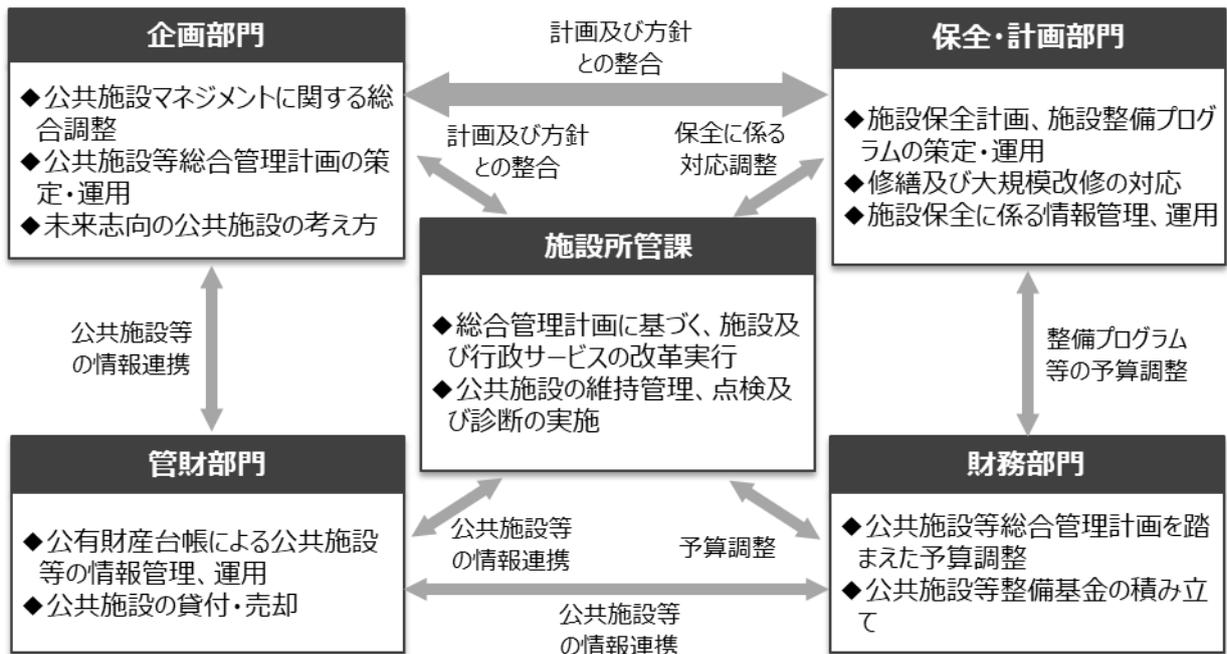
第6章 総合的かつ計画的な管理を実現するために

第1節 計画の推進に向けて

1-1. 推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、限られた財源の中で公共施設等を安全かつ快適に利用できるような機能を維持するとともに、より効率的・効果的に行政サービスを提供できるよう、公共施設等の維持管理及び更新に関わる各担当課が庁内横断的に連携した体制を構築し、対応を図ります。

図表 公共施設等総合管理計画の推進体制



1-2. PDCAサイクルに基づく維持管理・運営の推進

公共施設等を通じて効率的・効果的に行政サービスを提供できるよう、計画策定→計画に基づく保全及び再編等の実施→実施結果の評価→計画の見直しのPDCA (Plan→Do→Check→Act) サイクルに基づく公共施設等の維持管理・運営を図り、ハード・ソフトの両面から、本計画を着実に推進します。

1-3. 施設の維持管理・運営等に関する情報の一元化

公共施設等の諸元に関わる情報、定期点検及び診断結果、不具合状況に関する情報等は、公共施設等を適正かつ有効に維持管理及び利活用し、改修・更新等の実施を判断する上で重要な情報です。公共施設マネジメントを適正に進めていくためには、これらの情報の一元管理を図るとともに、適時情報の更新を行っていきます。

資料集

1. 公共施設の利用状況及び今後の方向性に対する市民意向調査

1-1. 調査の概要

＜調査対象＞ 平成27年6月15日現在、市内に在住する20歳以上の市民2,000人

＜実施期間＞ 平成27年7月31日～平成27年8月21日

＜実施方法＞ 郵送による調査票の配布及び回収

＜回収結果＞ 調査票の回収数及び回収率は、次のとおり

回収数（有効回収数）	732票（732票）
有効回収率	36.6%

＜図表の見方＞

- 集計は、小数点第2位を四捨五入しています。従って、集計の内訳の合計が100%と一致しないことがあります。
- 回答比率は、その質問の回答者数を基準に算出しました。従って、複数回答の設問は比率を合計すると100%を超えることがあります。
- 設問ごとに母数N、複数回答の場合は回答総数MAを記載しています。

1-2. 施設利用状況についての調査結果

（1）施設別の年間利用頻度

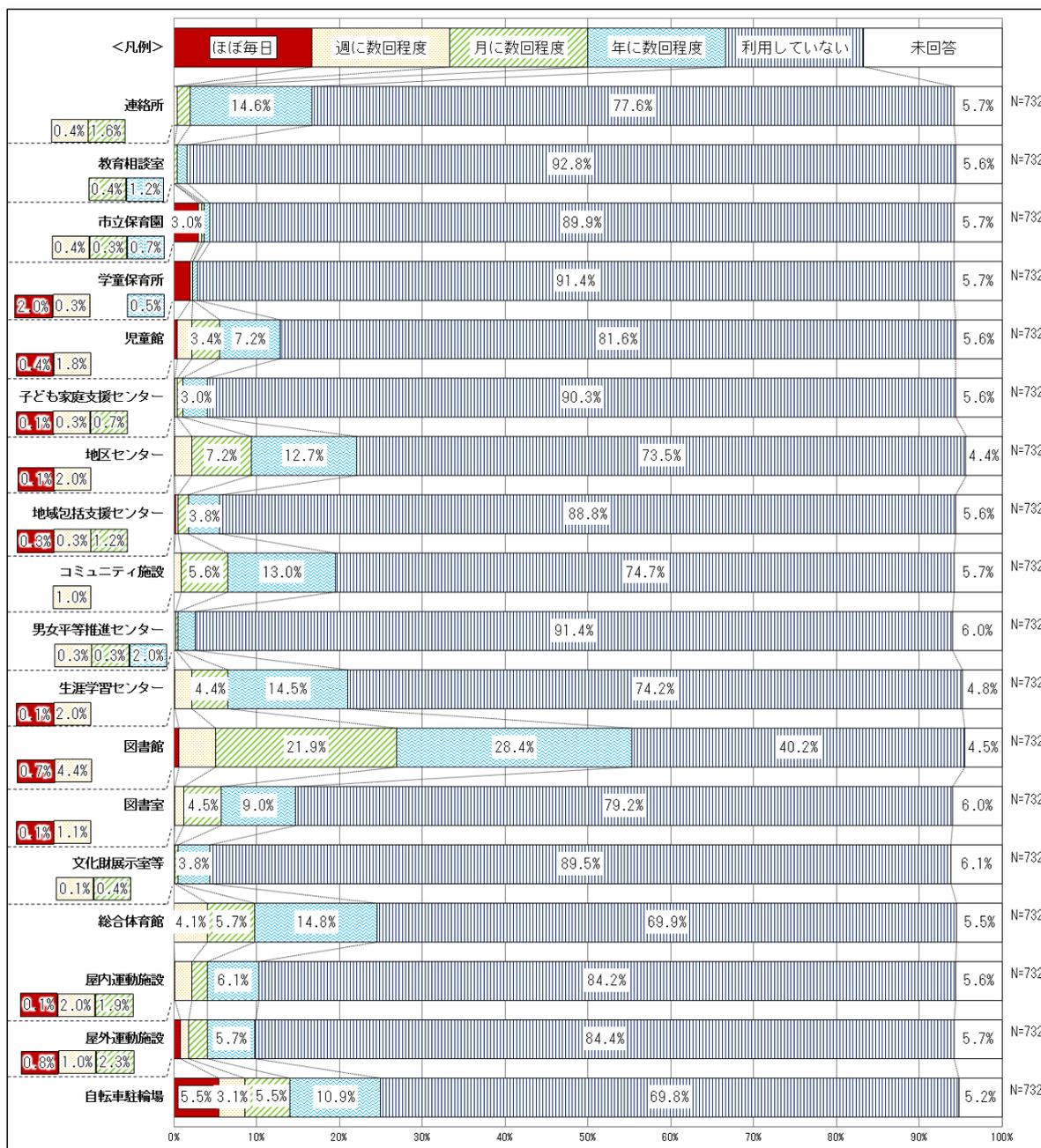
回答者及び回答者のご家族が、過去1年間に公共施設をどのくらいの頻度で利用したかを聞いたところ、施設全体では「利用していない」とする回答が80.2%と、高い割合を占めています。このうち、利用者の対象年齢に一定の制約がなく、市民が自由に利用できる施設（以下、市民利用施設とする）に絞ってみても、「利用していない」という回答は75.9%と、一貫して高い状況にあります。

一方、次頁の図表は、本アンケートの対象である施設区分（学校を除く）に係る年間利用頻度の状況ですが、このうち市民利用施設であって利用率（「ほぼ毎日」、「週に数回程度」、「月に数回程度」、「年に数回程度」に該当するものを計上）が高い施設としては、「図書館」が55.3%と突出しており、次いで「自転車駐車場」が25.0%、「総合体育館」が24.6%、「生涯学習センター」が21.0%となっています。

また、利用頻度が高い市民利用施設としては、同じく「図書館」が挙げられ、月に数回程度利用が21.9%、週に数回程度利用が4.4%と、それぞれ他の施設分類に比べて高い割合を占めています。さらに、「自転車駐車場」では、ほぼ毎日利用が5.5%と最も高い割合を占めています。

これに対し、市民利用施設のうち利用率が低い施設としては、「男女平等推進センター」で年に数回以上利用しているという人の割合が2.6%、「文化財展示室等」で4.4%となっています。

図表 施設別の年間利用頻度の状況

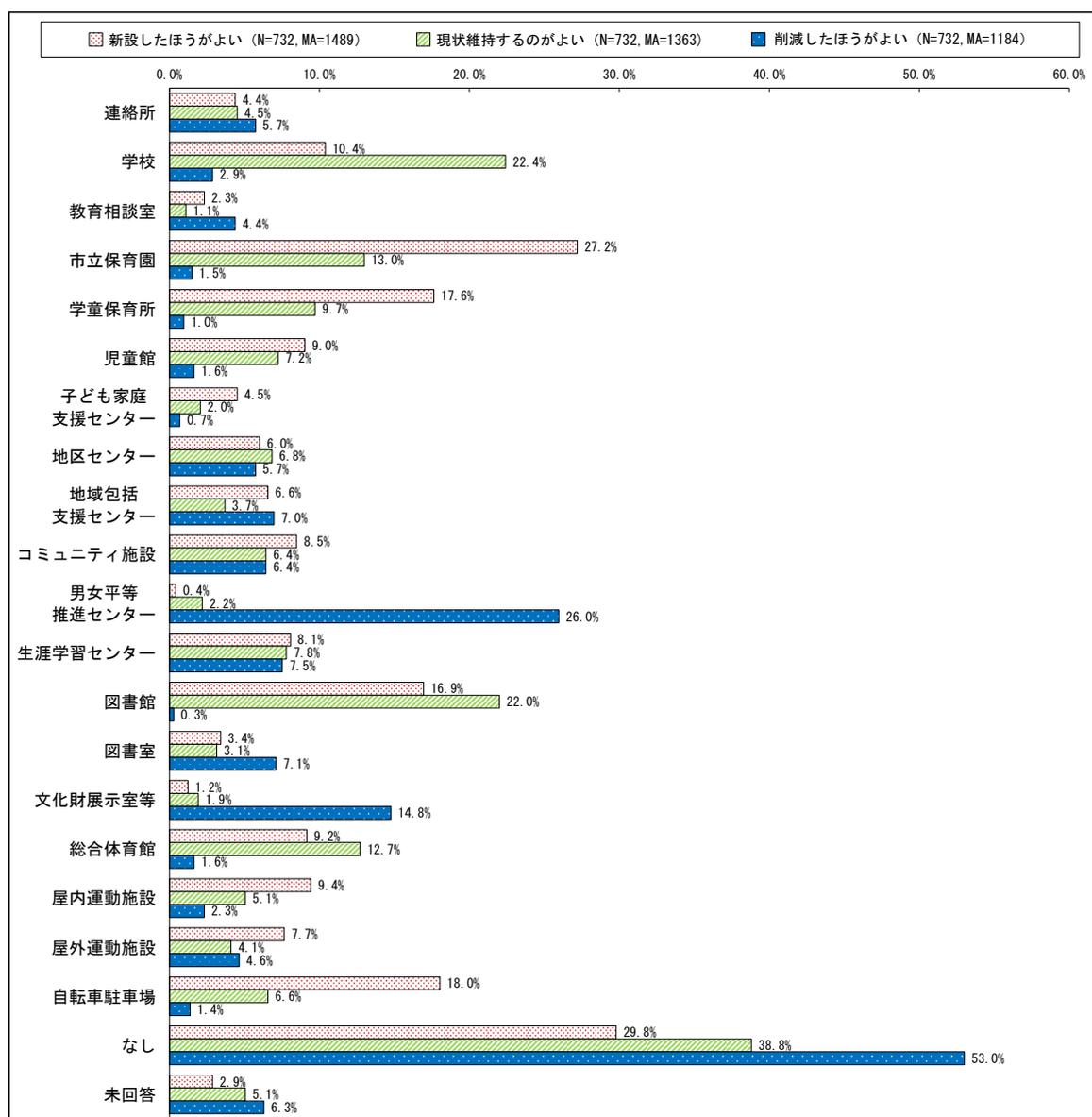


1 - 3. 公共施設の今後のあり方について

市内の公共施設の量（施設数）に関する意向について、現状では数が不足しているため新設したほうがよい施設、数は適正なので現状維持したほうがよい施設及び将来的な財政負担抑制のため削減したほうがよい施設をそれぞれ上位3つまで聞いたところ、新設したほうがよいとの回答が多かった施設としては、「市立保育園（27.2%）」、「自転車駐車場（18.0%）」、「学童保育所（17.6%）」などがありました。一方、削減したほうがよいとの回答が多かった施設としては、「男女平等推進センター（26.0%）」、「文化財展示室等（14.8%）」がありました。

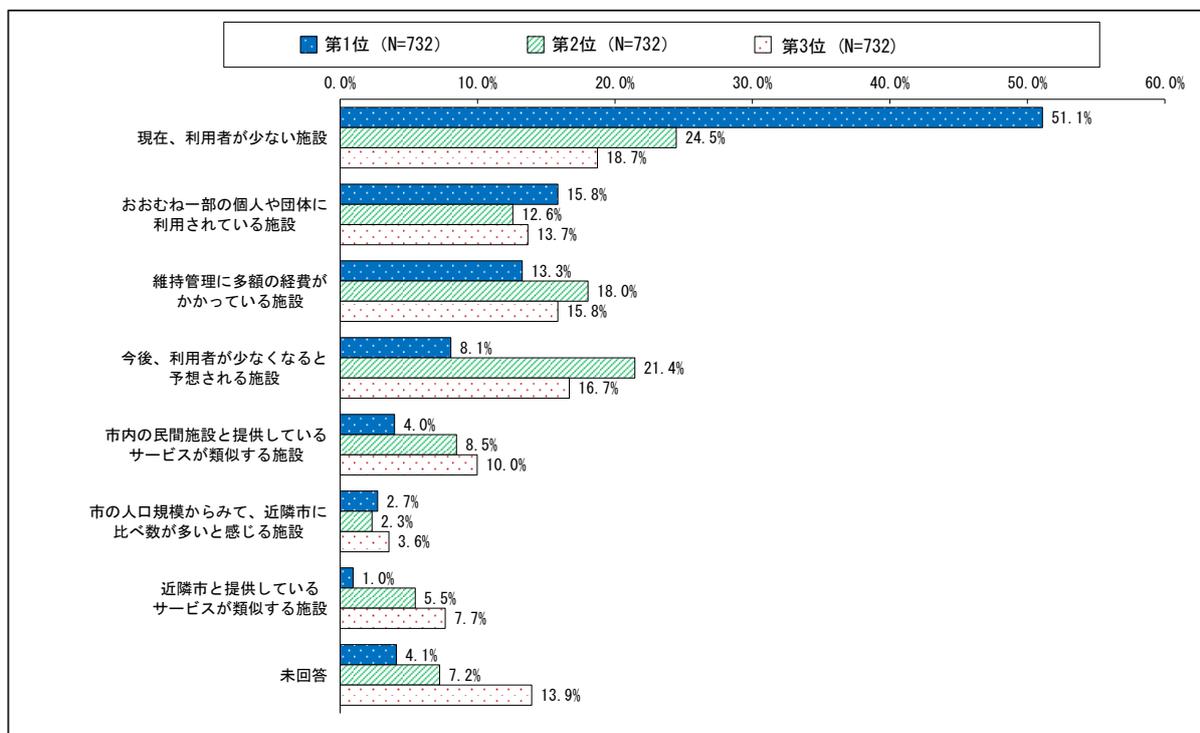
現状維持するのがよいとの回答が多かった施設としては、「学校（22.4%）」、「図書館（22.0%）」、「市立保育園（13.0%）」などがありました。

図表 公共施設の量（施設数）に関する意向



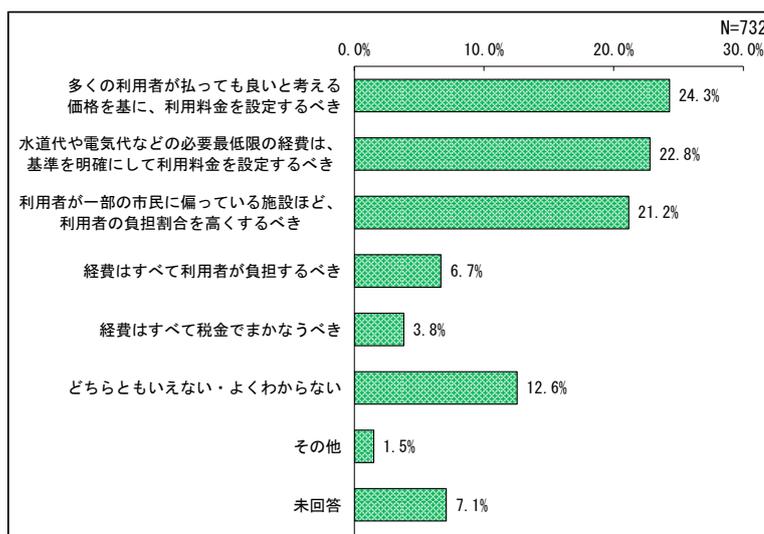
今後、既存の公共施設の削減が必要になった場合、どのような施設から削減すべきか、優先順位を1位から3位までを聞いたところ、優先順位1位としては、「現在、利用者が少ない施設」が51.1%、次いで、「おおむね一部の個人や団体に利用されている施設」が15.8%、「維持管理に多額の経費がかかっている施設」が13.3%となっています。

図表 施設の削減が必要になった場合の優先順位(1位～3位)



今後の公共施設の利用料金のあり方については、「多くの利用者が払っても良いと考える価格を基に、利用料金を設定すべき(24.3%)」、「水道代や電気代などの必要最低限の経費は、利用者が負担するなど、基準を明確にして利用料金を設定すべき(22.8%)」、「利用者が一部の市民に偏っている施設ほど、利用者の負担割合を高くするべき(21.2%)」という回答が、いずれも2割強を占めています。

図表 公共施設の利用料金のあり方に関する意向



1 - 4. 考えられる方策の実施についての意向

(1) 考えられる方策

将来にわたり、公共施設において市民の暮らしに必要な行政サービスを安定的に提供し続けるために考えられる10方策に関して、本市がこれらの方策を実施することについての意向を聞いています。

図表 考えられる方策一覧

方策
①現在ある施設の統廃合や機能の複合化によって施設の数減らす
②近隣市と共同で施設を整備・運営する
③施設の建替え・大規模改修や維持管理・運営に民間のノウハウや資金を活用する
④地域の暮らしに密着した施設は、地域の住民や自治会等が、維持管理・運営を行う
⑤建替えではなく、計画的な改修で、既存の施設をできるだけ長い間利用する
⑥類似する機能を持つ民間施設がある場合にその役割を民間に任せることで、市で保有する施設を減らす
⑦利用者が少ない施設や利用されていない土地の売却・賃貸によって、収入を得る
⑧維持管理・運営費を削減するため、施設におけるサービスの水準を引き下げる
⑨利用料金を徴収できる施設は、利用料金を引き上げる
⑩利用者だけではなく、市民全体で建替えや大規模改修に必要な経費を負担する

(2) 考えられる方策別の意向

全体としては、類似機能をもった民間施設の活用、既存施設の統廃合や複合化、近隣市との施設の共同整備等によって施設の数減らす方策や、民間のノウハウ等を利用した施設の維持管理・建替え、既存施設の長寿命化といった方策については、「実施すべき」（「積極的に実施すべき」と「どちらかといえば実施すべき」に該当するものを計上）の割合が高く、一方で、利用料金の引き上げや自治会による運営といった、市民の金銭的負担・労力を求める方策、市民サービスの水準を下げる方策については、「実施すべきではない」（「どちらかといえば実施すべきではない」と「実施すべきではない」に該当するものを計上）の割合が高い傾向がみとれます。

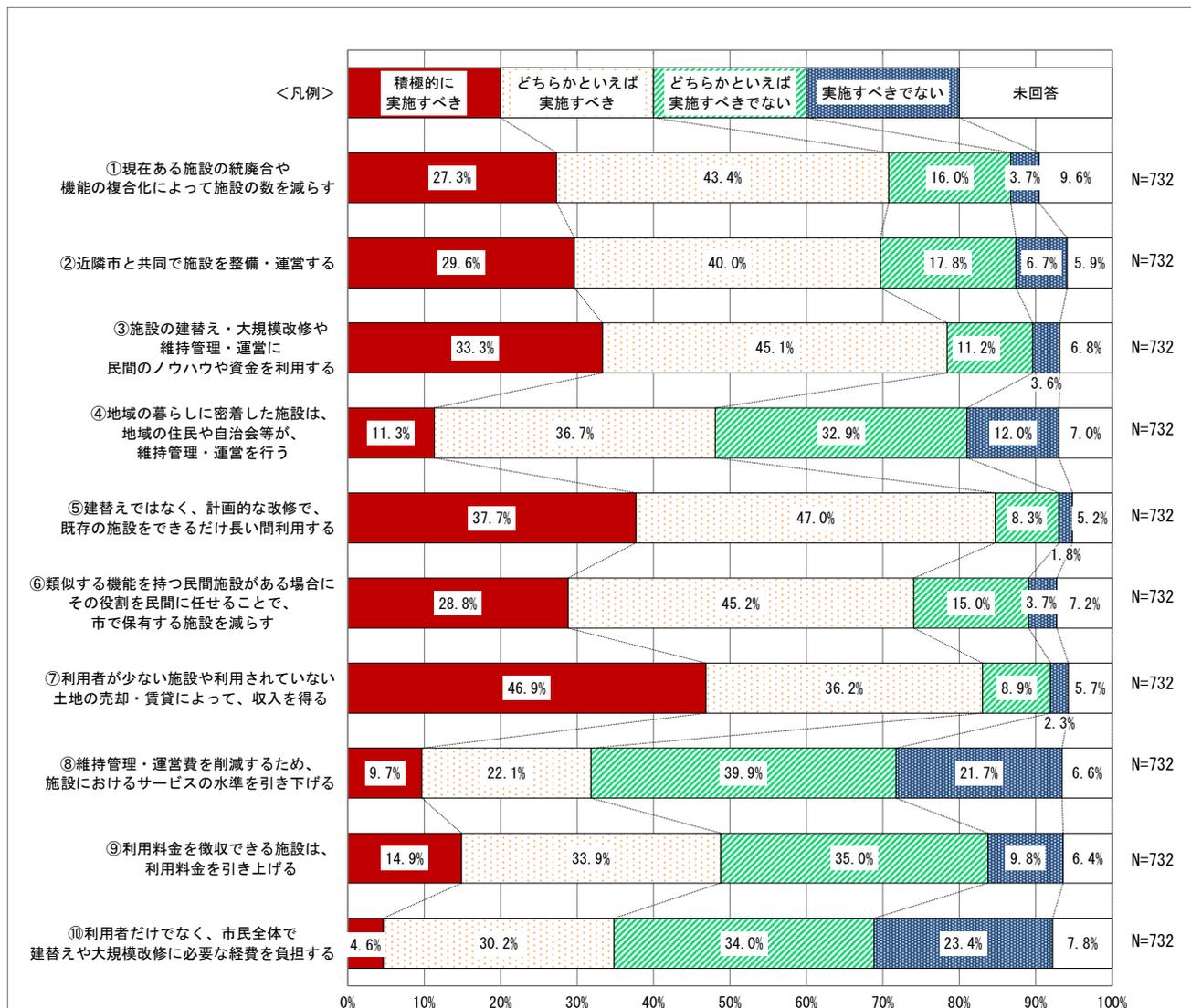
「⑤建替えではなく、計画的な改修で、既存の施設をできるだけ長い間利用する」、「⑦利用者が少ない施設や利用されていない土地の売却・賃貸によって、収入を得る」の2つの方策については、「実施すべき」が全体の8割を超えています（⑤84.7%、⑦83.1%）。特に、「⑦利用者が少ない施設や利用されていない土地の売却・賃貸によって、収入を得る」に対しては、全体の5割弱が「積極的に実施すべき（46.9%）」と回答しています。

また、「③施設の建替え・大規模改修や維持管理・運営に民間のノウハウや資金を利用する」、「⑥類似する機能を持つ民間施設がある場合その役割を民間に任せることで、市で保有する施設を減らす」、「①現在ある施設の統廃合や機能の複合化によって施設の数減らす」、「②近隣市と共同で施設を整備・運営する」の4つの方策については、全体の7割弱から8割弱が、「実施すべき」と回答しています（③78.4%、⑥74.0%、①70.7%、②69.6%）。

一方、「⑩利用者だけではなく、市民全体で建替えや大規模改修に必要な経費を負担する」、「⑧

維持管理・運営費を削減するため、施設におけるサービスの水準を引き下げる」の2つの方策については、「実施すべきでない」と回答している割合が、それぞれ⑩57.4%、⑧61.6%で、「実施すべき（⑩34.8%、⑧31.8%）」を上回っています。

図表 考えられる方策別の意向



2. 用語集

	用語	説明	掲載ページ
五十音順			
カ行	減災レジリエンス	「災害、または災害による被害は生じるもの」という考えを前提のもと、その被害を最小限に抑えるために備え、早期に復旧するための事後手順を策定すること。	50
サ行	事後保全	建物に不具合が生じてからその都度修繕等を行う対応のこと。	28,50,101
	施設保全の手引き	公共施設の安全性や快適性を確保するために、誰が・何を・どのように対応すべきといった全庁的なルールを定め、施設管理者がどのように保全業務を推進していくべきかを手引きとしてまとめたもの。	49
	指定管理者制度	平成 15 年 6 月の地方自治法の改正（同年 9 月 2 日施行）により創設され、市の出資法人等のほか、民間事業者や N P O 法人等の団体に公の施設の管理を代行することを可能とし、市民サービスの向上と経費の縮減を同時に実現する方策として期待されている制度のこと。	14,45,70,87,93,98
タ行	脱炭素化	低炭素の電源や再生可能エネルギーを利用して二酸化炭素の排出を削減・消滅させ、持続可能な環境に向けてビジネスや生活のあり方を見直すこと。	50
	デジタル・トランスフォーメーション（DX）	Digital Transformation「デジタル・トランスフォーメーション」の略。デジタル技術が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。	50
	デジタル社会の実現に向けた重点計画	目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が構造改革や個別の施策に取り組み、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるもの。	50
	デジタル田園都市国家構想基本方針	デジタル田園都市国家構想とは、「心ゆたかな暮らし」（Well-Being）と「持続可能な環境・社会・経済」（Sustainability）を実現していく構想のこと。デジタル田園都市国家構想基本方針は「デジタルの力を活用した地方の社会課題解決」、「デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備」、「デジタル人材の育成・確保」、「誰一人取り残されないための取組」、の 4 つを柱として取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」の実現を目指すもの。	50
ナ行	ネーミングライツ	主に施設などに名前をつける権利を一般企業などに売却することで収入源を確保する方法であり、一般企業では自社やブランドなどの知名度を上げるなどの目的で命名権を購入するもの。	46
ハ行	東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画	恒久的な自転車等駐車場の確保を目的とする計画のこと。平成 30 年 3 月に策定した。	99
	東久留米市立学校再編成計画	より良い教育環境へ整備・充実することを目的とした学校の規模や配置・通学区域を見直す計画のこと。平成 14 年 11 月に作成した。	63
	東久留米市橋梁長寿命化修繕計画	計画的かつ予防的な修繕を行うことで橋の長寿命化を図り、老朽化する橋の維持管理コストの縮減と予算の平準化を行うことを目的とする計画のこと。平成 24 年度に策定した「東久留米市橋梁長寿命化修繕計画」を見直すため、平成 30 年 3 月に策定した。	3,17,28,30,101
	東久留米市下水道事業経営戦略－2021－	令和 3 年 2 月に策定した「東久留米市公共下水道プラン-第 2 次-」に掲げる施策目標の実現のため、下水道事業の財政と経営状況を踏まえ、投資計画と財政計画の収支が均衡する健全な事業経営の実現を目指した計画のこと。令和 3 年 2 月に策定した。	29,32,35

	用語	説明	掲載ページ
	東久留米市下水道ストックマネジメント実施方針	国の定めた「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版」をもとに、管路施設やポンプ場施設の点検・調査・改築・修繕の優先順位や施設の維持に必要と予想される事業費の推移など、下水道事業の管理面に求められる基本的な事項の取りまとめを目的としたもの。平成 31 年 2 月に策定した。	3,102
	東久留米市公園施設長寿命化計画	本市内に所在する公園の遊具、建築物等について、今後進展する老朽化に対する安全対策の強化、補修、更新の費用を平準化させ、維持管理経費の縮減を図る観点から、既存施設の長寿命化対策及び計画的な補修・改築・更新を行うことを目的とした計画のこと。平成 28 年 3 月に策定した。	3,28,30,102
	東久留米市公共下水道プラン－第 2 次－	平成 23 年 3 月に策定した「東久留米市公共下水道プラン」に続く、今後 10 年間の下水道事業のあり方（方向性）を示した計画のこと。前プランの計画期間が終期を迎えることから、下水道事業を取り巻く環境に対応すべく、次期計画となる「東久留米市公共下水道プラン（計画期間：令和 3 年度から令和 12 年度まで）」を令和 3 年 2 月に策定した。	19,102
	東久留米市公共施設のあり方に関する基本方針	将来を見据えた公共施設（いわゆるハコモノ）の整備及び公共施設における行政サービスに関する基本的な考え方をまとめたもの。平成 28 年 3 月に策定した。	2
	東久留米市公共施設白書	本市が保有もしくは管理する公共施設の現況を把握するとともに、施設の物理的な機能とともに配置やコスト、利用実態等に関する課題を整理・分析したものの。平成 27 年 5 月に作成した。	2,52
	東久留米市施設整備プログラム	「東久留米市施設保全計画」に示す保全ルールに基づいた実行計画として、今後 10 年の間における各建物の改修及び更新時期と中長期的な費用を明らかにし、年度間の平準化を図りながら、施設の長寿命化と安全性確保のため、改修工事等を計画的に実施していくことを目的としたもの。平成 29 年 2 月に策定した。	3,4,24,26
	東久留米市施設保全計画	公共施設を長く安全に、かつ利用者が快適に利活用できるよう、庁内統一的な施設保全のルールとして、保全のあり方や具体的な保全業務の推進方法を示したものの。平成 28 年 3 月に策定した。	2,3,4,23, 49,56,57, 63,71,78, 88,93,94, 101
	東久留米市地域防災計画	「災害対策基本法」第 42 条及び「東久留米市防災会議条例」第 2 条第 1 項の規定に基づき東久留米市防災会議が作成する計画。市、都、指定地方行政機関等が、災害の予防、応急・復旧対策及び復興を実施することにより、災害から市民の生命、身体および財産を保護することを目的としている。令和 4 年 2 月に策定した。	102
	東久留米市 DX 推進方針	人にやさしいデジタル化を推進し、「お手間を取らせない市役所」を目指すため、本市の DX 推進に対する基本的な考え方及び個別施策を示したものの。令和 4 年度から令和 8 年度までを計画期間として、令和 4 年 8 月に策定した。	51
	東久留米市道路舗装補修工事 5 ヵ年計画	計画的に道路の維持補修を進めることを目的とし、5 年毎に見直す計画のこと。令和 2 ～ 6 年度までを計画期間とする第 4 期計画を、令和 2 年 4 月に策定した。	101

	用語	説明	掲載ページ
ラ 行	ライフサイクルコスト	建物を企画・設計・建築し、その建物を維持管理して、最後に解体・廃棄するまでの、建物に要する費用の総額のこと。	40,41,44, 46
ヤ 行	予防保全	定期的な点検と診断を行い、建物や設備機器の状態を把握し、異常の兆候を早期に発見し、適切な処置を行う対応のこと。	46,49,104
	ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。	50
アルファベット順			
	I o T	Internet of Things「モノのインターネット」の略。PC やスマートフォンに限らず、様々なモノがインターネットにつながり、利用できるようになること。遠隔操作できるロボット掃除機やエアコンといったスマート家電、腕時計型の健康管理デバイスなどを「IoT 機器」という。	51
	P F I	公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効果的かつ効率的な公共サービスの提供を図るという考え方のこと。	46
	Z E B	Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。	56

東久留米市公共施設等総合管理計画

平成29年2月 策定

令和5年2月 改訂

発行 東久留米市
編集 東久留米市企画経営室行政経営課
住所 〒203-8555
東京都東久留米市本町三丁目3番1号
電話 042-470-7777 (代)
FAX 042-470-7811
Email gyoseikeiei@city.higashikurume.lg.jp